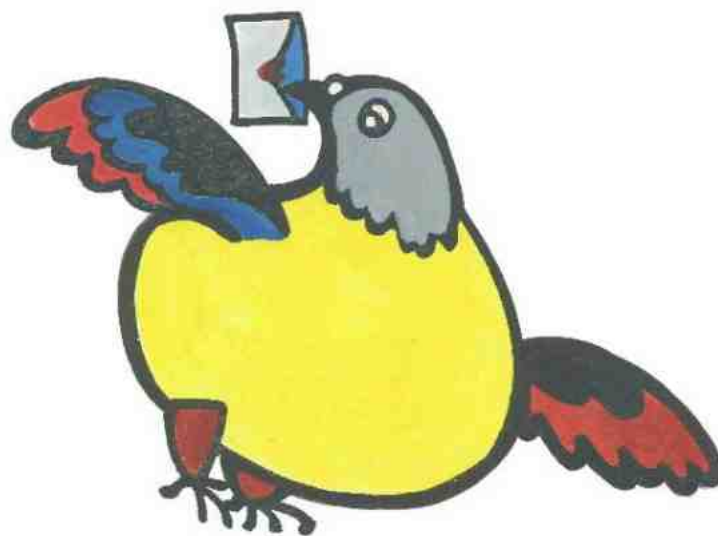


情報モラル指導資料



平成 14 年 3 月 発行

平成 15 年 9 月 一部改訂

平成 19 年 3 月 増補改訂

大阪府教育委員会

も く じ

はじめに	1
増補改訂版の発行にあたって	2
編集の方針	3
メディアリテラシーの指導について	4
1 小学校	5
2 中学校	7
3 高等学校	9
情報モラルの指導について	12
1 電子メールの活用	13
2 メールングリストの活用	17
3 電子掲示板の使い方	21
4 情報通信コミュニティー	25
5 テレビ会議の利用	29
6 Webページの活用	33
7 検索サイトの使い方	37
8 情報の取捨選択	41
9 電子商取引の現状	45
10 Webページ作成時の配慮	49
11 情報発信の責任	53
12 サーバの役割	57
13 ネットワーク社会	61
14 情報のデジタル化	65
15 個人情報の扱い方	69
16 個人認証の方法	73
参考文献、情報モラル指導方法研究委員会	78
情報モラル指導資料執筆協力者、表紙デザイン及び本文カット	78
関係法令	79
著作権法	81
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	119
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	121
個人情報の保護に関する法律	123
大阪府個人情報保護条例	132
大阪府青少年健全育成条例(一部)	145

権利について

Windows は米国 Microsoft Corporation の登録商標です。その他、本書に記述されている製品名等は、各メーカーの商標または登録商標です。

本書を大阪府教育委員会の許諾なく、複製及び転載することを禁止します。

はじめに

府教育委員会においては、平成 11 年 4 月に「教育改革プログラム」を策定し、情報教育の推進について「高度情報社会に生きる児童・生徒が、情報や情報機器を主体的に選択し活用するとともに、情報を積極的に発信することができる基礎的な資質や能力を養い、あわせてプライバシーの保護等、基本的ルールを身につけさせ、情報モラルの育成に努める。」との具体的取組を示しました。

また、平成 15 年度から実施されている高等学校の新学習指導要領においては、必ず履修する教科「情報」や、新たに設けられた「総合的な学習の時間」を始めとしたすべての教科・科目等で、「生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努める」こととされています。

このような観点から、これからの高度情報通信社会に対応した学習環境の充実に図るため、学校情報ネットワーク整備事業を平成 12 年度から進め、平成 13 年度には府立高等学校全校での運用を開始しました。

本事業は、府教育センターと各府立高等学校とを専用の光ファイバー通信回線で常時接続し、LAN 教室等のコンピュータ教室や学校図書館など、学校内の必要な場所にコンピュータを設置し、生徒が情報機器やインターネット等の情報通信技術を身近に使える環境を、府立高等学校全校に整備したものであります。また、本事業のねらいは、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、主体的、意欲的に学び、考える力や自分の意見を積極的に主張できるコミュニケーション能力を一層伸ばしていくことにあります。

本事業の一環として、平成 13 年度に学識経験者、府教育委員会事務局、府教育センター、府立高等学校教員による情報モラル指導方法研究委員会を設置し、高等学校における情報モラルの指導等に関する事例の収集と研究を行い、この成果に基づき、本書を作成しました。

インターネット上に流れる有害情報は、数年前には想像もできないくらい急速に増加し、氾濫しています。コンピュータネットワークは、情報の伝達が速く、直接外部にアクセスすることから、「生徒が有害情報を見てしまう」、「あやまって個人情報を送信してしまう」などの問題事象が起こる可能性があります。またネットワーク上ではさまざまな人権侵害事象が生起しており、生徒が気付かないうちに人権侵害の加害者や被害者になってしまうことも考えられます。このような事態を未然に防止するためには、フィルタリングによって有害情報へのアクセス防止環境を作るとともに、情報モラルの育成が必要です。その際には、まず教職員自身が、情報に対する判断力や処理能力・情報管理能力を高めるとともに、人権意識の高揚を図り、生徒が安全な環境で自主的・主体的に情報に接する姿勢を育成する指導が望まれます。

情報モラルの育成は、技術革新による高度情報通信ネットワーク社会の移行に伴って、早急に進める必要がある教育課題のひとつであることから、各学校で教職員が生徒に指導する際の参考となるよう、本書を作成いたしました。本書が、各学校の情報モラルの指導に役立つことを願うとともに、情報モラル指導方法研究委員会、執筆協力者及び本書の作成に御協力いただきました皆様に感謝の意を表します。

平成 15 年 9 月 一部改訂

大阪府教育委員会事務局

教育振興室長

増補改訂版の発行にあたって

情報モラルの育成は、技術革新による高度情報通信ネットワーク社会の移行に伴って、早急に進める必要がある教育課題のひとつです。府教育委員会においては、平成 13 年度に「情報モラル指導方法研究委員会」を組織し、各学校で教職員が生徒に情報モラルをいかに指導するかについて研究を行い、その研究成果に基づいて、平成 14 年 3 月に本書が作成されました。翌 15 年 9 月に一部改訂を行いました。その後大きな改訂を行うことなく、今日まで 3 年余が経過しました。

わずか 3 年間ではありますが、この間の情報機器の発達による情報環境の急速な変化は、児童生徒のコミュニケーションのあり方や情報の受信等に大きな影響を与えています。児童生徒は携帯電話のメール、オンラインゲーム等の機能を自由に使いこなす一方で、出会い系サイトや架空請求詐欺等のトラブルに巻き込まれるだけでなく、ウェブサイト上での誹謗中傷や個人情報の流出、著作権侵害など、情報発信者として、そのモラルが問われる事例も少なくありません。

高度情報通信社会がますます発展する中、様々なメディアから発信される内容について、児童生徒が主体的に判断し、コミュニケーションを創造していく能力や、情報社会で適正な活動を行なうための基となる考え方や態度など、いわゆるいわゆるメディアリテラシーや情報モラルを育成していくことが、ますます重要になっています。

そのためには、教職員が情報の処理能力を高めるだけでなく、判断力や情報管理能力、人権意識を高め、児童生徒が安全な環境で適切に情報を活用する態度を身につけられるよう指導できることが望まれます。

今回の増補改訂に当たっては、児童生徒が学校段階の早い時期に様々な情報を主体的に判断し、自分の責任で行動することができる力を身につけられるよう、小学校、中学校、高等学校におけるメディアリテラシー教育の指導事例を新たに盛り込みました。

また、高度情報通信社会に対応した学習環境の充実を目的として整備している学校情報ネットワークが、平成 18 年度に機器更新を完了したことに対応して、本文中の記述を改訂しました。

今回の増補改訂を受け、本書がこれまで以上に、よりよい授業づくりに資するものとなり、児童生徒の関心や学習意欲を高めるとともに、メディアリテラシーや情報モラルの育成に寄与することを願ってやみません。

平成 19 年 3 月

大阪府教育委員会事務局

教育振興室長

編集の方針



本書は、メディアリテラシーの指導と高等学校における情報モラルの指導に関して、教職員向けの資料として編集しました。

メディアリテラシーの指導に関しては、その考え方と小学校、中学校、高等学校の指導事例を掲載しました。これらの指導事例は、他校種においても活用できるものとなっています。

情報モラルの指導に関しては、16の項目に分け、それぞれを読み切りの形式として、4ページにまとめています。

項目の配列については、順序に意味や前後に関連性をもたせたものではありません。授業等で活用する際は、年間の授業実施計画等に合わせ、必要な時期に、必要な項目を実施するようお願いします。

各項目については、次の方針に基づき編集しています。

(1) 表題

各項目の表題は、項目全体で何を伝えたいかが分かるように配慮しました。表題の右上は、その項目で扱う情報モラルのキーワードを示しています。

(2) 情報社会の「光」と「影」

各項目の1ページは、その項目に関して情報社会における利便性と危険性を解説しました。それぞれの小項目のフェイスマーク（顔文字）の意味は、次のとおりです。

(^^) 情報社会の「光」の側面

(T-T) 情報社会の「影」の側面

(3) 学校情報ネットワークの解説

情報モラルの指導に関する各項目の2ページは、項目によっては一般的な内容の場合もありますが、主に府学校情報ネットワークについての技術的な解説のページです。学校情報ネットワークの機器やソフトウェアの活用の仕方やコラムとしてQ&Aなどをまとめました。

表題には次のアイコン（絵文字）がついています。



(4) 学習指導案

各項目の3～4ページは、その項目の内容に沿った授業を行う際の学習指導案です。学習指導案は、50分（1単位時間）の授業を想定して作成していますが、実習と合わせた場合、2単位時間以上が必要となるものもあります。

また、「1本時の位置」には、指導案の内容がどのような時期に実施するのが適切かについて、参考として記述しています。

表題には次のアイコンがついています。



メディアリテラシーの指導について

1 高度情報化社会の中で

私たちの周りには様々なメディアから送られてくるたくさんの情報が存在します。

特に最近では、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌に代表されるマスメディアとともに、コンピュータや携帯電話などからインターネットを通じて流される個人的なメディアからの情報も大きな影響をもつようになりました。

現代社会を生きる子どもたちは、好むと好まざるにかかわらず、様々な情報にさらされているということになります。

インターネットなどを含む多様なメディアをどのように認識し、理解し、活用するかということがますます重要な課題となっています。

2 メディアリテラシー

情報化が社会生活に与える影響に気づき、情報及び情報手段を有効に活用できる能力を「メディアリテラシー」といいます。

「メディアリテラシー」の考え方は、「情報」というものは、だれかが意図を持ってつくったものだということを意識することから始まります。

一つの「情報」に対したとき、その「情報」が「どのようなメディアから流されたものか」「どのような意図をもって流されたものか」等を理解することで、その「情報」の真偽を含め、自分にとって価値のある情報なのかを判断し、活用する態度を身に付けることができます。

また、さまざまなメディアの特性を理解することは、自分が必要な情報を得ようとする際に、最適なメディアを選び活用することができる能力に結びつきます。

さらに、メディアをよく理解することは、「情報」の発信者となったとき、その情報を受け取る人々のことを考え、よりよき相互コミュニケーション(インタラクティブコミュニケーション)をつくりだしていく能力を育むことにつながります。以上のような能力を身に付けることで、「情報社会に積極的に参加し、主体的に判断し、行動する態度」を育成することが「メディアリテラシー」教育の目標といえます。

3 自立した子どもたちの育成にむけて

本資料で扱う「情報モラル」に総括されるさまざまなスキルやマナーは、その一つひとつが「メディアリテラシー」に係わる大切な能力ですが、これだけで「メディアリテラシー」が十分身につけられるわけではありません。

例えば、一つの「情報」に対したとき、その「情報」を主体的に判断するためには、コンピュータの操作能力が高いだけでは対処できない場合もあるからです。「メディアリテラシー」とは、もっと幅広く・奥深いものです。

つまり、「メディアリテラシー」の育成は、情報教育の分野だけで取り組めば良いというものではなく、国語科や公民科、技術・家庭科、情報科などの各教科、また総合的な学習の時間等において、子どもたちのコミュニケーション能力の総合的な発達をめざしながら進めるべきものと考えられます。

爆発的な進歩を続ける高度情報化社会において、一人ひとりの子どもたちが、様々な「情報」を主体的に判断し、自分の責任で行動することができる力が身につけられるよう、「メディアリテラシー」の育成を全校的な取組として進めていく必要があります。

旧郵政省の「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会」の「報告書」では、メディアリテラシーを、次の3つの能力に整理しています。(平成12年6月31日)

「メディアを主体的に読み解く能力」

ア 情報を伝達するメディアそれぞれの特質を理解する能力

イ メディアから発信される情報について社会的文脈で批判的(クリティカル)に分析・評価・吟味し、能動的に選択する能力

「メディアにアクセスし、活用する能力」

メディア(機器)を選択、操作し、能動的に活用する能力

「メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力。特に、情報の読み手との相互作用的(インタラクティブ)コミュニケーション能力。」

全体指導計画

1.主題

伝え方を選んで、ニュースを発信しよう

2.指導目標

子どもたちは4年生の「新聞記者になろう」(国語科)で、伝えたいことをはっきりさせて書く活動を経験している。その中で、新聞の特徴や割付などについて理解を深めてきた。

その学習をうけて、「伝え方を工夫して発信しよう」では、身近なところからニュースを探し、それぞれの伝達手段の特性を生かしながら表現する活動を行い、相手に分かりやすく伝える文章の構成について考えさせたい。そしてこれらの活動を通して、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力も育成したい。

3.指導計画

第1時	「ニュースを伝える」を読み、新聞と放送の文章の書き方の工夫を読み取る。 (ニュースを発信するという目的をもって文章を読む)
第2時	グループごとに学校や地域の中でニュースを探す。
第3・4時	探したニュースを新聞記事にし、グループで検討する。
第5・6時	新聞記事にしたニュースを放送用の原稿に書き直し、グループで検討する。
第7・8時	放送用台本をつくり、練習する。
第9時	リハーサルをして、録画する。
第10・11時	コマーシャルの目的や効果について考える。 (福祉施設等での活動取材し、コマーシャルとして番組の間に組み込む)
第12時	お互いに作品を視聴し、評価し合う。

メディアリテラシー

- 1 本時の位置 ・小学5年生 12時間中の第5時
- 2 指導目標 ・新聞記事の本文を放送用の原稿に書き直すことができる。
・放送用の原稿をグループで検討することができる。
- 3 目標行動 ・自分が伝えたいことを文章や言葉で分かりやすく伝えることができる。
・一人ひとりで考えた記事をグループで考え直す活動を通して、文章を構成する能力を身に付ける。
・デジタルカメラ・ビデオカメラ等を用いた放送番組作りを通して、的確なコミュニケーション能力を身に付けさせる。
・メディアの情報を的確に把握し、取捨選択する能力を身に付ける。
- 4 留意点 ・コミュニケーションを中心としたグループ活動を活発に行わせる。
- 5 展開

	学習活動	指導者の働きかけ	ねらい・評価
導入	<ul style="list-style-type: none"> 本時の学習課題、めあての確認をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習課題を提示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習課題をつかめたか。
展開	<ul style="list-style-type: none"> 放送用原稿の工夫について確かめる。 新聞記事とラジオの原稿の聞き比べをする。 新聞記事からラジオの原稿を作るためにどんな工夫があるかを発表する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 文を短くする。 大事なところだけ書いてある。 事柄全体を書き、詳しく述べる文を加える二段構えの書き方をする。 聞きやすく分かりやすいように書く。 同音異義語に注意する。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 新聞記事から放送用の原稿に直すためには、どんな工夫がされているかを考えながら聞くようにさせる。 新聞記事を読み聞かせてからラジオのニュースを流す。 流したラジオのニュース原稿を配り、新聞記事と比較させる。 新聞記事とラジオの原稿で、同じ箇所を探し、線を引かせる。 新聞記事とラジオの原稿で、違う所にはどんな表現がされているかに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 聞きやすさが実感できたか。 ラジオのニュース原稿と新聞記事の違いに気づけたか。 ラジオのニュース原稿にはどんな工夫があるか考えられたか。 自分なりの考えを持てたか。
	<ul style="list-style-type: none"> 自分の班の新聞記事を放送原稿に書き直す。 	<ul style="list-style-type: none"> 机間指導し、書き悩んでいる児童には記事の中の重要な言葉を助言する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の気づいたことを基に、原稿作りができているか。
班の放送用原稿を作ろう。			
	<ul style="list-style-type: none"> 書いた原稿を読み合っって班の放送用原稿を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> 話合いが進むように、一人ひとりの役割を確認させる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 編集長（文章を読んでいく） 原稿係（記録を取る） 構成係（新聞に割付をする） 報告係（発表する） </div>	<ul style="list-style-type: none"> 自分の役割を意識して、話合いができているか。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> できたところまでを発表し、意見交流をする。 		<ul style="list-style-type: none"> 聞いた発表を基に、自分たちの課題を持てたか。

全体指導計画

1.主題

インターネットを使って適切な情報を収集しよう

2.指導目標

パーソナルコンピューター（以下パソコン）の普及はめざましいものがある。学校教育においても同様のことが言え、パソコンの活用は教育効果の向上にも大きく貢献している。情報収集においては、現在一番よく利用されているのがインターネットによるものである。そこで、インターネットによる情報検索・収集の基本を身に付け、著作権など情報モラルや情報検索・収集における注意点を理解する力を育成したい。

3.指導計画

全5時間

- 第一時 本校におけるパソコン室の使い方
- 第二時 情報の検索とサーチエンジン
- 第三時 情報モラル（おもに著作権について）
- 第四時 多くの情報から、適切な情報を選ぶ（本時）
- 第五時 1枚の用紙に入るよう編集する

メディアリテラシー

- 1 本時の位置 日本語入力やインターネットでの検索が、ほぼ一人でできること。
- 2 指導目標 インターネットから自分の求める情報を見つけ出す。
Web ページ上の情報が正確なものであるかどうか確かめる。
- 3 目標行動 サーチエンジンの違いを理解し、適切に使うことができる。
Web ページ上の情報が信頼できるものであるかを確かめることができる。
- 4 留意点 検索内容の信頼性は、何を基準に判断できるか考える。
- 5 準備 よく使われているサーチエンジンの違いを調べる。
感想や URL などを入力するシート。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価基準
導入	・それぞれのサーチエンジンに接続する。	・電源を入れログオンする。 ・ブラウザを立ち上げる。	・生徒(各列)ごとにサーチエンジンを指定する。	
展開	・指示された項目について検索を始める。 ・信頼度を判断する	・求める情報を見つけ出す。 ・シートに必要事項を入力する。 ・生徒は、そのWeb ページを選んだ理由を発表する(全員が発表する)。 ・転送された信頼性の低そうなWeb ページの画面の内容を見て、感想を所定のシートに入力する。	・教材配付機能を使ってシートを送る。 ・生徒が調べたWeb ページの画面を転送する(プロジェクターも使う) ・信頼性の低そうなWeb ページを示し、その問題点を考えさせる。(適当なものがないければ、事前に調べておいたWeb ページを示す)	【技能】 適切な情報を短時間で検索できる。 【知識理解】 情報の真偽を判断できる。
まとめ	・本時の学習ポイントを確認する。	・入力したシートを上書き保存する。	・生徒の上書きしたファイルを授業終了後、回収しプリントアウトする。	【知識理解】 情報の真偽を判断できる。

全体指導計画

1.主題

多くの情報が溢れている社会で、自分にとって必要な情報を取捨選択する力が必要である。すなわち、「情報の受け手」として必要な基本的技能を学習する。また、Webページ、ブログ、掲示板などを使って情報の発信が容易にできる社会になっている。情報の発信規模も広がっている。自分の意図しない方向に情報が伝わらないように、「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する。

2.指導目標

情報がどのような意図を持って発信されているかを理解し、その情報を読み解く力を育成する。情報をうまく伝えるために必要なことを、実習をとおして学ぶ。

3.指導計画

第1時 メディアについて

メディアの特性を理解する。正しい理解により適切なメディアの選択することができる。

第2時 信頼できるWebページとは

「Webページを見比べよう」(Webページの違いを指摘する。)

第3時 情報を伝える

ある事柄を伝えることを目的として作成されたビデオ等を見て、情報を伝えるための「しかけ」を知る。

第4時 自分で編集しよう

あらかじめ用意した10分間の素材ビデオを自分のテーマで90秒に編集する。

第5時 作品発表とまとめ

第4時の生徒作品を見て、その人の「テーマ」がうまく表現できているか相互評価する。

メディアリテラシー

信頼できるWebページとは

(Webページを見比べよう)

1 本時の位置

第1学年・情報A

- ・Webページを検索し閲覧することができる。
- ・プレゼンテーションソフトの入力や編集に慣れている。
- ・コピー、貼り付けができる。

2 指導目標

同じテーマでもWebページによって、扱いが異なることを指摘できる。

3 目標行動

一つのテーマを複数のWebページで調べる。

どのように記述しているか違いを比較する。

プレゼンテーションソフトで説明する。

- ・調べるテーマを決め、表紙を作成する。
- ・検索サイトから複数のWebサイトを閲覧する。
- ・見出しとURLを入力する。
- ・違いをスライドに入力する。

4 留意点

見本例を数種類作成しておき、生徒が何を実習するのか分かるようにする。

同じテーマでも、Webページに公開されている情報に違いがあることに気づくように配慮する。

違いを「正しく」比較できることより、違いを「見つけること」に重点を置く。

テーマはできるだけ、最近の「ニュース」にして興味を持たせる。

生徒が何をすればいいのか迷わないために、具体的な作業内容を指摘する。

スライドを3枚作成する。

- ・1枚目・・・表題、テーマ、組番号、氏名を示す。
- ・2枚目・・・検索サイトでテーマを検索し、「見出し」と「URL」のコピーをする。
- ・3枚目・・・Webサイトを比較して、違いを入力する。

5 準備

いくつかの、見本例を作成しておき、生徒が作業内容を理解できるようにする。

たとえば、昨日のプロ野球の結果をスポーツ新聞のWebサイトではどのように扱っているか。

- ・「見出し」の違いや「内容」の違いを把握できるような具体例を用意する。
- ・スポーツ新聞以外でも最近のニュースで、扱い方の異なる例があれば、用意しておく。

6 展 開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価基準
導 入	新聞各社のWebページでニュースの扱いが異なることを具体的な例で指摘する。	なぜ、扱いが異なるかを考える。	身近な例でWebページの扱いが異なる理由を発言させるように配慮する。 (例)スポーツ紙のWebページによって球団の扱いが異なる。 (例)新聞各社のWebページで、同じニュースでも扱いが異なる例を示して理由を考えさせる。	扱いが異なる理由を考え発言できる
展 開	留意事項にある項目に該当するWebページを探す。 Webページによって扱いが異なることを指摘する。	調べるテーマを決める。 検索サイトで複数のWebページを閲覧して、比較する。 プレゼンテーションソフトで3枚のスライドを作成する。 表題、テーマ、組番号、氏名の入力する。 複数のWebページの見出し、URLをコピーする。 違いを記入するスライドを作成する。 ファイルで提出させる。	生徒が作業しやすくするために、次の具体的な項目を提示する。 ・ プロ野球の結果 ・ 芸能関係のニュース ・ 最近の事件 同じテーマでも、Webページによって違うことを指摘できることに重点を置く。 正しく、指摘できることには重点をおかない。	Webページを閲覧し、同じテーマでも扱いの異なることを指摘できる。 スライドを最低3枚作成できたか。
ま と め	提出されたファイルを開いて生徒の指摘を見ながらまとめる。 メディアでは、情報のある一面が提供されており、すべてではない。同じ情報でもいろいろなメディアで調べて判断する必要がある。	他の人の実習内容を見る。	すでに実施したクラスでのよい例を選んで用意しておく。 情報提供は作成者の意図(編集)があることを理解させる。	提供されている情報は、作成者によっていろいろな面が強調されていることが理解できたか。

情報モラルの指導について

1 学習指導要領における情報モラル

平成 15 年度から実施されている高等学校学習指導要領において、教科「情報」では「各科目の指導においては、内容の全体を通して情報モラルの育成を図ること」とされています。各科目の内容の取扱いにおいては、情報モラルに関連する次のような記述があります。

(1)「情報 A」

情報の伝達手段の信頼性、情報の信憑性、情報発信に当たっての個人の責任、プライバシーや著作権への配慮などを扱うものとする。

(2)「情報 B」

情報技術の進展が社会に及ぼす影響について、情報通信ネットワークなどを活用して調べたり、討議したりする学習を取り入れるようにする。

(3)「情報 C」

情報化が社会に及ぼす影響を、情報通信ネットワークなどを活用して調べたり、討議したりする学習を取り入れるようにする。

文部省告示・高等学校学習指導要領（平成 11 年）抜粋

2 人権教育と情報モラル

情報社会の進展に伴うプライバシーの侵害やインターネット上における誹謗中傷など、いわゆる情報社会の影の部分への対応として、情報モラルの指導は重要な課題です。

府教育委員会では「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」を定め、教育分野において人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方及び具体的施策の推進方向を示しています。情報モラルの指導に当たってもこれらを踏まえ、進めていく必要があります。

現在の情報社会ではインターネットを利用した差別情報の掲載など、新たな人権侵害事象が生起している実態があります。各学校ではそのような実態を踏まえ、生徒が誤った情報や有害な情報に惑わされることなく、必要な情報を自ら取捨選択し、社会的なルールやマナーを尊重して情報発信できる技術や技能を習得するための指導を行うことが大切です。そのため、生徒だけでなく、指導者である教職員自身の人権感覚を高める必要があります。

情報社会の進展に伴って情報教育を進めてい

くことが必要ですが、あわせてこのような人権尊重の視点に立った情報モラルの指導を積極的に推進していくことが重要です。

3 情報モラルの課題の変化

情報モラルは、情報社会における道徳や倫理、人生や社会に対する精神的態度や規範意識といえますが、その課題は情報社会の進展とともに変化し、新たな課題も生まれます。

例えば、電子メールについて、初期の頃は、ネットワーク上のエチケットを一言でまとめた造語であるネチケットという言葉がよく聞かれましたが、情報端末機器としての携帯電話が普及した現在では、あまり聞かれなくなりました。また、なりすましという言葉は、電子メールの普及によって、以前とは異なる意味で用いられています。

インターネット上の技術と同様、ネットワーク社会は完成されたものではなく、これからも変化していくという認識のもとで情報モラルの涵養に努め、これからのネットワーク社会を築いていくのも生徒自身であることに気付かせる指導が大切です。

4 情報モラルの指導の留意点

情報モラルの指導においては、「～してはいけない」という禁止事項などの知識だけで、行動が伴わないことにならないよう、「なぜしてはいけないのか」を生徒自身に十分考えさせ、自分の意見を持ち、正しく判断し、行動できる態度を育成することが大切です。

また、情報モラルの指導においては、コンピュータ教室等での実習と関連させて行うことが多いため、生徒が深く考えることなく差別的な書き込み等を行うことも想定されます。指導者である教職員はこのような事象が生起しないよう、十分に配慮して指導する必要があります。また万一、このような事象が生じた場合には、機を逸することなく必要な措置を講じるとともに、人権尊重の視点に立った指導に努めることが大切です。

電子メールの活用

(^^) 電子メール

インターネット利用の中で最も活用されているものは電子メールです。電子メールは、コンピュータネットワークを通じて文字などでメッセージを交換するサービスのことです。インターネットの普及により、インターネットを経由するインターネットメールが一般的になっており、E-Mail(イメール)と呼ぶこともあります。携帯電話で利用しているメールもインターネットを経由する電子メールが主なものになっています。

最近では、企業などでも電話に代わって電子メールでの連絡が行われるようになってきました。電話の場合、相手の都合で話ができないことがあり、かけ直さなくてはならなかったりします。電子メールは、相手の所在に左右されずに送信できます。受信も、都合の良いときにできます。FAXや電話と違い、遠く離れた地域や外国でも通信料金は変わりません。送信者と受信者の双方にとって負担の少ないコミュニケーションの方法と言えるでしょう。

また、多くの人に同じ内容を連絡しなければならない場合も電子メールなら一度に送信することができます。電子メールを利用して、定期的に購読者に情報を提供するメールマガジンと呼ばれるサービスもあります。

携帯電話の電子メールも盛んに使われ、知らない人どうしの出会いのきっかけにもなっています。メルアド(メールアドレス)を交換し合っ、メルトモ(メール友達)と気軽に電子メールをやり取りしています。

(T-T) メール爆弾

電子メールは便利どころがたくさんありますが、相手の人がメールを受信したかどうかがわからないなど、不便なところもあります。また、緊急を要する内容は相手がすぐに受信してくれるとは限らないので不向きです。また、気軽な反面、メールによるコミュニケーションは

顔の見えない言葉だけのやり取りのために、ちょっとした言葉の取り違えなどが感情的な対立に発展し、さまざまなトラブルも起きています。情報モラルの面からも適切な指導が必要です。

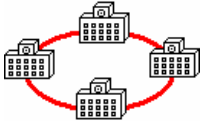
悪意を持った人が特定の人に向けて、大量のメールや大容量の添付ファイルを送りつける行為をメール爆弾といいます。たとえば、自分にとって必要でないメール(スパムメールと呼ぶ)が1日に数千通送りつけられたとしたらどうなるかを考えてみましょう。メールサーバの容量を超えることも考えられます。このことで、本当に必要なメールが送受信できなくなります。さらに受信にともなう通信費が多くかかり、被害はとて大きくなります。

メール爆弾は、メール爆弾ツールで大量にメールを送る方法や大容量の添付ファイルを送るなど、さまざまな方法があります。送信者のアドレスを隠す高度な技術も必要です。その他、相手のメールアドレスを使って、たくさんのメーリングリストやメールマガジンに登録して、困らせる方法もあります。この方法は最近、登録の際に確認メールが必要などが増えてきているので少なくなってきましたが、フリーのメールアドレスと転送サービスを使って送る方法もあるので、さらに悪質になってきています。

メール爆弾は、プロバイダや受信者の業務を妨害することになるので、損害賠償問題となり、気軽なはずらでは済まされません。むしろ、犯罪であると考えする必要があります。

防ぐ方法として、第三者にメールアドレスを気軽に公開しないことも重要です。また、登録していないメーリングリストやメールマガジンからメールが来たら、管理者にメールを出して相談し、対処すべきでしょう。

メール爆弾以外にも、チェーンメールや脅迫メール、勧誘メール、デマメールなど、受信者の同意なしに送られてくる迷惑メールについても情報モラルの指導が必要でしょう。



校内での電子メールの利用

Firewallユニット(SVFW01)に組み込まれているシステムのユーザー管理ツールを使ってアカウントを作成すると、電子メールが使えるようになります。ユーザーIDとパスワードは、端末パソコンのログイン(ログオン)用とメール利用時のものとは同じものです。また、アカウント作成時に、メールの外部発信を認めるか認めないかの設定ができるようになっています。

学校情報ネットワークでは「校内専用メールクライアント」という専用のメールソフトウェアと、Web ページでメールの読み書きをするWeb メールが使えます。「校内専用メールクライアント」は、操作画面がOutlookExpressとよく似たソフトウェア(メーラー)ですが、Webメールは使い方が少し違うため、慣れる必要があります。

「校内専用メールクライアント」とWebメールには以下のような特長があります。

- ・ 校内のどの端末パソコンにログインしてもメールが利用できる。
- ・ メールデータの管理がサーバで行われるので、各端末パソコンのハードディスクの容量を圧迫しない。

また、「校内専用メールクライアント」には、メール振り分け機能及び迷惑メール自動振り分け機能が備わっています。

OutlookExpressの設定

メーラーの設定についての実習は、生徒個人がプロバイダと契約し、メールを利用する際に役立つ上、電子メールの仕組みを学習するための導入にもなります。

メーラーには、市販、シェアウェア、フリーウェアなど、さまざまなものがあります。OutlookExpressが組み込まれている端末パソコンでは、これをメーラーとして設定することができます。

学校情報ネットワークではメールの送受信制限を行っています。これは外部の者が校内のメールサーバに侵入し、大量の迷惑メールなどを送信する踏み台にされてしまう恐れがあるからです。ひとつはSMTP Authentication といっ

て、メールを送信する際にユーザーIDとパスワードの認証が必要な機能であり、もうひとつはPOP before SMTP といい、メールを受信した際に認証が行われ、その端末パソコンからのみ一定時間メールの送信が可能になるという機能です。学校情報ネットワークでは、この2つの機能が設定されています。

メーラーの設定のポイントは次のとおりです。

- ・ ユーザーアカウント
ログイン用ユーザーIDと同じ
- ・ パスワード
ログイン用パスワードと同じ
- ・ メールアドレス
xxx@zzz.osaka-c.ed.jp
xxxはユーザーID、zzzは学校のサブドメイン名
- ・ POPサーバ
svfw01
- ・ SMTPサーバ
svfw01
- ・ 送信時の認証機能のチェック
- ・ ユーザー認証用のパスワード
パスワードの保存はしない

なお、OutlookExpressを利用すると端末パソコンのハードディスクの中にメールのデータが保存されますので、メールの実習をした後は、データを削除するなどの指導を行う必要があります。

Q . 学校情報ネットワークで、フリーメールを利用することはできますか。

A . 学校情報ネットワークでは、外部のサイトのフリーWebメールについては、使用することができないとする指導が必要です。校内では、教員の指導のもとで、生徒がメールを使うことを想定し、メール使用のアカウントの発行も、学校で行えるようにしています。フリーのWebメールが使えるようになっていると、学校での指導を受ける前に、生徒がメールを使うことが可能となり、教育活動に支障をきたすことも考えられます。



電子メールの利用

- 1 本時の位置 LAN 教室のパソコンの扱いに慣れ、日本語文字入力が適切に行えるようになり、インターネットの仕組みを理解したのちに行う。
- 2 指導目標 電子メールがコミュニケーションを図る方法のひとつであることを理解させ、目的に応じた効果的な活用方法を習得させるとともに、電子メールのマナーについて指導する。
- 3 目標行動 電子メールについての仕組みを理解し、メールの作成、送信、受信ができ、伝えたい内容を適切に書くことができる。どのようなメールが迷惑なものであるかを判断できる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ チェーンメール
 - ・ メール爆弾
- 5 準備 生徒個人のアカウントを作成する。2メガバイト程度の画像ファイルなどを用意する。チェーンメールに相当する内容のメールを作成する。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	電子メールの仕組み	インターネット上で電子メールがどのように送受信されるかを学習する。	電子メールがプロバイダに用意された私書箱のようなものであることに気付かせる。	電子メールの送受信には、[送受信] ボタンを押すなどの操作が必要な理由を説明できるか。
展開	Web メール の使い方 添付ファイルの送付と受信後の処理	自分宛にメールを送り、自分宛のメールを正しく受信する。 クラスの他の生徒にメールを送る。 届いたメールに返信ボタンで返信メールを作成する。 自分がファイルを隣の席の生徒に添付ファイルとして送付する。	メールアドレスを正しく記入しているかを点検する。 返信ボタンで作成するときの引用文と RE: の意味を説明する。 添付ファイルがどのような種類、内容なのかをメールの本文に必ず書くよう教示する。	自分宛に電子メールが正しく届いたか。 他の生徒に正しく送信されているか。 正しく返信ができたか。 添付ファイルを送ることができたか。

展 開	<p>迷惑メールの例</p> <ul style="list-style-type: none"> 容量の大きな添付ファイル チェーンメール 	<p>添付ファイルをデスクトップに保存し、開く。</p> <p>教員機から送られてきた添付ファイルを受信するのにかかる時間を測る。</p> <p>教員機から送られたチェーンメールを見て、1人5通出したとすれば、10世代後には何人になるかを計算する。</p> <p>チェーンメールを受け取った場合どのように対処すればよいかを考える。</p>	<p>添付ファイルなどにはコンピュータウィルスが入っている場合があることを教示する。</p> <p>事前に作った容量の大きなファイル(2メガバイト程度)を添付して生徒に送る。</p> <p>添付ファイルが相手にとって不要であれば、メール爆弾に相当することを理解させる。</p> <p>チェーンメールを実際に行うと、サーバに負荷がかかるので、教員が出した1通のメールがどのように広がるかを考えさせる。</p> <p>できるだけ多くのメールを例として生徒に流し、チェーンメールの迷惑な点を理解させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幸福、不幸のメール コンピュータウィルス警告メール デマメール 勧誘、ネズミ講メールなど <p>インターネット上では、メールの内容などを第三者に読み取られる可能性があることを説明する。</p>	<p>届いた電子メールから添付ファイルを取り出し、保存をして、読むことができたか。</p> <p>容量の大きな添付ファイルがどのような理由でよくないかを説明できる。</p> <p>チェーンメールが、迷惑メールである理由を説明できるか。</p> <p>たとえ善意であってもチェーンメール化すれば迷惑メールになることを説明できるか。</p>
	電子メールと郵便の相違点	電子メールが郵便と異なる点を考える。		
まとめ	まとめ	学習したことをまとめて教員にメールで提出する。	コンピュータネットワークでは、システムの運用や管理のために、ログ(記録)を採っていることを示す。	インターネット上の電子メールによる情報の送受信の利便性と危険性を説明できるか。

2

メールリングリストの活用

(^^) メールリングリスト

共通のテーマや趣味を持った人がメンバーとなり、互いに電子メールをやり取りしながら情報や意見を交換するサービスをメールリングリストと呼びます。実際には、メンバーになりたい人がメールリングリストの管理者に自分のメールアドレスを一覧表（リスト）に登録してもらうことで、利用可能になります。

メールリングリストの利点は、1回の送信でメンバー全員に同じ内容のメールを送ることができるという点にあります。逆にメールリングリストを使って送られてきたメールに返信すれば、メンバー全員に同じ内容の返信メールが届きます。

電話での打合せとは異なり、メンバー全員が情報を共有できること、時間系列に従って情報が記録されることなどから、趣味だけではなく、ビジネスや研究の場に利用されています。

このようなメールリングリストの活用はコンピュータを使ったテレビ会議（電子会議）と似ているところはありますが、テレビ会議はメンバーが同じ時間にシステムの前に座らなければならないという時間的拘束があります。しかし、声や表情を確かめながら、会議を進めるためお互いの感情が伝わりやすいという利点があります。

また、インターネット上で不特定多数の人が自由に意見を書き込む電子掲示板（BBS）とも異なり、メールリングリストは基本的にメンバーのみの利用に限定されます。従って、電子掲示板のような荒らし行為（「電子掲示板」の項目参照）は起こりにくいことも特長です。

最近の生徒は携帯電話を使った一対一の電子メールには慣れていますが、メールリングリストの利用には、電子メールと異なるマナーがあることを情報モラルの指導の中で理解させることが必要でしょう。

(T-T) ネットバトル

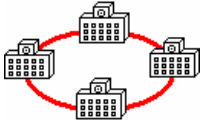
メールリングリスト上でメンバーどうしが誹謗中傷を繰り返すような状態に陥ることをネットバトルと言います。ほとんどの場合、最初はささいな言葉の行き違いから起こります。

電子メールを含め、情報通信ネットワークを使って行われるコミュニケーションは、そのほとんどが文字によるコミュニケーションです。文字によるコミュニケーションは、直接会ったり電話で話をしたりする場合と比較して、感情が伝わりにくいという特徴があります。手紙と比較すると気軽に情報交換ができるので、ついくだけた調子になってしまい、ささいな言葉の行き違いが相手の心を傷つけてしまうということも起こりがちです。

また、必ずしも自分の本名を明かす必要がないというネットワーク社会の匿名性が、攻撃的な言葉を使うきっかけになることにも注意しなければなりません。

メールリングリストには、いくつかのマナーがあります。共通の話題やテーマに関心を持つ人が集まって成立するものですから、直接関係のない話題は持ち込んではいけません。また、メンバーの一部にしか分からないような話題を持ち込んでもいけません。他のメンバーの気持ちを考えれば、これも当然のマナーです。さらに、個人どうしの情報交換に使うのもマナー違反です。そして、個人情報の取扱いや他人のプライバシーには特に注意を払わなければなりません。

どれほどネットワーク社会が発達し、コンピュータを使ったコミュニケーションが日常的になったとしても、ディスプレイの向こう側にいるのは人です。現実の社会と同様に、互いの人権を守る思いやりの気持ちを持ってコミュニケーションを図ることで、ネットバトルは避けることができます。



メーリングリストの利用

Firewallユニット(SVFW01)に組み込まれているシステムを使って、各学校独自のメーリングリストを作成することができます。意見交換の場として利用し、開かれた学校づくりや学校の活性化に効果的に活用できます。

学校情報ネットワークシステムのメーリングリストには、管理者により、さまざまな機能設定が可能です。具体的な管理や設定方法は、各学校に配布されているスカイメニューエデュケーションサーバの教職員用マニュアルを参照してください。

メーリングリストを利用して、よく起こるミスのひとつに、ある特定の個人にメールを送ろうとしたのに、うっかりメーリングリストに返信してしまい、意図した相手以外のメンバー全員にメールを送りつけてしまうというものがあります。その内容が個人のプライバシーに触れるものであったり、個人情報に関するものであったりした場合は、単なるミスでは済まされなくなります。学校情報ネットワークには、そのようなミスを未然に防ぐ設定(教職員用マニュアル「メーリングリスト管理者用操作ガイド」19頁)もあります。

メーリングリストを学校で運用する場合には、利用方法を十分に理解してもらうため、事前に講習会や研修会を開き、その受講者のみに非公開のメーリングリストの利用を許可し、公開メーリングリストは基本的に授業で生徒が使うという考え方もあります。また、メーリングリストの管理権限は、校長と担当者の2名に限定するなど、管理を厳重にし、個人のメールアドレスを不用意に提供しないために、たとえ教職員であってもメンバーのメールアドレスは閲覧できないようにしている学校もあります。

メーリングリストに参加しているメンバーのメールアドレスの管理について、特に注意しなければならないのは、コマンドメール(教職員用マニュアル「メーリングリスト管理者用操作ガイド」23頁)の取扱いです。コマンドメールは、決められたコマンド(命令)をメール本文に記述し、メーリングリストに送信すると、

さまざまな設定情報を添付ファイルで送信者に返信する機能です。メーリングリストに登録されているメンバー全員のメールアドレスをテキストファイルの形で返信するコマンドもあります。このような個人情報に関するコマンドメールを、教職員も含めて一般のメンバーが利用できるような設定は、慎重に検討する必要があります。管理者以外のコマンドメールの利用を拒否し、管理者にどのメンバーがコマンドメールを利用しようとしたかを通知する設定も用意されていますので(教職員用マニュアル「メーリングリスト管理者用操作ガイド」16頁)、そのような設定を検討してもよいでしょう。

メールアドレスは個人情報のひとつです。学校の管理ミスで重要な個人情報が漏洩するという事態が起こることのないよう、メーリングリストの設定及び管理には十分に注意を払いましょう。

Q . 本校では、メーリングリストを活用して、PTA 会員向けの情報発信を行っています。つい先日、地域住民の方がこのメーリングリストに参加したいと申し出られました。このような場合、この人のアドレスをリストに加えてもよいのでしょうか。

A . 学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携して教育活動を展開するため、情報を広く府民に公開し、開かれた学校づくりを推進することは各学校の課題のひとつでしょう。その意味で、地域との結びつきを深める情報発信は大切なことです。

しかし、PTA 会員向けの情報と地域に向けた情報はさまざまな点で異なっているはずです。今後、設置が進められていく学校協議会との関連も含めて、どのような情報を誰に向けて発信していくかについて、校内での検討をお願いします。

また、学校情報ネットワークシステムのメールマガジン機能を活用して情報を発信する方法もあります。



メーリングリストの活用

- 1 本時の位置 LAN 教室のパソコンの扱いに慣れ、日本語文字入力が適切に行えるようになったのちに行う。電子メールの扱いと利用方法については、習得していること。
- 2 指導目標 メーリングリストについて、コミュニケーションを図る道具（ツール）としての有効性、利用の際のマナーを理解させ、目的に応じた効果的な活用方法を習得させる。
- 3 目標行動 メーリングリストについて、マナーを守り、適切な表現方法を用いて、目的を持って活用することができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ ネットバトル
 - ・ 匿名性
 - ・ 文字によるコミュニケーションの特性
- 5 準備 授業用の公開メーリングリストを作成する。授業用のアカウントを必要な数だけ作成し、メールアドレスをメーリングリストのメンバーに登録する。架空のネットバトルを作成する。メーリングリストにいくつかのメールを送信する。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	メーリングリストの仕組みと電子メールとの相違点	メーリングリストについて学習する。 電子メールと異なる点を考える。 メーリングリストの活用方法を考える。	プレゼンテーションスライドなどを用い、メーリングリストについて具体的なイメージを持たせる。 電子メールとの違いからメーリングリストが有効な場面について考えさせる。	メーリングリストが電子メールと異なる点を説明できるか。 メーリングリストの活用場면을説明できるか。
展開	メーリングリストのリスト表示画面	URL を入力し、学校情報ネットワークのトップページ画面を表示する。 [メーリングリスト]をクリックし、授業用公開メーリングリストのリスト表示画面を参照する。		

展 開	<p>Web メールに送信されたメールの参照</p> <p> メールリングリストへの投稿</p> <p> メールリングリスト利用の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 匿名性 ・ ネットバトル 	<p>[Webメール]をクリックし、受信フォルダの内容を参照する。</p> <p>[新規メールの作成]をクリックし、宛先をメールリングリストに設定して、簡単なメッセージを送信する。</p> <p>[受信フォルダ]をクリックし、大量のメールが送られていることを確認する。</p> <p>ノートにメールリングリスト利用上の注意点を考える。</p>	<p>教材提示用モニターを用い、同じ内容のメールが生徒個人のメールボックスに配信されていることを示す。</p> <p>投稿メールの名前はニックネームでよい。</p> <p>不適切なメールがあった場合は、その場で、実際のメールリングリストで同じメールを送った場合の影響について考えさせる。</p> <p>ニックネームを使ったメールを例に匿名性について考えさせる。</p> <p>ネットバトルについて、事前に作成した架空のネットバトル例を利用して説明する。</p>	<p>メールリングリストへの投稿がスムーズにできたか。</p> <p>メールリングリスト利用の注意点について、その理由を自分なりに考え、説明できるか。</p> <p>メールリングリスト上でなぜネットバトルが起こるのかを説明できるか。</p>
ま と め	<p>まとめ</p>	<p>メールリングリストの適切な使い方を考える。</p>	<p>メールリングリストを使って情報を発信する際の、個人の責任について理解させる。</p>	<p>情報発信における個人の責任について自分の意見を述べることができるか。</p>



3

電子掲示板の使い方

(^^) 電子掲示板

自分の意見や質問事項を公開の場書き込み、それを読んだ人が、反応（レスと呼ぶ）を書き込むという形で議論や情報交換が進行するシステムのことを電子掲示板（BBS、Bulletin Board System）と呼びます。

メーリングリストが特定のメンバーどうしのメールを共有するシステム、チャットがリアルタイムに情報交換をするシステムであることと異なり、電子掲示板の多くは、メンバー以外にも公開され、一定の期間、掲示されているという点で異なっています。

電子掲示板は、インターネット上で不特定多数の人が意見を書き込んで行うグローバルなコミュニケーションの場といえます。多くの電子掲示板では、実りある議論が行われ、さまざまな成果を上げています。電子掲示板では、同じ趣味や興味を持つ人が気軽に出会い、交流し、アイデアを分かち合うことができます。

それぞれの電子掲示板にはテーマがあるのでそれに沿った意見を述べるのがマナーです。テーマに沿った意見を集積し、新たなコミュニティがインターネット上で展開されています。

(T-T) 掲示板荒らし

電子掲示板に罵倒や、意味不明の言葉を何十回も続けて書き込むと言った掲示板荒らしと呼ばれる行為が、さまざまな電子掲示板で後を絶ちません。電子掲示板が誰にでも参加できるシステムであるため、たまたま、通りがかった人物が悪意のあるいたずら書きを残すと言った危険性が常に存在します。

また、文字によるコミュニケーションは相手の表情が見えないので、言葉の行き違いからトラブルになることがあります。できるだけ言葉遣いに注意し、冷静に議論しなければなりません。もし、掲示板荒らしが現れてもむやみに相手をしないことです。ひどい場合は電子掲示板の管理者に対処してもらいましょう。

最も多い掲示板荒らしは、無意味な書き込みを大量に何度もして、他の人たちが書き込んだ

内容を読めないようにしたり、書き込めないようにしたりするというものです。その他、電子掲示板に HTML タグや JavaScript を書き込みして誤動作させたりする、管理人や他の参加者になりすまして話題を混乱させる、相手かまわず喧嘩をふっかけて、場の雰囲気壊すなどがあります。

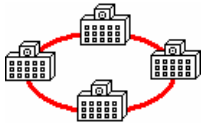
ひとつの電子掲示板が何らかの話題のため注目され、悪意ある人物の書き込みで攻撃されるという典型的な例が、ある高校の電子掲示板で起こりました。この学校では不幸な事故があり、学校の Web ページに電子掲示板があることについてテレビのニュース等で紹介されました。最初のうちは激励の暖かいメッセージなどが寄せられていたのですが、遠く離れた地に住むある大学生が、悪意のある書き込みをし、さらには電子掲示板システムを攻撃し、ダウンさせてしまうという行為をはたらきました。しかも、この大学生は自分の学校の端末パソコンからこのような行為に及んでいました。

電子掲示板では、この他、名誉毀損や侮辱罪に該当する言動や、プライバシーの公開等の不法行為に当たる場合があるので注意が必要です。たとえば、人の名前をイニシャルで書いたとしても、状況から個人が特定できれば個人情報を載せたこととなります。

電子掲示板は実名を明かさないで良いという匿名性の高いものであることが多いために、倫理観がきちんと育成されていない若者の中には、他人になりすましたり、差別的な書き込みをしても平気であったり、それが逆に人気を呼んでいるという電子掲示板も存在し、社会問題にもなっています。

もし、インターネット上で学校や個人名をあげて誹謗中傷したり、差別的な内容を含む書き込みを発見した場合は、「追加資料（平成 17 年 11 月）インターネット上で学校や個人名をあげて誹謗中傷したり、差別的な内容を含む書き込みを発見したときの対応」をご覧ください。

一方、学校においては生徒に対して、情報被害に対応する方法を教えるとともに、人権教育を深めていくことが求められます。



校内の電子掲示板の利用

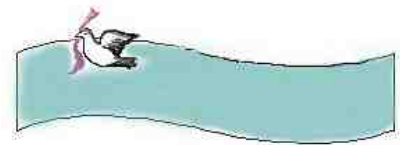
Firewallユニット(SVFW01)に組み込まれているシステムで、各学校独自の校内用の電子掲示板を作成することができます。この電子掲示板は、学校内の閉じられた中で見たり、書き込んだりできますので、さまざまな活用が考えられます。

校内用の電子掲示板は、次のような機能があります。

- ・ 複数の電子掲示板作成
(活用例) 部の掲示板、科目の質問箱、の愛好者掲示板などを作成します。
- ・ 画像の貼り付け投稿
(活用例) デジタルカメラで撮影した画像を掲載します。
- ・ 各電子掲示板の開設時間の設定
(活用例) 8時30分から17時00分の開設時間を設定し、下校時刻以降の使用を制限します。
- ・ 各電子掲示板の利用者制限
(活用例) 書き込み(投稿)できる生徒を部の部員に限定し、読むこと(参照)ができる生徒を、校内の生徒全員に設定します。
- ・ 各電子掲示板の管理者の設定
(活用例) 電子掲示板の管理者を生徒にし、電子掲示板の運営を行い、ネットワーク社会の体験的な学習をします。電子掲示板の管理者には書き込み(投稿)内容が電子メールで送信されます。
- ・ 匿名禁止の設定
(活用例) 多くの生徒が書き込むことのできる電子掲示板は、匿名禁止にします。匿名禁止の電子掲示板は名前とメールアドレスが自動的に表示されます。

電子掲示板は、学校内でのコミュニケーションを活性化させる新たな道具(ツール)として活用できます。Webページと異なる点は、多くの参加者の書き込みにより運営されますので、情報が蓄積されていくことや、書き込みが電子掲示板を見ている他の人たちに、すぐに伝わるという点です。

実際のインターネット上の電子掲示板では、必ず、運営を行っている管理者がいます。管理者は、電子掲示板の書き込みが活発になるように、書き込みに対するコメントを入れたり、趣旨に反する書き込みがあった場合は、その書き込みを削除したり、電子掲示板を適正に維持するための運営を行っています。



Q . 学校情報ネットワークでは、インターネット上の電子掲示板に参加することが可能になっているようですが、学校の端末から掲示板荒らしをした場合は、どこまで分かりますか。

A . 生徒が電子掲示板の投稿を行う際は、掲示板荒らしなどの迷惑行為や法律に触れるようなことがないように、事前に十分な指導が必要です。このようなことが起きた場合は、電子掲示板を運営しているサイトから教育委員会に問い合わせがあることがあります。学校情報ネットワークでは、教育センターのプロキシサーバを経由して、インターネットにアクセスしているため、電子掲示板を運営しているサイトから、教育センターのサーバまでが特定されます。このような時はログ(記録)を解析し、電子掲示板にアクセスした学校の端末、ログオン名、最初に接続した時間の特定が可能です。



電子掲示板の利用

- 1 本時の位置 LAN 教室のパソコンの扱いに慣れ、日本語文字入力が適切に行えるようになったのちに行う。電子メールの扱いと活用の仕方については、習得していること。
- 2 指導目標 電子掲示板について、コミュニケーションを図る道具として理解させ、コミュニケーションの目的に応じた効果的な活用方法を習得させる。
- 3 目標行動 不適切な書き込みを行うなどの管理者や参加者に迷惑をかけることなく、目的を持って電子掲示板を活用することができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ 掲示板荒らし
 - ・ 匿名性
 - ・ ログ
- 5 準備 匿名を許す設定で、校内の電子掲示板を作成する。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	情報通信ネットワークとコミュニケーション	パソコンや携帯電話などの情報通信機器を使ったコミュニケーションにはどのようなものがあるかを考える。	情報通信ネットワーク上のサービスについて、コミュニケーションの目的に応じた効果的な活用方法を考えさせる。	電子メールや Web ページ、テレビ会議、電子掲示板、チャットなどのコミュニケーションのための道具(ツール)を目的に応じて、選択することができるか。
展開	電子掲示板の読み方	URL を入力し、電子掲示板を表示する。 [掲示板を利用する]をクリックし、公開電子掲示板の書き込み内容を読む。	書き込みが 1 ページあたり 20 件を超えるときに、過去の書き込まれた内容を読む方法を示す。 ・ [NEXT]ボタンをクリックする。	電子掲示板の構造を説明できるか。

展 開	電子掲示板の書き込み方	<p>[書き込み]をクリックし、クラス全員に対するメッセージを考えて書き込む。</p> <p>名前とメールアドレスを必ず入力する。</p>	<p>ここでは、特に目的を設定せずに書き込みを行う。</p> <p>名前はニックネームでもよいとする。</p> <p>不適切な書き込みがあった場合は、その場で、インターネット上で同じ書き込みをしたときの影響について、生徒に考えさせる。</p> <p>無責任な書き込みにならないようするための方法を考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実名の記入 ・ 正確なメールアドレスの記載 <p>インターネット上の電子掲示板での迷惑行為について例示し、なぜそのようなことが起こるかを考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 匿名性 ・ 文字によるコミュニケーション <p>ログを分析すれば、端末の特定が可能であることを示す。</p>	電子掲示板の書き込みができたか。
	<p>目的を持った電子掲示板の活用</p> <p>電子掲示板の書き込みにおける迷惑行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示板荒らし 	<p>質問や自分の主張などを書き込む。</p> <p>質問や主張に対して、返信ボタンを押して、質問の回答や主張の賛否を書き込む。</p> <p>電子掲示板における、迷惑行為にはどのようなものが考えられるかを話し合う。</p>	<p>無責任な書き込みにならないようするための方法を考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実名の記入 ・ 正確なメールアドレスの記載 <p>インターネット上の電子掲示板での迷惑行為について例示し、なぜそのようなことが起こるかを考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 匿名性 ・ 文字によるコミュニケーション <p>ログを分析すれば、端末の特定が可能であることを示す。</p>	目的を持って電子掲示板の書き込みができたか。
まとめ	まとめ	電子掲示板の適切な使い方を考える。	電子掲示板を使って情報を発信する際の、個人の責任について理解させる。	電子掲示板における迷惑行為について、自分の意見を述べることができるか。

4

情報通信コミュニティー

(^^) チャット

コミュニティーとは、地域社会や共同体という意味で用いられますが、インターネット上で、共通の関心をもった人びとが集まり、メッセージのやり取りを行うことについても用いられます。このようなインターネット上の情報通信コミュニティーは、電子メール、メーリングリスト、電子掲示板、テレビ会議、チャット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などで形成されています。

電子メールは、基本的には一対一の特定の個人間でのコミュニケーションで、それ以外は複数の人相互でのコミュニケーションと言えます。この中で、電子掲示板は不特定多数の人が利用できますが、チャットはメンバーとして登録された者だけが利用できます。メンバー登録については厳しい審査を行う場合や、希望すれば簡単に誰にでも、ときにはその場でできる場合があります。また、メンバー登録なしで利用できるチャットもあります。

チャットは、同じ時間に、チャットのサービスを提供している同じWebサイトに参加（ログイン）している者どうしだけが利用できるものであり、同じ場所と時間を共有したコミュニティーであるといえます。このWebサイトをチャットルーム、ログインすることを入室と呼びます。

時間と場所を共有するということから、利用者に、お気に入りの店で、たまたま出会った人たちと気軽におしゃべりを楽しむという現実感を与えます。また、ニックネーム（ハンドルネーム）で呼び合い、自分の容姿を出すこともありません。

この特性から、人と接することが苦手な引きこもりがちだった人が、チャットを通じて、人と接することに対して自信を持つようになり、外へ出て行けるようになる事例や、海外の人たちと、プレッシャーを感じずにコミュニケーションをとれるという事例もあります。チャットは、その特性を理解してじょうずに使えば、教育においても有効なコミュニケーションを図る道具（ツール）であるといえます。

(T-T) 仮想現実問題

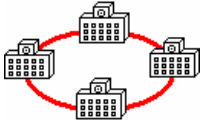
チャットはインターネットの中の世界を、現実の世界と感じさせることがあります。最近では、仮想の世界の住人としてチャットを楽しむサービスもあります。そのため、現実の世界から抜け出したいと思っている人たちの中には、チャットの世界にのめり込み、現実世界へ戻って通常の生活を送ることが困難になるインターネット依存症などの問題も起こってきています。

チャットでは、ニックネームで呼び合い、自分の姿を出さずに、仮想の人格を作り出すこともできます。異なる性別の人間にいることも可能です。これを悪用し、例えば、男性が女性と偽ってチャットを行い、親しくなった頃に、実は男性であるという事実を伝えることによって、相手に精神的ダメージを与えて喜ぶという行為や、有名人などの他人と偽るという行為など、なりすましの問題も多くみられます。

最近、携帯電話でも問題になっていますが、アダルト系と呼ばれるチャットルームも数多くあります。出会い系やツーショット系のチャットルームは、テレホンクラブやツーショットダイアルのインターネット版と言えるでしょう。他人の目が気にならない分、このようなチャットルームに入室するのに抵抗が少ないようです。出合いの場を提供する良心的なチャットルームでない場合は、気を付ける必要があります。

チャットをきっかけに、相手がネットストーカーとなり、ネットの中だけでなく、現実世界でもつきまとうという行為におよぶこともあります。

集団でチャットルームに入り、わがもの顔でお互いに勝手な話を始め、他の人は退室するしかないことになる、チャットジャックという行為もあります。



校内のチャットの利用

Firewallユニット（SVFW01）に組み込まれているシステムで、各校独自の校内だけで利用できるチャットルームを作成することができます。

このチャットルームには、次のような機能があり、さまざまな活用が考えられます。

- ・ 複数のチャットルームの作成
（活用例）総合的な学習の時間における活動で、プロジェクト別やテーマ別にチャットルームを作成し、各自の希望するチャットルームに入室して討論します。
- ・ 各チャットルームの開設時間の設定
（活用例）開設時間を授業の開始時刻から終了時刻に設定し、その授業時間内だけの使用に制限します。
- ・ 各チャットルームの利用者制限
（活用例）チャットルームに入室できる生徒を 部の部員、の授業選択者、担任するクラスの生徒などに限定します。
- ・ 複数の管理者を置く設定
（活用例）それぞれの授業ごとに、授業担当者を管理者とし、設定の変更や、発言の確認、削除などの作業を分担します。
- ・ 匿名禁止の設定
（活用例）多くの生徒が利用するチャットルームを匿名禁止にします。匿名禁止のチャットルームは名前が自動的に表示され、メールアドレスもあわせて表示させるように設定することもできます。
- ・ 発言者ごとの文字色の設定
（活用例）発言者ごとに文字の色を変えて、討論のときに発言を区別しやすくします。

チャットは、電子掲示板とは異なり、リアルタイムでの意見交換ができます。その場の状況の変化に即応することにより、より活発な発言が期待できます。一方、対面での討論と異なり、発言が文字として残っていくためにゆっくりと内容を理解し、考えたり、過去の発言をふりかえったりできます。テーマを設けて、チャットで討論する授業を実践している学校もあり、普段の授業では発言の少なかった生徒が、活発に発言する例もあります。ただし、討論に利用した場合、あまり考えずに、すぐに意見を述べることもできるために、予期せぬ方向に議論が脱線することもあります。司会を担当する人を決め、議論の流れを常に整理していく必要があります。



Q . 学校情報ネットワークでインターネット上のチャットルームに参加することはできますか。

A . 外部のチャットルームに接続することはできません。インターネット接続は、プロキシサーバ経由で接続されていますから、外部のチャットルームでは府教育センターのサーバからの発言と見なされます。

もちろん、電子掲示板と同様に、ログ（記録）を解析することにより、いつどの学校のどの端末からなんというログオン名で発言したかの特定は可能です。

生徒に利用させる場合は、事前に十分な指導が必要でしょう。



チャットの利用

- 1 本時の位置 LAN 教室のパソコンの扱いにある程度慣れ、日本語文字入力が行えるようになったのちに行う。
- 2 指導目標 チャットについて、コミュニケーションを図る道具として理解させ、適切に活用する方法を習得させる。
- 3 目標行動 チャットにおいて、他人の発言を尊重しながら、参加者の気持ち等に配慮して発言できる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ 文字によるコミュニケーションの特性
 - ・ チャット荒らし
 - ・ 匿名性
 - ・ ログ
- 5 準備 匿名を許す設定で、各チャットルームの参加者が6～8名程度になるように、複数の校内用チャットルームを作成する。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	情報通信ネットワークとコミュニケーション	パソコンや携帯電話などの情報通信機器を使った文字によるコミュニケーションにはどのようなものがあるかを考える。	情報通信ネットワーク上のサービスについて、コミュニケーションの目的に応じた効果的な活用方法を考えさせる。	電子メールやWeb ページ、テレビ会議、電子掲示板、チャットなどのコミュニケーションのための道具(ツール)を目的に応じて、選択することができるか。
展開	チャットルームへの入室	URL を入力し、チャットを表示する。 [チャットを利用する]をクリックし、公開チャットの一覧の中から入室するチャットルームを選択する。名前を入力し、[入室]ボタンを押す。	文字の色(黒、赤、黄、青、緑)、IP の表示について説明する。 名前はニックネームでもよいとする。	チャットとはどういうものかを説明できるか。

展 開	<p>チャットへの発言</p> <p>目的を持ったチャットの利用</p> <p>チャットにおける迷惑行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チャット荒らし ・ なりすまし 	<p>チャットの書き込み内容を読む。</p> <p>コメントにメッセージを考えて打ち込み、[発言/更新]ボタンを押す。</p> <p>テーマを決めてチャットを利用させる。</p> <p>チャットにおける、迷惑行為にはどのようなものが考えられるか、話し合う。</p>	<p>チャットの表示発言数の変更(20、50、80、100)と更新時間(10秒、20秒、30秒、40秒、50秒、60秒、手動更新)および更新ボタンの使い方を知らせる。</p> <p>ここでは、特に目的を設定せずに書き込みを行う。</p> <p>不適切な書き込みがあった場合は、その場で、インターネット上で同じ書き込みをしたときの影響について、生徒に考えさせる。</p> <p>インターネット上のチャットでの迷惑行為について例示し、なぜそのようなことが起こるかを考えさせる。</p> <p>ログ(記録)を分析すれば、ある程度、端末の特定が可能であることを示す。</p>	<p>チャットに発言ができたか。</p> <p>テーマに添って発言ができたか。</p>
ま と め	<p>まとめ</p>	<p>チャットの適切な使い方を考える。</p>	<p>チャットで発言する際の、個人の責任について理解させる。</p> <p>文字によるコミュニケーションの特性を考えさせる。</p>	<p>チャットにおける迷惑行為について、自分の意見を述べることができるか。</p>

5

テレビ会議の利用

(一) テレビ会議

テレビ会議とは、複数の地点に設置した情報通信機器を通信回線で結び、映像や音声、データなどをやり取りするシステムのことです。遠隔地にいる相手と顔を見ながらリアルタイムで会話ができるコミュニケーションの道具（ツール）です。その用途は、会議だけでなく、遠隔教育や遠隔医療などの分野まで広がっています。

一般にテレビ会議システムという場合は、カメラ、制御装置、マイクなどで構成された業務用システムのことを示します。企業では、テレビ会議システムを導入する動きが広がっているといわれています。国際規格に準拠した業務用システムが低価格化しており、出張を減らし、経費を削減し、社内の情報共有や意思決定の迅速化を目的に購入する企業が増えています。

業務用のテレビ会議システムに対して個人間で簡易なテレビ会議を行えるシステムとして Click To Meet というソフトウェアがあります。

Click To Meet の特長は、特別なハードウェアやソフトウェアを用意する必要がないということです。パソコンにカメラとマイクを接続し、Internet Explorer で指定のサイトに接続するだけで、プラグインが自動でダウンロードされ、映像音声の双方向送受信が行えます。

Click To Meet を利用したテレビ会議は、府教育センターで設定した会議室の ID とパスワードを入力することにより利用可能となります。

会議室には同時に 10 台までのコンピュータが接続可能です。

Click To Meet では、映像音声のリアルタイムのやり取り以外に、チャット、ホワイトボード、アプリケーションの共有、資料の提出、Web ツアー（ブラウザの共有）という機能があります。

さらに、ネットワークカメラを使うと、映像と音声を、校内や学校情報ネットワーク内の 10 箇所までに同時配信することができます。

(二) 会議の盗聴

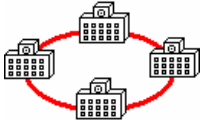
映像音声の双方向送受信による簡易なテレビ会議システムである Click To Meet を利用する場合、まず注意しなければならないことは個人情報流出です。

インターネット上で Click To Meet を利用する場合、ネットワークを流れる映像音声のデータを抜き取られることがあるということを常に念頭において利用してください。

授業で生徒に利用させる場合は、生徒の顔や声が流れますので、その取扱いには十分注意しなければなりません。

生徒にとって不利益をもたらすような情報がテレビ会議に流れて、それが盗聴され悪用される危険性もあります。

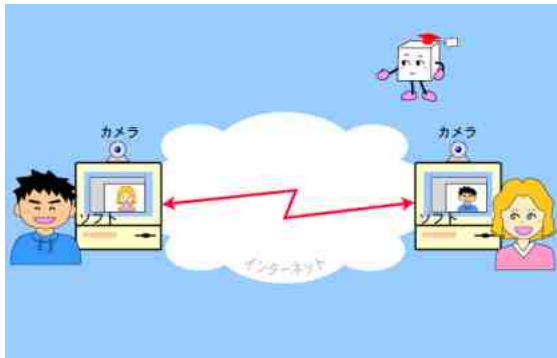
生徒が学校でテレビ会議を利用する際は、府個人情報保護条例で定められた、実施機関の責務、適正管理に関する規定に基づき、テレビ会議の目的、やり取りする情報の内容、個人情報をやり取りする当該本人及び保護者の同意の有無、セキュリティのレベル等を勘案して行われなければなりません。



テレビ会議の活用例

学校情報ネットワークの全端末には Click To Meet を Internet Explorer で利用するためのプラグイン及び Web カメラのドライバがすでに組み込まれています。端末に Web カメラとマイクを接続することですぐに利用が可能です。

(1) 一対一の接続



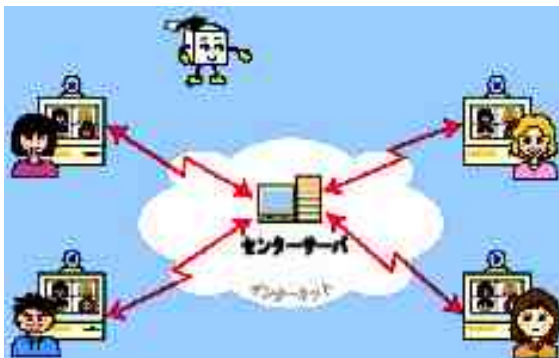
<http://www.kids.soumu.go.jp/internet/dekiru/tv.html>
(情報通信白書 for Kids ©2001 総務省)から引用

府立学校間で、接続する相手が 1 台のときは、Net Meeting を利用すると、会議室開設の申請をしなくてもテレビ会議を行うことができます。

接続する際には、相手の IP アドレスを入力する必要があります。

府立学校外との接続を行う場合には、一対一のテレビ会議でも、会議室開設の申請を行い、Click To Meet を使う必要があります。

(2) 多対多の接続



<http://www.kids.soumu.go.jp/internet/dekiru/tv.html>
(情報通信白書 for Kids ©2001 総務省)から引用

3 台以上で会議をおこなう時は、府教育委員会にテレビ会議室開設の申請を行います。府教

育委員会から通知された ID とパスワードを使って、テレビ会議を行います。

(3) ネットワークカメラの利用

校内で使用する場合は、ブラウザの URL に「netcam」と入力することで、ネットワークカメラを利用することができます。

府立学校間で使用する場合は、府教育センターに申請書を出し、センターからリモートによる設定変更を受けた後に、ブラウザの URL に「netcam.学校名」と入力することで利用可能となります。

Q . 学校情報ネットワークでテレビ会議を行うときのポイントを教えてください。

A . ポイントは 3 点あります。

(1) 相手校との十分な打ち合わせ

会議のテーマ、司会者、開始時間などを事前に打ち合わせします。相手校が複数の場合はメールを活用するなどして入念な打ち合わせが必要でしょう。

(2) 事前テスト

初めて Click To Meet に接続する際は、マイクやスピーカーの音量などが最適に調整されていない可能性があります。そこで本番の前に事前テストをするなどして機器の調整をおこなう必要があります。なんとかなるだろうということでは本番を迎えると失敗してしまうかもしれません。

(3) アナウンサー係とチャット係

アナウンサー係は会議をスムーズに進めるための司会の役割を担う人、チャット係は当日機器の不具合が起こったときに微調整の連絡をチャットでおこなう人です。複数によるテレビ会議は、それぞれが話し始めると混線してしまいますから、司会の役割は重要です。また、この係の生徒も事前テストに参加しておくことがテレビ会議を成功させる秘訣でしょう。



テレビ会議の利用

- 1 本時の位置 インターネットや電子メールなどの仕組みを十分理解したのちに行う。
- 2 指導目標 テレビ会議について、コミュニケーションを図る道具として理解させるとともに、テレビ会議システムの利用方法について習得させる。
- 3 目標行動 リアルタイムのコミュニケーションについて、これからの高度情報通信社会における利用方法について考え、テレビ会議システムを適切に活用できる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ 会議の盗聴
 - ・ 個人情報の保護
- 5 準備 個人情報が流れる可能性があることに配慮し、学校情報ネットワーク内の学校を相手校とし、会議のテーマなど入念に打ち合わせをする。CU-SeeMe を操作する生徒には事前に操作を習得させる。

6 展 開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導 入	情報通信ネットワークとコミュニケーション	パソコンや携帯電話などの情報通信機器を使ったコミュニケーションにはどのようなものがあるかを考える。	情報通信ネットワーク上のサービスについて、コミュニケーションの目的に応じた効果的な活用方法を考えさせる。	電子メールやWeb ページ、テレビ会議、電子掲示板、チャットなどのコミュニケーションのための道具(ツール)を目的に応じて、選択することができるか。
展 開	テレビ会議システムの使い方 テレビ会議システムの扱い方	Internet Explorer を起動し、Click To Meet のURLを入力する。 通知されたIDとパスワードを入力し、接続する。 音声や画像の調整を行う。 各校の学校紹介を行う。	すでに会議室へ入室している相手校が見える。 まだ入室していない学校があれば待つ。 起動した画面を説明する。 当日も調整することで、調整が必要なシステムだと気付かせる。	テレビ会議が起動できたか。

<p>展 開</p>	<p>テレビ会議</p> <p>テレビ会議における迷惑行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の盗聴 ・ 個人情報の保護 	<p>テーマに基づいて各校から発表を行う。</p> <p>質疑応答を行う。</p> <p>会議が盗聴される可能性があることを理解する。</p>	<p>各校の様子が分かるようにビデオプロジェクターなどで画面を大写しにする。</p> <p>会議のテーマは生徒にとって身近なものを事前に選ぶ。</p>	<p>相手校の発表をよく聞いているか。</p> <p>積極的に参加しているか。</p> <p>テレビ会議の利便性と危険性を説明できるか。</p>
<p>ま と め</p>	<p>まとめ</p>	<p>テレビ会議の適切な使い方を考える。</p>	<p>テレビ会議は発展途上の技術であるが、遠隔教育、遠隔医療などさまざまな使い方と活用の可能性があることに触れる。</p>	<p>テレビ会議の将来性について、自分の意見を述べることができるか。</p>



6

Web ページの活用

(一) 情報収集

Web ページは、情報を収集する際に大変役に立ちます。インターネット上の情報の量は想像をはるかに超えるものであり、例えば、ある用語をキーワードにして検索サイトで検索した場合、関連する Web ページが 100 万ページを超えることは珍しいことではありません。

インターネットに接続することによって、Web ページは簡単に閲覧できる上、その情報の多くは無料で提供されており、調べ学習などの情報収集にも威力を発揮します。

博物館や美術館などの Web ページを閲覧すると貴重な写真を解説とともに見ることができます。なかには、アニメーションや映像で解説している Web ページもあります。

例えば、旅行を計画する場合、インターネットから列車や航空機の時刻表や運賃を調べ、食事や宿泊する施設、観光スポット、名産品、イベントなどの情報を集め、自分の旅程表を作ることができます。また、出発当日は、目的地の天気を調べればいいでしょう。

インターネットは、世界中の多数のサーバコンピュータが相互に接続され、それらのサーバが Web ページや電子メールなどのサービスを提供することで成り立っています。また、そのサーバの中に、企業や公的機関だけでなく多くの個人の Web ページが保存され、全世界に公開されています。インターネットは、まさに情報の宝庫であるということが出来ます。

(二) 著作権侵害

インターネットがますます発展していくと、私たちの暮らしも豊かになります。しかし、それとともに、さまざまな権利侵害が起こっています。コンピュータやインターネットが普及することにより、情報が容易に得られ、その情報を簡単に加工し、発信することができるようになりましたが、Web ページで発信されている情報が著作物であるため、著作権侵害も容易に起こり得ます。

著作権は著作権法により保護されています。著作権法第 1 条では、その目的を「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」としています。したがって、著作権法を著作物の使用の制限としてとらえるのではなく、著作者等のもつ権利を保護するものであり、そのことで、社会の文化の発展を促進するものととらえる必要があります。

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいい、著作物を創作する者を著作者といいます。例えば、生徒の作成した作文、絵画やコンピュータのプログラム、データベースなども著作物になり、作成した生徒は著作者となります。また、著作権は、登録などをしなくても、著作物を創作した時点で自動的に著作者に与えられる権利です(無方式主義)。

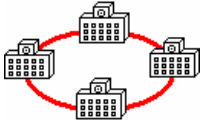
著作者は、著作物を複製する権利(複製権)や公衆に対して送信する権利(公衆送信権)などさまざまな権利をもちます。インターネットに公開し、不特定多数の人に見てもらふことも著作者の権利です。

Web ページで公開されている文章、写真や絵なども著作者の権利が保護されているため、著作者の許諾を受けずに複製や転載をおこなうと著作権侵害になります。

また、著作権以外の知的所有権として、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、周知名称、商品形態等があり、法律で保護されています。

さらに、個人が写っている写真には肖像権があり、許諾なしに Web ページに掲載することはできません。

Web ページからは、文章や写真を簡単に複製できますので、学校で Web ページを作成する際に、生徒が意識せずに著作権やその他の権利を侵害することがないように注意する必要があります。



学校の教育活動と著作権

著作権法は、著作者の人格的な利益を守る著作人格権と財産的な権利である著作権（著作財産権）、著作物の実演家やレコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の権利である著作隣接権について保護しています。

これら著作者の権利には、次のような制限があります。

私的使用のための複製（第 30 条）、図書館等における複製（第 31 条）、引用（第 32 条）、教科用図書等への掲載（第 33 条）、学校教育番組の放送等（第 34 条）、学校その他の教育機関における複製（第 35 条）、試験問題としての複製（第 36 条）、点字による複製等（第 37 条）、聴覚障害者のための自動公衆送信（第 37 条の 2）、営利を目的としない上演等（第 38 条）、時事問題に関する論説の転載等（第 39 条）、政治上の演説等の利用（第 40 条）、時事の事件の報道のための利用（第 41 条）、裁判手続等における複製（第 42 条）、情報公開法等による開示のための利用（第 42 条の 2）、翻訳、翻案等による利用（第 43 条）、放送事業者等による一時的固定（第 44 条）、美術の著作物等の原作品の所有者による展示（第 45 条）、公開の美術の著作物等の利用（第 46 条）、美術の著作物等の展示に伴う複製（第 47 条）、プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（第 47 条の 2）、複製権の制限により作成された複製物の譲渡（第 47 条の 3）

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

これらは、著作物を使う側からは許諾を得ることなく利用できる権利のように見えますが、公共の福祉の観点から、著作者の権利を制限し、他人の知的所産を再利用するための社会の知恵であるともいえます。しかし、それぞれの条文には条件が記述されており、個別の状況において、条件を満たしているかどうかを検討する必要があります。

著作権法第 35 条により、学校においては、著作物の複製が可能であるように思えますが、どのような場合でもよいとしているわけではありません。条文では、「学校」において「教育を担当する者」及び「授業を受ける者」が、「その

授業の過程における使用に供すること」を目的として、「公表された」著作物を複製することができるとしています。その場合でも、「必要と認められる限度」での複製であり、「著作権者の利益を不当に害すること」になった場合は認められません。

学校の Web ページを作成し、インターネットに公開する場合は、著作権法に基づき、掲載物を点検する必要があります。例えば、自校の校歌を掲載するときは、社団法人日本音楽著作権協会に問い合わせるなど、権利関係を十分に把握しなければなりません。

また、著作権法だけで解釈できない場合もあります。例えば、学校の文化祭などで、ビデオを上映する場合、営利目的でない無料による上映は、著作権法第 38 条により許諾を得る必要がありません。しかし、そのビデオがレンタルビデオ店から借りたもの場合は、個人で視聴することを条件とした契約のもとで貸し出されていますので、学校での上映は契約違反に問われます。

学校情報ネットワークにおいても、著作権法を守って活用する必要があります。学校では、授業に各種の資料を用いることが多いのですが、著作権法第 35 条の著作権に関する規定は、授業の過程におけるものであるとの認識が必要です。例えば、次のような例は、著作権侵害になります。

漫画雑誌の Web ページから、主人公の絵をコピーして友人にあげる。

気に入った Web ページの一部分や全部を、自分の Web ページのフレーム中や画面にコピーして、インターネットで公開する。

自分で買った CD の音楽を、自分の Web ページ上で流す。

友人の買ったゲームソフトを借りて自分のパソコンにインストールする。

生徒が学習の成果を Web ページで発表するようなことが、これからは増えるものと予想されます。その際、他人の著作物を無断で使用することはできないことを理解させ、著作者から許諾を得る方法を学ぶことも情報モラルのひとつとして教える必要があります。



素材の活用

- 1 本時の位置 Web ページの閲覧と検索サイトの利用、電子メールの送受信に慣れ、Web ページ作成で画像データの貼り付けができるようになったのちに実習と関連づけて行う。
- 2 指導目標 著作権を始めとした知的所有権について理解させ、著作権者等から許諾をもらうなどの権利処理の方法を習得させる。
- 3 目標行動 著作権を始めとする知的所有権を侵害せずに素材の活用ができる。著作権等の権利を尊重して行動し、他人の著作物を使用する際には権利処理ができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ 知的所有権
 - ・ 著作権
 - ・ 肖像権
 - ・ 著作権法
 - ・ 権利処理
- 5 準備 フリー素材を提供している Web ページ及び知的所有権、著作権等に関する Web ページの URL を調べる。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	Web ページの画像の貼り付け	自分の Web ページに写真やイラストを貼り付ける方法を復習する。	画像ファイルの Web ページへの貼り付け方法は前回の授業で行っておき、ここで確認させる。	写真やイラストの貼り付けができたか。
展開	素材の活用 Web ページからの素材	素材集から、気に入った写真やイラストをいくつか選び、Web ページに貼り付ける。 インターネットの Web ページから素材を選ぶ。 貼り付けは行わない。	フリーの素材集を生徒に提示し、そこから画像ファイルを選択させる。 解説文の入力をさせてもよい。 自由に検索させるか、美術館や博物館などの Web ページを指定して、選択させてもよい。	写真やイラストの貼り付けができたか。 目的を持って選択できたか。

展 開	著作権	著作物と著作権について学習する。	生徒の作品を通して、著作物を理解させ、著作権について説明する。	Web ページに記載されている著作権表示 (xx©2001 など) について説明できるか。
	著作権法	著作権や著作権法について Web ページで調べる。	Web ページの情報は著作権を保有していることを理解させる。 検索サイトを使って調べさせるか、参考になる Web ページの URL を示す。 (社団法人著作権情報センター参照、 http://www.cric.or.jp/)	著作権法の目的を説明できるか。
	その他の知的所有権	著作権とはどのような権利かを知る。	なぜ、無断で複製、使用することが権利侵害なのかについて考えさせる。	アニメの登場人物や商品名などの無断使用も権利侵害であることを説明できるか。
	肖像権	知的所有権について知る。	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、周知名称、商品形態等について例示して説明する。	有名人や芸能人の写真もその写真の著作権以外に肖像権があることを説明できるか。
	権利処理	写真の扱いについて考える。	本人の了解なしで写真を撮られたり、撮られた写真を無断で公表、利用されたりした場合にどのように感じ、なぜ人権侵害であるかを考えさせる。	著作物の使用の許諾を得るなどの適切な権利処理ができるか。
まとめ	権利処理	インターネットの Web ページから選んだ素材の著作権者に使用許諾を得る方法を考える。	利用の対象、目的、形態、期間などを明示して、電子メールを送るなど、権利処理の体験をさせてもよい。	著作物の使用の許諾を得るなどの適切な権利処理ができるか。
まとめ	まとめ	なぜ、このような権利が存在し守られなければならないかを考える。	窮屈な印象を与えずにクリエイティブな活動を認め合う態度の育成を図ること。	著作権法等が社会の文化の発展に寄与することを説明できるか。

7

検索サイトの使い方

(^^) 情報検索

インターネット上には多くの情報が蓄積されています。しかし、Internet Explorer 等のブラウザソフトを開いても、そこに自動的に情報が飛び込んでくるものではないという点が、テレビ等のメディアと大きく異なる点です。そのため、何が自分に必要な情報かを把握し、適切な情報を取捨選択する方法を身に付けるということが大切になります。

インターネット上で必要な情報を得ようとする場合に利用するのが検索サイトと呼ばれる Web サイトです。検索サイトは、インターネット上に存在する膨大な情報を収集し、分類整理してくれるサービスです。その方法にはさまざまなものがありますが、ロボット型と登録型の2種類が主流となっています。

ロボット型は、検索サービスのコンピュータが、インターネット上のサーバにアクセスして、その中の Web ページを順次参照して、自社の検索用のデータの中に情報を蓄えていくものです。その結果、ロボット型検索サイトには、さまざまな Web ページの情報が登録され、多くの情報を得る機会に恵まれます。しかし、あくまでもキーワードで収集しているため、その内容までは保証されておらず、内容が乏しいものや目的とは関係のないものも同時に多く提示され、必要な情報を持つ Web ページを探すまで時間がかかってしまうことがあります。

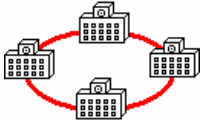
登録型は、登録を希望する人が目的の Web ページをどのカテゴリーに登録するかを申請します。申請を受けた検索サービス会社は、登録するのにふさわしい内容かどうかを調べてから、該当するカテゴリーに登録します。そのため、ロボット型検索で検索するより Web ページの数は少ないのですが、目的に合った内容のものが多いいえます。

(T-T) 有害情報

インターネットからはさまざまな情報を取り出すことができます。しかし、そのすべてが正確で有用な情報であるとは限りません。個人が運営している Web ページでは、第三者の点検も受けずに事実誤認のまま載せられている例もあります。生徒は、これらの不確実な情報を信用してしまうこともあります。また、勘違いやミスではなく、明らかに何らかの情報操作を行うためにデマをネット上で流している者がいるということにも注意を払う必要があります。特に掲示板などの書き込みを読む場合においては、この点について生徒に十分な注意喚起が必要です。

検索サイトの実習で、生徒たちの要望に応えて、芸能人やアイドル、タレントの名前で検索するときには注意が必要です。ロボット型検索サイトで検索した場合、それらのアイドル名をキーワードとして登録されたアダルトサイトやアイコラ（わいせつ画像にタレントの顔を付け替えた画像）サイトなどに入り込んでしまうことがあるからです。不用意にこのようなサイトに入らないためにも、事前のチェックと準備が必要です。また、生徒たちにはそのような危険性を持った道具（ツール）を使用しているのだという自覚を促すことが大切です。

Web ページには、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による差別、暴力、性暴力、犯罪幫助、薬物乱用、売買春等に関する情報などのいわゆる有害情報を掲載しているものもあります。インターネットはグローバルな世界であるため、法規制が困難なものもあります。学校においては、フィルタリング（キーワードを含んだサイトは閲覧できないようにする、または指定したサイトだけを閲覧できるようにしたり、できないようにしたりするソフトウェア）を設定し、児童・生徒が安全な環境下でインターネットを利用できるよう配慮することが必要です。



校内スタートページのカスタマイズ

Web ページの閲覧では検索サイトは大変役に立ちます。ブラウザソフトのツールバーには [検索] というボタンがありますが、これにはごく限られた検索サイトしか登録されていません。よく利用する検索サイトを登録すればよいのですが、個人的に好きなサイトを共用して使う端末パソコンに登録することはあまりお勧めできません。また、検索サイトによってはブラウザソフトに独自のツールバーを提供するところもありますが、リース物件である端末パソコンに別のソフトウェアをインストールすることはできません。

学校情報ネットワークの端末パソコンでは、ブラウザソフトを起動したときに Firewall ユニット (SVFW01) 内にある、index.html を最初に読みに行きます。この HTML ファイルを書き換えて、いくつかの検索サイトや、学校でよく使う Web ページへのリンク先を登録すれば、ブラウザソフトを立ち上げると、ワンクリックで目的のサイトを閲覧することができます。また、この index.html にはメールやパスワードの変更などのメニューがありますが、外部に出るメールのアカウントを生徒に発行していない学校では、このメニューは必要がないかも知れません。そのようなときにもこの方法が使えます。

- (1) 目的の index.html は Firewall ユニット (SVFW01) の C ドライブの Apache フォルダの htdocs フォルダ内にあります。
- (2) index.html を別のフォルダにコピーするとともに index.org (org はオリジナルの意味) などの別名にして保存します。いつでも元に戻せるようにするために、最初に行います。
- (3) あとは基本的な HTML の知識があれば簡単です。index.html には Table タグと JavaScript が使われています。Web ページ作成の参考になります。

ソースの一部と画面例を次に示します。

```
<HTML lang="ja">
<HEAD>途中略
<TITLE> 高校生徒用スタートページ</TITLE>
</HEAD>
<BODY BGCOLOR="#F0F0F0">
<CENTER><H1>生徒用スタートページ
</H1></CENTER>
<HR>
途中略
<FONT SIZE="5"><B><FONT COLOR="#FF0000">お
すすめサイト集</FONT></B></FONT>
</P>
<TABLE border=1>
<TR><TD colspan=2 align=center><FONT
COLOR="#400080"><EM>検索サイト
</EM></FONT></TD></TR>
<TR>
<TD><A HREF="http://www.google.com/intl/ja/"
TARGET="_blank">G o o g l e</A></TD><TD>ロボ
ット型検索サイト。
</TD>
</TR>
<TR>
<TD><A
HREF="http://www.enc.or.jp/enc/code/rule/index.htm"
TARGET="_blank">E N C</A></TD><TD>インターネ
ットを利用する人のためのルール & マナー集。</TD>
```





検索サイトの利用

- 1 本時の位置 LAN 教室のパソコンの扱いに慣れ、ブラウザソフトの基本的使い方を理解したのちに行う。日本語入力の方法については、習得していること。
- 2 指導目標 検索サイトについて、そのタイプ別特徴を理解させ、目的とする必要な情報を効率的に得る方法を習得させる。また、不適切な情報を検索したときに正しい対処の方法を身に付けさせる。
- 3 目標行動 目的にあった検索サイトの使い分けができる。ロボット型検索サイトを使う場合などで、適切なキーワードの設定ができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ 情報の取捨選択
 - ・ 有害情報
- 5 準備 授業で使用する登録型とロボット型の2種類の検索サイトを調べる。
- 6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	検索サイトの2つのタイプとその特徴	現在利用されている検索サイトにはどのようなタイプがあるかを知り、どのようなときにどれを使えばうまく情報が引き出せるかを考える。	検索サイトの使い分けと、キーワードの設定方法について理解しやすいような例を与える。	
展開	登録型検索サイト ロボット型検索サイト	登録型検索サイトを表示する。 例示された事柄について、順次階層をたどり、目的のページを表示する。 ロボット型検索サイトを表示する。	登録型検索サイトの URL またはリンクを示す。 生徒に分かりやすい例（「有名人の画像を探してみよう」など）を示し、それがどの階層下にあるかを考えさせる。 ロボット型検索サイトの URL またはリンクを示す。	登録型検索サイトの使い方を説明できるか。 目的のページにたどり着けたか。

展 開	キーワード検索の 実習	<p>キーワードを入力する。</p> <p>検索結果を確認する。</p> <p>キーワードの追加方法を話し合い、絞り込みを行い、その結果を確認する。</p>	<p>キーワードとして有名人の名前の入力を示す。</p> <p>有害情報の確認のために必要と判断した場合、教師機からページを表示する。</p> <p>絞り込みのためのキーワードの追加を考えさせる。なお、本時では And 検索のみを取り扱う。</p> <p>有名人の名前と同時に、公式サイト、オフィシャル等を And 検索のキーワードとして使用することを示す。</p> <p>例えば、職業の例を示し、情報検索を実習させる。ロボット型でキーワードひとつを入力した場合に出てくる結果にあわせて、生徒は常にこのような情報にさらされるのだと考えて指導する。</p>	<p>目的のページにたどり着けたか。</p> <p>適切に情報の取捨選択ができたか。</p> <p>ロボット型の場合に、適切なキーワードを設定できたか。</p> <p>目的に合わせた And 検索のキーワード設定ができたか。</p> <p>自分が知りたい情報に関して、検索サイトのタイプを選ぶことができるか。</p>
	目的に合わせた検索サイト	<p>事柄について、複数のキーワードを考えて入力し、結果を確認する。</p> <p>自分の目的に対しては、どちらの方が速く、使いやすかったかを評価する。</p>	<p>検索サイトの使い分けと情報の取捨選択について、整理する。</p>	<p>検索サイトの使い分けについて説明できるか。</p>
ま と め	まとめ	<p>検索サイトの使い分けと情報の取捨選択について、整理する。</p>	<p>検索サイトの特徴についてまとめ、キーワード設定の大切さを知らせる。</p>	<p>有効なキーワードの設定ができ、有害情報に対して、適切な態度がとれるか。</p>

情報の取捨選択

(^_^) 生活に役立つ情報

私たちが日常生活において何か情報を得たいと思った場合、新聞やテレビ、ラジオ、書物などが情報源となります。しかし、時として友人たちから得られる情報が役に立つこともあります。インターネットはそのように人と人との仲立ちをし、情報を提供してくれる役割を果たしています。しかもその提供先は世界中に広がっています。

インターネットを介して役に立つ情報を提供してくれるのは、学校、官公庁、警察、報道機関、一般企業、善意で情報を提供する個人などさまざまです。Web ページの中には、例えば、医学や経済の専門家などが私たちの相談に答えてくれるものもあります。ふだんは話すこともない人からでも、チャンスがあれば情報を得ることができます。また、何か商品を購入したい場合もインターネットを通して購入することが可能です。わざわざお店まで出向いて行かなくても自宅にいながら購入できます。

ネットショッピング、ネットオークションや、旅行のための列車の予約、航空券の購入、ホテルの予約、地図の検索、ニュースや天気予報などの速報、テレビ、音楽、映画の紹介、会社案内や求人情報、ゲームや占い、さまざまなサイトがあります。また、インターネット上のコミュニティが掲示板やチャットなどで形成されています。現在では、インターネットが私たちの生活を豊かにする道具（ツール）のひとつになっています。

(T-T) 違法行為

インターネットを使うときには、まず目的を明らかにし、検索サイトを有効に活用し、不必要な情報に惑わされないことが大切です。また、インターネットから得られる情報がすべて正しいものとは限らないことも事実です。したがって、情報の提供元が信頼できるものなのかを考えるとともに、情報の信ぴょう性についても常

に考えて利用しなければ、知らないうちに犯罪に巻き込まれる危険性があることを認識しておく必要があります。

インターネットが人と人とを結ぶメディアであり、誰もが簡単に参加できる開かれた世界であるため、悪意をもった人がこの世界の中で犯罪におよぶこともあります。

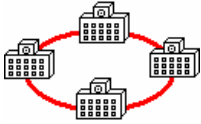
いわゆるハイテク犯罪と呼ばれる犯罪には、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）に規定された違法行為や刑法に規定されている電子計算機損壊等業務妨害罪を始めとしたコンピュータもしくは電磁的記録を対象とした犯罪とそれ以外のコンピュータやネットワークを手段として利用した犯罪があります。後者の犯罪には次のようなものがあります。

禁制品等の販売に関するもの

- ・ 覚醒剤や麻薬等の薬物を販売している。
 - ・ 拳銃またはその疑いのあるものを販売している。
 - ・ トルエンやシンナーなどの毒劇物を販売している。
 - ・ 児童ポルノを販売している。
- 詐欺や悪徳商法、著作権侵害に関するもの
- ・ お金を送ったのに商品が送られてこない。相手とも連絡が取れない。
 - ・ ネズミ講を勧誘している。
 - ・ コピーソフトを売っている。
 - ・ 身に覚えのないクレジット代金を請求されている。

このほか、犯罪を教唆するサイトもあります。このような違法行為を行うサイトや不適切な情報を流すサイトは、それを利用する人たちがいるために存在しているともいえます。安全で健全なネットワーク社会の発展のためには、利用する側がこのようなサイトを利用しないようにしなければなりません。

インターネットは私たちの生活の中に入り込み、ますます発展していくことが予想できます。インターネットを利用したために、犯罪に巻き込まれないように、適切な利用の仕方や対処の方法を学校で指導していく必要があります。



情報の収集

Web ページの中にはさまざまな Web ページにリンクしたものがああります。また、検索サイトで情報検索を行った場合には、目的とする情報にたどり着くまでにさまざまな魅力ある Web ページを発見したりします。そのたびに Web ページに寄り道しては、なかなか目的とするページにたどり着けません。

よく利用する Web ページに関してはブラウザソフトに分類をして登録しておくとか、リンク集を作っておくとかすれば、効率的に情報検索ができるでしょう。また、よく利用する Web ページの基本的な構造を把握しておくことも情報を的確に得ることに役立ちます。

次にいくつか公的機関の URL を紹介します。これらを参考に、学習指導に利用できる Web ページをまとめておくことも、学校情報ネットワークを活用する上で、有効な方法です。

- 文部科学省ホームページ
 - ・ <http://www.mext.go.jp/>
 - ・ 各種統計データや文化庁、まなびネット、国立大学・短期大学、国立高等専門学校、研究所、博物館、美術館、少年教育施設、各研究機関などの関連 Web ページにリンクできます。
- 教育情報ナショナルセンター
 - ・ <http://www.nicer.go.jp/>
 - ・ 学校教育、社会教育、体育スポーツ、教育用ソフトコンテンツ紹介、生涯学習に関する情報が得られます。
- 総務省行政管理局「電子政府の総合窓口」
 - ・ <http://www.e-gov.go.jp/>
 - ・ 首相官邸、人事院、内閣法制局、内閣府、各種省庁、大使館、領事館、財務局、税関、国税局、大学、高専、研究所、博物館、労働局、厚生局、病院などさまざまな Web ページにリンクできます。

- 総務省統計局・統計センターホームページ
 - ・ <http://www.soumu.go.jp/>
 - ・ 各種統計資料が得られます。
- 大阪府教育委員会ホームページ
 - ・ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/homepage/index.html>

各種資料が得られます。
- 大阪府教育センターホームページ
 - ・ <http://www.osaka-c.ed.jp/>
 - ・ 「情報提供」のページに教材コンテンツ、府立学校、府内の教育委員会などへのリンクがあります。

Q. 学校情報ネットワークでは有害情報のフィルタリングは行われていないのですか。

A. 学校情報ネットワークにおいては、特定のサイトへのアクセス制限を行うフィルタリングの仕組みを準備し、コンピュータウイルスを発信しているサイトへのアクセス制限などセキュリティ確保のために運用しています。また、有害情報のフィルタリングも行っております。インターネット上に流れるいわゆる有害情報は、数年前には想像もできないくらい急速に増加してきています。府教育委員会といたしましては、「大阪府 青少年健全育成条例」改正を踏まえ、府教育センターのフィルタリングシステムを再度見直し、不適切な情報を児童・生徒が閲覧することのないよう、有害情報に対するフィルタリングをさらに強化することとしています。



生活に役立つ情報

- 1 本時の位置 LAN 教室のパソコンの操作に慣れ、ワープロソフトの基本を習得したのちに行う。また、検索サイトの利用ができ、有害サイトの存在を理解していること。
- 2 指導目標 目的を持ってインターネットを利用し、情報の信頼性について考えながら、収集した情報を整理、活用する方法を習得させる。
- 3 目標行動 目的を持って情報の検索をし、必要とする情報を短時間で収集、整理することができる。また、インターネット上の違法行為について判断ができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ 情報の信憑性
 - ・ 著作権
 - ・ 違法行為
- 5 準備 ブラウザソフト及びワープロソフトを同時に使用するための必要な準備をする。検索、まとめ、発表の班分けをする。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	インターネットを利用する際の心構え	インターネットを利用する上での注意点について考える。	インターネットの中に潜む違法行為、犯罪についても意識させる。	インターネットに潜む危険性について説明できるか。
展開	<p>項目の設定</p> <p>情報の検索と収集</p>	<p>日常生活において情報が必要となる具体的な場面を想定し、必要とする情報について項目としてあげる。</p> <p>検索サイトを利用して情報を収集し、それをワープロソフトで整理し、情報が掲載されていた Web ページの URL も含めて、入力していく。</p>	<p>必要な情報について、整理された形で表現させる。</p> <p>情報収集を行った Web ページがどのような人や組織が作ったのかを意識させる。</p> <p>URL をブラウザソフトからコピーし、貼り付ける方法を知らせる。</p>	<p>収集しようとしている情報が明確に把握できているか。</p> <p>目的とする情報を検索できたか。</p> <p>一つの情報について、複数の Web ページで確認したか。</p>

展 開	<p>違法な Web ページについて考えながら、各班で情報検索を行う。</p>	<p>違法行為などを生徒が発見した場合は、その場で、担当教員に申し出るよう指導する。その際、URL を記録するとともに、違法性について、生徒とともに考え、警察への連絡等も行う。各都道府県警察には、ハイテク犯罪の窓口があることを示す。</p>	<p>発表することを考慮したまとめ方を助言する。</p>	<p>分かりやすくまとめることができたか。</p> <p>発表の中に何らかの工夫ができたか。</p>
	<p>収集した情報のまとめ</p> <p>発表</p>	<p>ワープロソフトに蓄えられた情報をより活用しやすい形に編集する。</p> <p>どういう状況を想定したかを説明し、集めた情報について発表する。</p> <p>他の班の発表を聞く。</p>	<p>違法行為などを発見した場合の対処方法を示し、インターネットの利便性と危険性を理解させる。</p>	<p>情報を取捨選択し、整理することができるか。</p>
ま と め	<p>まとめ</p>	<p>インターネットを用いて情報収集する際の注意事項を確認する。</p>		

参考：大阪府警察サイバー犯罪対策推進本部 http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/high_tech/



電子商取引の現状

(一) ネットショッピング

インターネットなどの情報通信ネットワークを利用して電子的に商取引を行うことを電子商取引、エレクトロニックコマース、eコマース（e-commerce）といいます。企業間での電子商取引は B to B（Business to Business）と呼ばれ、さまざまな技術を使って従来からもありましたが、近年のインターネットの普及により一般の消費者を対象とした電子商取引が急速に拡大しています。B to B に対して、企業と消費者との間の電子商取引のことを B to C（Business to Consumer）と呼び、消費者間での電子商取引のことを C to C（Consumer to Consumer）と呼びます。

B to C では、Web ページを使って商品の販売を行う電子商店が代表的なものです。消費者側からいえば、ネットショッピングと呼びます。ネットショッピングは、消費者側では通信販売と同様に Web ページに載っている多彩な商品を確認しながら注文することができ、企業側では消費者が注文をするとそのときの在庫がリアルタイムに更新され、在庫状況を Web ページに反映することができます。商品代金の支払いはクレジットカードを使って行うこともでき、自宅にいながら商品の購入ができます。また、海外の Web ページからも商品を取り寄せることができます。商品以外でも人材派遣や販売仲介を提供するサービスや、株式などの金融商品を売買するオンライントレードなどがあります。

C to C では、誰でも気軽に品物を出品したり、入札したりできる競売（オークション）の Web ページが代表的なものです。これは、ネットオークションと呼ばれています。ネットオークションでは、落札側（買う側）は良い品物を安く購入できたり、掘り出し物を購入できたり、出品側（売る側）は売りたいものが売れるというように、双方に利点があります。インターネットの普及で拡大した市場といえるでしょう。

(二) 詐欺行為

ネットショッピングやネットオークションなどのインターネット上の電子商取引は歴史が浅く、多くの課題をかかえていることも事実です。

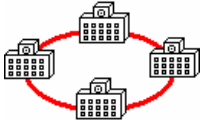
インターネットは誰もが使えるオープンなネットワークですから、このような電子商取引を個人の活動で行うことができます。そのため、今までの流通システムとの間で摩擦が生じたり、今までの取引システムから比べると課金や決済のシステムが未整備であったりします。また、インターネット上で個人情報保護などのセキュリティ確保も発展途中の技術的課題です。

使う側の個人的問題として、ネットショッピングで楽しくなつてつい商品を多く買いすぎて後で後悔してしまったり、ネットオークションの入札の雰囲気にもまれて過熱し、思わず高値で落札してしまったりということもあるようです。

提供する側の問題として、代金をだまし取る詐欺行為や、盗品や偽物、薬物などの禁制品等の取引、公序良俗に反するものの取引など犯罪行為におよぶ者がいるということを認識しておかなければなりません。

詐欺行為には、ネットオークションで偽名を使ったり別の人になりすましたりして参加し、商品や代金をだまし取るなどする事例があります。また、実在する金融機関や企業からのメールをよそおって「セキュリティを強化する」等の口実をつけて言葉巧みに偽の Web ページに誘導し、暗証番号、カード番号、ID、パスワードを入力させ、それらの情報をもとに、偽造カードを作ったり、ネット決済に悪用して現金を引き出したり、商品を購入するというもの（フィッシング）もあります。

インターネットが電子商取引を容易なものにしたことにより、こうした詐欺行為も容易になっている現状があります。インターネット社会がまだまだ発展途中の社会であることから、私たちの情報モラルが問われる社会でもあるといえます。



ネットショッピングの学習

多くの学校では、学校情報ネットワークを使っているネットショッピングやネットオークションへの参加を禁止しています。その理由には、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を発信することや、代金授受をとまなう個人的な行動を学習活動として位置付けることが難しいことがあげられます。

しかしながら、ネットショッピングの Web ページであっても購入を行わない、いわゆるウインドウショッピングであれば、授業で取り上げることが可能であると考えられます。その際、生徒たちが一度に同じサイトの同じ Web ページにアクセスするなど、ネットワークに負荷をかけることや相手方のサイトに迷惑をかけることがないように、授業の進め方に工夫が必要です。

自分を守るために

ネットオークションやネットショッピングにおいては、認証団体のマークが入っていることや、SSL (Secure Socket Layer) という技術を用いて暗号化した情報をやり取りするようになっていくことなどのサイトを選ぶことも大切です。そのサイトのセキュリティポリシーや指針などが記載されている Web ページがありますので、見ておくことも必要でしょう。セキュリティポリシーや暗号強度、認証マークがどのようなものなのかを知っておくことも必要です。暗号化されていれば必ずしも信頼できるわけでもなく、商品代金だけが引き落とされるケースや解約返金に応じてもらえないケースが想定されるので、相手が信用できるかどうか、契約内容に不審な点はないかどうかについてもよく確認することが必要です。

また、ネットオークションなどの個人間の商取引では、出品者と落札者の間に業者が入るエスクローサービス等の安全性の高い取引方法もありますので、利用を検討することも必要です。エスクローサービスを利用しない場合は、相手の住所や連絡先を知らせてもらい、その内容を確認することも必要です。

携帯電話でも、ネットショッピングを行ったり、ネットオークションに参加したりできるようになっています。学校情報ネットワークを活用してネットショッピングのマナーや常識を学

習し、身に付けておくことも必要なことと考えられます。

架空・不当請求メール

利用していない有料サイトの料金を請求する「架空請求」メールや、メールの中の URL をクリックただけで料金を請求される「不当請求(ワンクリック請求)」メールが増加しています。

対策としては、「慌てて料金を支払わない」「メールを返信したり、問い合わせ先に連絡したりしない」「不審な URL をクリックしない」「証拠を保存しておく」等があります。

困ったことや分からないことがあれば、国民生活センターや最寄りの消費生活センター等に相談するのも有効な方法です。

犯罪に巻き込まれないために

ネットショッピングやネットオークションでは、犯罪につながるものや、国によって販売が禁止されているもの、著作権法に違反するものが売買されている場合があります。そのようなものを購入し、知らずに犯罪に巻き込まれることのないように注意することが大切です。

Q . 授業で話せるようなネットショッピングでの失敗例はありませんか。

A . 実際にあった話を掲載します。

「七五三のお祝いに、インターネットを使って、お鯨を頼みました。Web ページ上では、予約が成立しました。受付されたことを示すページをプリンタで印刷しておきました。予約当日、プリントしたものを持って頼んだ店に行ってみると、店が無い! のです。付近を何度も探しましたがありません。慌てて他の店を探して調達しました。ネットショッピングの際には、向こうからの受け付けた旨のメールが来るようなシステムが必要だと痛感した一日でした。」



ネットショッピング

- 1 本時の位置 LAN教室のパソコンの操作に慣れ、電子メールや検索サイトが適切に行えるようになったのちに行う。
- 2 指導目標 ネットショッピングの Web ページを調べることを通して、その現状や問題点を理解させ、適切に活用できる方法を習得させる。
- 3 目標行動 ネットショッピングを利用する際、セキュリティポリシーや個人情報の扱い、発信内容の暗号化について調べ、適切に活用することができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事柄を理解させる。
 - ・ ネットショッピング
 - ・ 情報の暗号化
 - ・ 自己責任
- 5 準備 ネットショッピングのサイトの URL を調べる。URL のプロトコル部分が https:// などの鍵（錠前）のアイコンが出る Web ページを探す。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	ネットショッピングとは	インターネットで商品の購入をするときに注意することはどのようなことがあるかを考える。	注意点に関して、ここでは、深入りしないようにする。	
展開	ネットショッピングのサイトの閲覧 暗号強度	ブラウザソフトを立ち上げ、URL を入力する。 商品の値段を調べ、別のサイトではどのような値段なのかを調べる。 ブラウザソフトの右下に鍵（錠前）のアイコンが表示される Web ページを探す。	検索サイトで検索させる場合は、商品名とネットショッピングの And 検索を行うことを教示する。 実際の買い物や、購入のための氏名、住所、メールアドレスなどの入力をしていないよう教示する。	サイトにアクセスし、目的の商品を見つけ、商品の価格比較ができたか。

展 開	<p>認証マークとセキュリティポリシー</p> <p>支払方法や配送方法</p> <p>ネット犯罪</p>	<p>暗号強度についての情報を調べる。</p> <p>サイトのトップページに戻り、認証マークやセキュリティポリシーなどを調べる。</p> <p>支払方法、配送方法、返品の場合の取扱いなどを Web ページから調べる。</p> <p>禁制品の販売や詐欺など犯罪について考える。</p>	<p>鍵（錠前）のアイコンをポイントまたはクリックすると分かることを示す。</p> <p>暗号化の仕組みについては、深入りせず、Web ページで説明されている程度にとどめる。</p> <p>ブラウザソフトやサイトによって、異なる表示があるので、事前に調べる。</p> <p>違法行為などを生徒が発見した場合は、その場で、担当教員に申し出るよう指導する。その際、URL を記録するとともに、違法性について、生徒とともに考え、警察への連絡等も行う。各都道府県警察には、ハイテク犯罪の窓口があることを示す。</p>	<p>暗号強度（40 ビット、64 ビット、128 ビットなど）の確認ができたか。</p> <p>認証やセキュリティ確保の重要性を説明できるか。</p> <p>ネットショッピングの利用において注意すべき点を説明できるか。</p> <p>ネットショッピングが対面販売と異なり販売者にも消費者にも匿名性の高いものであることを説明できるか。</p>
ま と め	<p>まとめ</p>	<p>ネットショッピングを行う際の注意点を考える。</p>	<p>発展途中のネットワーク社会における自己責任の重要性を知らせる。</p>	<p>ネットワーク社会の利便性と危険性、自己責任を説明できるか。</p>

参考：大阪府警察サイバー犯罪対策推進本部 http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/high_tech/

(一) 情報発信

個人が世界に向けて情報を発信することは、インターネットが普及する以前ではあまり考えられなかったことです。テレビやラジオといった放送、新聞による報道、書籍の出版などが広域に向ける情報発信の方法でした。しかし、現在では、インターネットによる情報発信がこれらの方法に加わりました。

インターネットは、世界中に広がった誰もが参加できるネットワークです。このインターネット上に個人が Web ページを作成し、公開することは、それほど難しいことはありません。公開のための Web サーバは、プロバイダ等と契約することで借りることができます。Web ページは、HTML (HyperText Markup Language) 形式でファイルを作成し、これを Web サーバに保存することによって公開されます。このようにして、個人の作った HTML が、インターネットを通して、世界中からアクセスされるようになります。

HTML は、文書の論理構造や、文書の見栄えなどをタグと呼ばれる文字で囲むことで記述するものです。この約束ごとに従って作られた HTML ファイルをブラウザソフトで読み込むことにより、Web ページとして表示されます。HTML は、文書の他に、画像や音声、動画を扱ったり、他の Web ページへ接続 (リンク) できるようにしたりすることもできます。また、文書を HTML 形式で保存することのできるワードプロセッサや、HTML を作成する専用のソフトウェアもあります。

個人の Web ページは、趣味の情報、日記 (ブログ)、料理のレシピや郷土の紹介など、さまざまなページがあります。インターネットの普及によって、気軽に世界に向けて、個人が情報発信をすることができるようになりました。

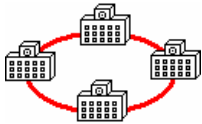
(二) 情報格差(デジタルデバイド)

インターネットの普及が進むとともに、さまざまな情報にアクセスできるようになりましたが、逆にそれを使えない人が不利な立場にたたされるような状況になってきているともいえます。

不利な立場の人が生まれる原因のひとつとして経済的な要因があります。インターネットを利用するためには情報通信機器や回線の費用を支払う経済力が必要です。また、地理的な理由として、通信回線などの情報基盤が整っている地域でないと利用できないことがあります。さらに、現在の情報機器は、あらゆる人にとって決して使いやすいものではないため、高齢者や障害のある人たちが不利な立場にたたされることもあります。例えば、障害のある人たちのために、使いやすくするための装置やソフトウェアも開発されていますが、高価であったり、自分の障害にあった機器を選ぶための情報が少ない場合もあります。

一方、Web ページを作成する情報の発信側にもいくつかの課題があります。例えば、画像を多用した Web ページは視覚に障害のある人にとって、利用しにくい場合があります。また、高齢者にとってはコントラストの低い文字は読みにくい場合があります。

このようなことも含めて、さまざまな理由で、必要な情報を得ることができない、あるいはできにくい人たちのことを情報弱者と呼ぶことがあります。これは、情報機器やインターネットの普及とともに新たに生じた格差であり、情報格差 (デジタルデバイド) と呼ばれます。このような情報格差の存在を認識し、格差を縮めるために身近なところから努力することが大切です。例えば、授業で Web ページを作成する場合、伝えたい情報をさまざまな人に見てもらえるように、ページの表示方法などに配慮して利用しやすさ (アクセシビリティ) を高めることなどが考えられます。



ユニバーサルデザイン

大阪府の Web ページは、だれもが情報を得ることができるユニバーサルデザインの実現をめざし、次の考え方に基づいて作成しています。

授業で生徒に作成させる Web ページや学校の Web ページについても、このような指針にそって見直すことにより、アクセシビリティを高めることができます。

ユニバーサルデザインについて

大阪府では、だれもが情報を得ることができる「情報のユニバーサルデザイン」の実現をめざしています。

高齢者、身体の不自由な人、キーボードやマウスを利用しにくい人、小さい画面を使っている人、初期タイプやテキスト専用のブラウザを使っている人、その他様々な人が大阪府のホームページを訪れます。大阪府では、そのすべての人が戸惑うことなく利用することができる、誰もが便利で使いやすいホームページづくりを心がけています。

「情報のユニバーサルデザイン」実現のため、具体的に考慮したポイント

1. 画像にはデータの一部に画像が伝える内容を具体的に説明するための文字を付け、画像が表示されない状態でも同等の内容が伝わるよう配慮しました。
2. 文字を読みやすいよう、背景色と文字などのコントラストに配慮しました。
3. 音声読み上げソフトの使用時、利用者が内容を適切に理解できるよう、読み上げ順などに配慮しました。
4. メニューにマウスの矢印を合わせクリックすると、詳しいメニューが下方向に現れるプルダウンメニューは音声読み上げソフトで読み上げることが不可能なので使用しません。
5. 点滅したり動いたりする情報は人によっては読解不可能であったり、ひどい時には発作の原因になったりするので使用しません。また、明示なしにページを入れ替えたり、新しいウインドウを開くことはしません。
6. クリックをスムーズに行うことができるよう、リンクするテキストとリンクするテキストの間が狭くなりすぎないように配慮しました。
7. タイトル(ブラウザタイトルバー部分に表示される)は分かりやすく正確に付けました。
8. できるだけ分かりやすい表現を心がけ、略語や外国語の乱用はしません。レイアウト目的で単語と単語の間にスペースをいれませんでした。
9. フレームはできるだけ使わないようにしました。
10. すべてのページに一貫したナビゲーション(「前ページ」「次ページ」「戻る」など)を配置しました。

インターネットにおけるアクセシブルなウェブコンテンツの作成方法に関する指針

首相官邸 IT 戦略会議・IT 戦略本部合同会議(5 回)資料 7

【様々な形式に適切に変換できるコンテンツを作成するための指針】

1. 音声や画像で表示されるコンテンツには代替手段を提供すること
2. 色の情報だけに依存しないこと
3. マークアップ及びスタイルシートは適切に使用すること
4. 自然言語の使用について明確にすること
5. 適切に変換できるような表を作成すること
6. 新しい技術を様々な形式に適切に変換できるページを保証すること
7. 時間の経過に伴って変化するコンテンツに対してユーザの制御を保証すること
8. ユーザインタフェースのアクセシビリティを保証すること
9. 特定の装置(デバイス)に依存しない設計であること
10. 臨時的対応策を利用すること
11. インターネットの技術標準及び指針を使用すること

【理解が可能でナビゲーションが可能なコンテンツを作成するための指針】

1. 文脈やページの構成等の情報を提供すること
2. ナビゲーションの仕組みを明確に提供すること
3. ドキュメントは明確かつ簡潔であること

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koho/information/universal.html>

(ユニバーサルデザインについて 大阪府)から引用

Q. Windows には、高齢者や障害のある人に配慮した機能があると聞きましたが、どのようなものですか。

A. プログラム→アクセサリ→ユーザー補助に、画面の一部を拡大する「拡大鏡」やマウスなどで文字を入力する「スクリーンキーボード」があります。また、「スタート」→「コントロールパネル」の「ユーザー補助のオプション」では、テンキーをマウス代わりに使う機能や画面にハイコントラストをつける機能などがあります。さらに、コントロールパネルのマウスでは、マウスのボタンを右きき用、左きき用のいずれかに設定できるなど、さまざまな機能があります。



利用しやすい Web ページ

- 1 本時の位置 HTMLの基本的なタグについて理解し、Web ページ作成ソフトなどで、Web ページを作成する実習を終えたのちに行う。さまざまな Web ページを見ていることが望ましい。
- 2 指導目標 利用しやすい Web ページを作成するための基本的な考え方を理解させ、その方法を習得させる。
- 3 目標行動 高齢者や障害のある人たちに配慮した誰にとっても利用しやすい Web ページを作成することができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事柄を理解させる。
 - ・ 情報弱者
 - ・ ユニバーサルデザイン
 - ・ アクセシビリティ
 - ・ 情報格差（デジタルデバイド）
- 5 準備 アクセシビリティに優れた Web ページの URL を調べる。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	○ 誰もが利用しやすい施設	○ 利用しやすい施設とはどのようなものかを考える。	○ 公共施設等のバリアフリーの考え方を説明する。	○ 身近にあるもので、子どもや高齢者に配慮した建物や交通手段の例をあげることができるか。
展開	○ 利用しやすい Web ページ ○ ユニバーサルデザインと Web アクセシビリティ	○ 利用しづらい Web ページを閲覧し、評価する。 ○ ユニバーサルデザイン、Web アクセシビリティについて学習する。	○ 高齢者や視覚に障害のある人にとっては分かりにくいものがあることを示す。 ○ 障害のある人だけに関わるものではなく、すべての人に関わっていることを理解させる。	○ 行間やテキストの色、背景などが見やすさが大きく影響することを説明できるか。

展 開	○ アクセシビリティのチェック表	○ アクセシビリティの優れたページを閲覧し、どのような点が工夫されているか考え、チェック表を作成する。	○ 単に見るだけでなくマウスを画像の上に移動させたり、リンクをたどったりするなど Web ページの機能を使うこと。	○ 利用しづらいページと比較してどのような点が工夫されているかを説明できるか。
	○ 公的機関の Web ページの評価	○ 自分の学校の Web ページなどを見てチェック表を使って評価させる。		○ 公的機関の Web ページが、さまざまな人にとって利用しやすい Web ページである必要がある理由を説明できるか。
	○ 利用しやすい Web ページの作成	○ 3 ページ程度の簡単な Web ページを作成する。 ○ 画像や背景も必ず入れるようにする。	○ Web ページは生徒が以前に作成したのもでも良い。 ○ トップページ (ホーム) 以外のページには必ずトップに戻るリンクをつけるなどのポイントを示す。	○ 自ら作成する Web ページのアクセシビリティを高めることができたか。
	○ 作成した Web ページの評価	○ チェック表をもとにお互いの Web ページを評価する。	○ ページの形式だけでなく、適切な表現か、情報がまとまっているかなど内容面の評価も加えるよう教示する。	○ アクセシビリティに関する評価ができるか。
まとめ	○ まとめ	○ アクセシビリティの重要性について理解する。	○ 実際に個人で Web ページを作る場合は、画像に ALT 属性を付けるなど、できるところから行うことを示し、他人に配慮する態度の育成について、留意する。	○ Web ページの作成に関連させて、情報格差 (デジタルデバイド) の説明ができるか。

参考：みんなのウェブ 情報バリアフリーのための情報提供サイト (情報通信研究機構)

<http://www.2.nict.go.jp/v/v413/103/accessibility/>

情報発信の責任

(^^) 表現の自由

つい最近まで自分の意見や考えを不特定多数の人に公表する方法としては、いわゆるマスコミに投稿することくらいしかありませんでした。投稿したとしても、企画者の意図にそわないか投稿者数や紙面の都合等で取り上げられなかったり、例え取り上げられたとしても紙上で議論に発展することはあまり望めなかったりするものでした。

しかし、インターネットが身近なものとなって、電子掲示板（BBS）で自由に意見を交換したり、個人で Web ページを公開し、同じ趣味などを持つ人たちと、情報の共有を行ったりすることが、簡単に行えるようになってきました。

憲法第 21 条には「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」とあり、また、「検閲は、これをしてはならない。」とあります。このことは、BBS や Web ページで、何を書いても自由であるということではありません。

憲法の第 3 章「国民の権利及び義務」の第 12 条で「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、…（中略）…常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」とし、また、第 13 条にも「…（前略）…国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」というように、「公共の福祉」というキーワードが登場します。また、多くの BBS や Web ページには、公序良俗に反する内容についての書き込みやリンクを禁止する意味の注意事項があることをよく見かけます。

BBS や Web ページについては、一定の基準のようなものが確立されているわけではなく、時代とともに基準も変わっていくものです。従って、ある基準を押しつけることではなく、生徒とともに考える姿勢が大切であると思われま

(T-T) 誹謗中傷

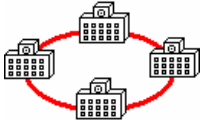
BBS や Web ページの書き込み等で、公共の福祉や公序良俗に明らかに反するものの例として、他人に対する人権侵害があります。差別事象、プライバシー侵害、誹謗中傷などの人権侵害については、インターネット上でも見られるため、学校においては積極的に人権を尊重する考え方や態度の育成を図る必要があります。

事実でないことを言って他人を傷つけるという中傷は人権侵害に当たります。また、他人の悪口を言い、そしるという意味の誹謗については、人権侵害に当たる可能性があります。

日常生活の上でもたわいのない言い争いがやがて誹謗中傷となり、大げんかにまで発展することがありますが、世界に開かれたインターネット上で起これば、単にクラスや学校という範囲ではなく、社会問題にまで発展し、名誉毀損や侮辱罪といった法に触れることにもなりかねないことに気付かせる必要があります。

また、相手が個人ではなく、特定の企業や団体に対しての苦言や非難を行うことを目的とした告発系サイト（コンプレイントサイト）についても考えさせるようにしたいものです。内容が告発者にとっては事実であり、他人に同様の思いをさせたくないという良心からの情報提供であっても、企業にとっては他の消費者に悪影響を及ぼすという点では営業妨害となることがあります。

インターネットにおける表現の自由とその許容範囲については、まだまだ歴史も浅く明確な線引きができる問題ではありません。しかし、インターネットで情報を発信するときは、発信する内容の信憑性を確かめ、事実と引用とを明確に区別し、発信する内容に自己責任を持つことが必要であることを理解させたいものです。それとともに人権意識の醸成に努めることも大切です。



情報発信におけるいくつかの例

学校情報ネットワークでは Web ページだけでなく、BBS やチャットなどさまざまな方法で個人の情報発信ができるようになっていきます。

インターネットによる情報発信におけるいくつかの例を提示し、生徒とともに考えることも情報モラルの涵養には有効と考えられます。

例 1：過剰な情報がかえって混乱を招く例

店舗、商品などを紹介する Web ページや BBS で、その会社にとってあまり好ましくない過去の情報などを提示する人がいます。いわゆる誹謗中傷ではなく、改善されていく過程や現在の状況などは肯定的に記述されており、親切心から書かれたものと判断はできるのですが、発表された側にとってはできれば知られなくなかったような内容である場合、どこまでが親切でどこからが行き過ぎになるのかを考えてみましょう。

例 2：告発系サイトにおける問題

ある会社員が、大手家電企業に対して個人の Web ページを使用して苦言の情報発信を行ったことがあります。この Web ページでは、その企業のサポート担当者と会社員との電話でのやり取りを、音声ファイルを公開することで広く一般の人に訴えるものでした。

このようなマルチメディアを駆使して情報公開を行った事で、マスメディアが取り上げ、個人の Web ページとしては桁違いの参照数(1ヶ月弱で 400 万件の参照)を短期間に成し遂げました。

途中、その企業は Web ページの公開差し止め仮処分申請等を講じようとしたようですが、あまりにも世論の反響が大きかったこともあり、話し合いで解決をする道を選んだようでした。この件では、一消費者と大企業との間に対等な関係が成立したという意味でも、注目された事柄でした。このような例の利点や問題点を検討してみましょう。

例 3：通信の自由と犯罪の防止の例

1996 年アメリカでインターネット上でのわいせつ情報の提供を禁じる通信品格法が成立しました。これに対し、表現の自由を保障した合衆国憲法に違反するとして裁判が起こされ、1997 年アメリカの最高裁は違憲判決を下しました。日本での対応等について調べてみましょう。



Q . プロバイダ責任法とはどのようなものですか。

A . プロバイダ責任法とは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(総務省情報通信政策局「情報通信行政(IT政策)のホームページ」参照、http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/denki_h.html) のことで、平成 14 年 5 月 27 日に施行されました。

これまではネット上で個人の権利が侵害されるような情報を流されても、「電気通信事業法」(通信の秘密を犯してはならない、通信を検閲してはならない)のため、プロバイダが安易に削除できませんでした。プロバイダは、権利を侵害されたと訴える人とサイト上に情報を流した人との板挟み状態になっていたわけです。しかし、この法律により国内のプロバイダが情報を削除できることなどが明確になり、同時に被害者は加害者を訴えるときに必要な相手の名前や住所を教えるようプロバイダに請求する権利も認められるようになりました。



情報発信の責任

- 1 本時の位置 どのような位置でも行うことができる。Web ページ作成や電子掲示板の実習と関連付けて実施してもよい。
- 2 指導目標 インターネットの普及が社会に及ぼす影響を理解させ、情報社会に参加する上での望ましい態度を育てる。
- 3 目標行動 不適切な書き込みがどのようなものであるかを理解し、目的を持って適切に情報を発信することができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ 表現の自由
 - ・ 公共の福祉
 - ・ 自己責任
- 5 準備 教材とするサイトを調べ、URL をまとめる。
- 6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	国民の権利及び義務	憲法第 21 条の表現の自由について学習する。	第 21 条だけにとられることなく、第 3 章全般について理解させる。 公共の福祉とはどういうことかを理解させる。	表現の自由について権利だけでなく義務が伴うことを説明できるか。
展開	表現の自由とその限界	例となる URL を入力し、Web ページを参照し、その内容が表現の自由として認められるかどうかについて話し合う。	形式的な議論に終始せず、だめならその理由、認められるならその限界等についても考えさせる。 意見が対立することが予想される事柄は、ディベート形式で議論させる。	例となる Web ページの内容等の問題点について理由を付けて説明できたか。

展 開	不適切なサイト	<p>さまざまな意味で評判のよくないサイトを閲覧し、どのような点が評判の悪い原因になっているのか、その改善点は何か、また、その内容はすべて不適切な情報なのかを考える。</p>	<p>閲覧させる Web ページの内容は事前にチェックし、場合によっては、その一部を教材用に別途準備する。</p>	<p>サイトの問題点を発見し、不適切な理由を説明できたか。</p>
	告発系サイト	<p>インターネットが普及する以前と以後について、個人の発言の仕方がどのように変化してきたかを考える。</p> <p>記載内容に偏りはないか、信憑性はあるか等を、どのようにして判断すればよいかを考える。</p>	<p>告発系サイトを例示する。</p> <p>告発系サイトは、発信者側だけに都合のいい内容に偏っている場合や都合の悪い情報を隠す傾向もあることに気付かせる。</p>	<p>発言の信憑性を確かめる方法が考えられたか。</p>
	通信の自由の制限	<p>通信の自由に関する法案等の事例について検討する。</p>	<p>現在もまだ確立された基準がなく、議論も多い事柄については、教員側からの押しつけにならないよう留意する。</p> <p>結論を示すのではなく、生徒に考えさせることに留意する。</p>	<p>さまざまな角度から、とらえることができるか。</p>
ま と め	まとめ	<p>情報発信における自己責任</p>	<p>情報を発信する際の、個人の責任について理解させる。</p>	<p>発信者側だけでなく、さまざまな状況に配慮して、情報の発信について考えることができるか。</p>

(^_^) サーバ

複数のコンピュータを接続したネットワークにおいて、自身の持っている機能やデータなどを提供して、ネットワーク上の他のコンピュータに、より快適な作業環境を与えるためにさまざまなサービスを提供するコンピュータのことをサーバといいます。サーバからサービスを受けるコンピュータをクライアントコンピュータといいます。

サーバにデータや情報を格納しておき、クライアントコンピュータから参照できるようにすると、ネットワーク上でデータや情報の共有ができます。(ファイルサーバ)。

この他にも、ネットワークに接続されたプリンタをクライアントコンピュータからサーバを経由して利用できるようにするプリンタサーバや、電子メールの利用を管理、運用するメールサーバ、インターネットに接続するとき、クライアントコンピュータから送られた信号の取り次ぎを行うプロキシサーバなどがあります。

ネットワークの管理者からみると、サーバは、共有しているデータにアクセスできる利用者の制限など、クライアントコンピュータやネットワークの利用者に対して、ネットワーク運用上必要な制限の設定や管理を行うセキュリティの集中管理ができる機能を持っています。ネットワーク環境では、多くの利用者がさまざまな操作をします。ネットワークの運用をスムーズに行うための、サーバによるセキュリティの集中管理が重要な仕組みになっています。

(T-T) 不正アクセス

あるコンピュータへの正規のアクセス権を持たない人が、何らかの方法でアクセス権を取得し、不正にコンピュータを利用する、あるいは試みることを不正アクセスといいます。

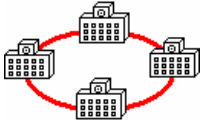
代表的な不正アクセスには、ソフトウェアの保安上の弱点(セキュリティホール)を悪用してファイルを盗み見たり、削除したり、改ざんしたりする行為や、数字や文字の総当たりを使ったパスワードの窃取、メールサーバを悪用した迷惑メールのばらまきなどがあります。

例えば、個人のユーザーIDとパスワードを不正に得た人が、本来の利用者になりすまし、ネットを長時間使用したり、物品を購入したりする不正行為によって、多額の金額が本来の利用者に請求されるということが起こります。

コンピュータ技術に精通し、常習的に不正アクセスを行なう人たちのことをクラッカーと呼び、その行為をクラッキングといいます。クラッカーはコンピュータへの侵入に成功すると、バックドアやワームというプログラムを仕掛け、そのコンピュータを踏み台にして、自分の存在を知られないようにしながら他のコンピュータへ侵入したり、複数の他のサーバを踏み台にして、一斉にひとつのサーバに大量のデータを送りつけてサーバをパンクさせるなどといった、アクセス妨害を企てたりします。不正アクセスによる被害はインターネットの普及と共に急増していることから、国内では平成 11 年に不正アクセス禁止法(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)が成立し、これらの不正アクセス行為は犯罪行為として処罰されます。

(警察庁「サイバー犯罪対策」参照

<http://www.npa.go.jp/cyber/>)



サーバによるユーザー管理

各学校の Firewall ユニット (SVFW01) は、OS として Windows2003Server が組み込まれており、各種サーバ機能を持っています。また、ネットワーク管理を担当する教職員の負担軽減を考慮した学校教育用のネットワーク管理ツールが組み込まれています。

ネットワーク管理ツールの主なサーバ機能として、ユーザー管理、Web メール、掲示板、チャット、メーリングリストなどさまざまな機能やツールが用意されています。

ユーザー管理ツールは、Windows2003 Server のアクティブディレクトリとリンクしていますので、ユーザーアカウント保守に関して統合的に行うことができるようになっています。

ユーザーアカウントには教職員用と生徒用の2つが用意されています。アカウント作成時には、アカウント名、パスワード、姓名、外部メール発信の可否、メールボックスのサイズ、所属グループを設定して登録します。基本的にはこのアカウント登録により学校情報ネットワークを利用できるようになります。

ネットワークの管理者にとって、ユーザーアカウントの登録と管理は煩雑な作業になりますが、管理ツールでは一括してアカウントの登録ができるリストファイルインポート機能が利用できます。ユーザーアカウントの登録に必要なデータを、エクセル等の表計算ソフトに入力し、これを CSV 形式のファイルに保存してファイルを作成し、リストファイルインポート機能を使ってデータを読み込みます。

また、大量のユーザーアカウントを一括登録するために必要なファイルを作成することもあります。例えば、パスワードを作成するなどは、表計算ソフトの関数等を使えば、ランダムに生成することができますが、煩雑な作業になります。管理ツールのアカウント自動作成ツールを使い、ユーザーアカウント名とパスワードをランダムに自動で生成することができます。

ユーザーアカウント名がランダムの場合は直感的に利用者が分かりにくいことがあります。

分かりやすいユーザー名をあらかじめ学校で決

める場合には、パスワードだけをランダムに発生させる方法もあります。

また、パスワードの変更はブラウザソフトを通じて行うことができますので、ランダムで発生させたパスワードであっても利用者が最初にログインするときに扱いやすいパスワードに変更することができます。

Q .お気に入りやデスクトップなどの個人プロファイルデータはどのように管理されていますか。

A .学校情報ネットワークでは、端末パソコンのユーザープロファイルの管理は、それぞれの端末に保存されるローカルユーザープロファイルで行っています。従って、利用者は各端末パソコンにプロファイルを持つこととなります。作業する端末パソコンを変えると、異なるプロファイルを参照することになり、使いにくいというご意見もあるかも知れません。

移動プロファイルを使えばこのようなことはありませんが、現在学校情報ネットワークでは、複数のOS、Officeソフトが稼働しており、それらの設定ファイルの保存先がそれぞれ異なるため、移動ユーザープロファイルを使うことはできません。

また多数の人たちの使用する端末パソコンであるということから、端末パソコンのハードディスク容量を圧迫するデスクトップへの大容量データの貼り付けなど、できるだけ行わないようにすることも記憶容量などの資源を共同で使うときのマナーといえます。



不正アクセス

- 1 本時の位置 Web ページの閲覧や電子メールの送受信など、インターネットの利用ができるようになったのちに行う。
- 2 指導目標 コンピュータネットワークにおけるサーバの役割を知らせ、不正アクセスなどの犯罪行為がコンピュータネットワークや社会に及ぼす影響を理解させる。
- 3 目標行動 不正アクセスが犯罪であることを認識した行動ができるとともに、パスワードや暗証番号の重要性を知り、漏洩させないように管理ができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ サーバ
 - ・ クラッキング
 - ・ 不正アクセス禁止法
- 5 準備 学校情報ネットワークの教材コンテンツのビデオ教材を視聴する。必要であればプロジェクタ、スクリーン、端末パソコンなどの準備をする。
 - ・ 財団法人警察協会制作の「虚構からの誘惑」(32分)を使用
 - ・ ビデオ教材の内部 URL は <http://www2.center.osaka-c.ed.jp/kyouzai/>

6 展 開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導 入	サーバの役割	ネットワークにおけるサーバの役割を理解する。	ネットワーク上の端末パソコンに電子メールを配信するなどのサービスの提供を例に説明する。	
展 開	サーバの機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ ファイルサーバ ・ プリンタサーバ ・ メールサーバ ・ プロキシサーバ ネットワークのユーザー管理	サーバの名称を知り、その機能を考える。 ログインのアカウント名とパスワードはどのコンピュータで認証しているかを考える。	機能について深入りはしない。それぞれの機能は名称から推測できるようにする。 アカウント名とパスワードによる管理をサーバが行っていることに気付かせる。	サーバの名称から機能が推測できるか。 ユーザー管理の必要性を説明できる。

展 開	<p>ビデオ教材視聴 「虚構からの誘惑」 (32分)</p> <p>不正アクセス禁止法</p> <p>パスワードの管理</p>	<p>ビデオを視聴する。</p> <p>不正アクセス禁止法の概要を知る。</p> <p>自分のパスワードの管理について、適切であったかどうかを考える。</p>	<p>初めて聞く用語があれば、メモをする課題を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名誉毀損 ・ オークション詐欺 ・ コンピュータウイルス ・ 不正アクセス禁止法 <p>など、ビデオで説明されているので、これまでの授業内容と関連させる。</p> <p>現実の世界で犯罪になることは、インターネットの世界でも犯罪になることを気付かせる。</p> <p>パスワードや暗証番号が重要な情報であることに気付かせる。</p>	<p>関心を持ってビデオの視聴ができたか。</p> <p>クラッキングは犯罪であることを説明できるか。</p> <p>パスワードや暗証番号を適切に管理できるか。</p>
まとめ	不正アクセスが情報社会に及ぼす影響	不正アクセスが社会に及ぼす影響について考える。	ネットワーク上での行為は広範囲に影響するとともに、取り返しがつかないことに気付かせる。	不正アクセスがネットワーク社会の発展に及ぼす影響を説明できるか。



(一) ネットワーク社会

インターネットとは、世界中の多数のサーバが蜘蛛の巣（web）状につながったコンピュータ通信網です。そのコンピュータ通信網に電話回線などを使って自宅から接続し、インターネット上のさまざまなサービスが利用できます。

多数のコンピュータがつながっていることを利用して、あるサーバ（Web サイト）から情報を提供したり、あるサーバ（メールサーバ）に電子メールを送ったりできます。Web ページを閲覧するということは、情報を提供しているサーバのデータを見ることですし、電子メールを受信することは、メールサーバのデータを見ることとなります。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が平成 12 年 11 月 29 日に成立し、平成 13 年 1 月 6 日から施行されました。この法律は、我が国の高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を定めたもので、国としての理念や方針を提示し、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の設置や国や地方公共団体の負うべき責務、今後の重点計画などを定めたものです。（首相官邸「情報通信技術（IT）戦略本部」参照 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>）

この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」をいいます。

また、インターネットの普及により、光ファイバーや xDSL などのブロードバンド（高速回線）が広がって、ネットワークでの情報のやりとりが高速になったことと、携帯電話などの端末の進歩により、いつでも、どこでも便利にネットワークを利用でき、機器の遠隔操作や事故防止などができるユビキタスコンピューティングが近づいたとも言えるでしょう。

ネットワークをうまく活用することで、生活がより豊かになる社会であるといえます。ただし、ネットワークの向こう側には、感情を持っ

た人間がいることを忘れてはいけません。ネットワーク社会のエチケットはしっかり身に付けておきましょう。

(二) コンピュータウィルス

コンピュータウィルスは、コンピュータに進入して悪さをするプログラムです。多くは、電子メールや、ダウンロードを通して侵入します。

トロイの木馬と呼ばれる不正プログラムは、便利なソフトウェアに見せかけて、実はコンピュータの機能全体を破壊したり、コンピュータ内部の情報をインターネット上に送信したりするなどの被害を与えます。Web ページからダウンロードする場合もあるので、信頼できない Web サイトからのソフトウェアの取り込みは避ける必要があります。それだけでなく、Web ページを閲覧するだけで感染する場合もあります。

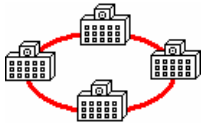
また、利用者が意図しないプログラムをコンピュータに取り込んでしまうケースもあります。具体的な例は、「あなたは 18 歳以上ですか？」等の表示に、[yes] ボタンを押すと、プログラムをダウンロードしてしまうというものです。むやみに [yes] や [はい] などのボタンを押さないように注意する必要があります。

コンピュータウィルスと一緒に扱われていますが、自分自身を複製して増殖するワームと呼ばれる不正プログラムもあります。ワームは、ネットワーク上の他のコンピュータに出現し、ネットワーク内を這い回るように見えることから、この名称が付けられました。

また、Winny などの P to P 技術を使ったファイル共有ソフトにウィルスが感染すると、情報流出を引き起こすなどの大きな被害を出します。

ネットワークの高速化により、いったん流出した情報を完全に回収することは不可能です。十分に気をつける必要があります。

ネットワーク上には、コンピュータウィルスや、スパイウェア、ボットなど、様々な脅威があります。正しい知識を身に付け、きちんと対処していきたいものです。



校内のコンピュータウィルス対策

コンピュータウィルスの被害を受けないためには、侵入を防ぐためのセキュリティ(安全性)の向上やコンピュータウィルスを発見し、駆除するソフトウェア(ワクチンソフトといいますが)をコンピュータに組み込んでおく必要があります。

学校情報ネットワークにつながっている校内の端末パソコンは Firewall ユニット (SVFW01) を経由して、府教育センターにつながり、府教育センターにあるサーバを経由して、インターネットに接続しています。校内の Firewall ユニットや府教育センターのサーバは、外部から校内への不正な侵入を防ぐ働きであるファイアウォール機能を持っています。ネットワークにコンピュータを接続すると、他のコンピュータの情報を検索し、取得することができますが、同時に逆のこともできますので、意識して情報を公開していなくても、不正に情報が流出する可能性があります。この不正な情報の流出を防ぐ仕組みがファイアウォールです。

さらに、府教育センターのサーバには電子メールに忍び込んでいるコンピュータウィルスを駆除するソフトウェアが組み込まれています。学校情報ネットワークの端末パソコンにはコンピュータウィルスを発見し、駆除するワクチンソフトが組み込まれています。このように学校内の大切な情報を守るために二重にも三重にも守られています。

しかし、それでもコンピュータウィルスが侵入してしまうことがあります。残念なことにコンピュータウィルスは、ワクチンソフトに駆除されないように変化してしまうからです。つまり、ワクチンソフトに駆除されない新種のコンピュータウィルスを作ってしまう人がいるのです。すぐに新種に対応する定義ファイルやパターンファイルが開発されるのですが、その対応が行われる間に広まってしまいます。

情報処理の促進に関する法律に基づいて設立された政府関係機関(独立行政法人)の情報処理振興事業協会(IPA)のセキュリティセンター(ISEC)の Web ページでは、「メールの添付フ

イルの取り扱い5つの心得」として、電子メールからのコンピュータウィルスの侵入を未然に防ぐ次のような方法を提唱しています。

メールの添付ファイルの取り扱い 5つの心得

- 1) 見知らぬ相手先から届いた添付ファイル付きのメールは厳重に注意する
- 2) 添付ファイルの見た目に惑わされない
- 3) 知り合いから届いたどことなく変な添付ファイル付きのメールは疑ってかかる
- 4) メール本文でまかなえるようなものをテキスト形式等のファイルで添付しない
- 5) 各メーラー特有の添付ファイルの取り扱いに注意する

<http://www.ipa.go.jp/security/y2k/virus/cdrom/>
(ウィルス対策スクール ©1999-2001 情報処理振興事業協会
セキュリティセンター)から引用

もし、コンピュータウィルスに感染したり、感染した疑いが生じたりした場合は、被害を拡大させないように努めることが大切です。ネットワークから切り離し、その上で、コンピュータウィルスの内容を調べ、速やかに対策を講じる必要があります。

また、ワクチンソフトで駆除できた場合でも、コンピュータウィルスの被害がネットワーク社会に広がることを防ぐためには、コンピュータウィルスが添付されたメールを送信してきた相手にコンピュータウィルスに感染した旨を何らかの方法で伝えることも大切です。これは、そのメールの送り主がコンピュータウィルスに感染していることを知らない場合があり、コンピュータウィルスを送り続けることもあるからです。



コンピュータウィルス

- 1 本時の位置 Web ページの閲覧と検索サイトの利用、ファイルを添付した電子メールの送受信など、インターネットの利用ができるようになったのちに行う。
- 2 指導目標 ネットワーク社会の利便性と危険性を知らせ、自己責任として、コンピュータウィルスの対策方法を習得させる。
- 3 目標行動 コンピュータウィルスについてのニュースなどの話題に注意を払い、感染予防対策を講じることができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ コンピュータウィルス
 - ・ 自己責任
- 5 準備 学校情報ネットワークの教材コンテンツのビデオ教材を視聴する。ワクチンソフトの機能とコンピュータウィルス対策についての資料を提供している Web ページの URL を調べる。必要であればプロジェクタ、スクリーン、端末パソコンなどの準備をする。
 - ・ 情報処理振興事業協会セキュリティセンターの「15分で学ぶコンピュータウィルス対策」(17分)を使用
 - ・ ビデオ教材の内部 URL は <http://www2.center.osaka-c.ed.jp/kyouzai/>

6 展 開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導 入	ネットワークの仕組み	電話や LAN 教室などさまざまな情報通信ネットワークの種類について考える。	電話や携帯電話、LAN 教室の仕組みについて簡単に説明する。	パソコンなどの情報機器をつなぐことによる付加価値を説明できる。
展 開	web の意味 ネットワーク社会の利便性	インターネットの構造を理解する。 ネットワークに参加することにより得られる利便性を考える。	通信網が複雑に絡み合っていていて、さまざまな通信ルートをとれることを理解させる。 情報の共有の有効性などについて示す。	web 構造の利点が説明できるか。 ネットワーク社会の利便性について説明できるか。

展 開	<p>ビデオ教材視聴 「15分で学ぶコンピュータウィルス対策」 (17分)</p> <p>コンピュータウィルス</p> <p>コンピュータウィルスに感染したときの対応</p>	<p>ビデオを視聴する。</p> <p>コンピュータウィルス対策についての資料を提供している Web ページを閲覧し、次の事柄を調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種類 ・ 被害 ・ 広がり方 ・ 対策 <p>コンピュータウィルスに感染したときの対応方法を考える。</p>	<p>初めて聞く用語やコンピュータウィルス対策について、メモをする課題を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マクロ感染型 ・ ネットワーク感染型 ・ ファイル感染型 ・ ブートセクタ感染型 <p>コンピュータウィルスの種類と被害について示す。 いくつかの例を示し、コンピュータウィルスがどのように広がるかを理解させる。 ウィルスワクチンソフトの働きを端末パソコンに組み込まれているソフトウェアを例に説明する。 ネットワークから切り離す、教員に申し出るなど対応方法を考えさせる。 データのバックアップなどの危機管理も考えさせる。</p>	<p>関心を持ってビデオの視聴ができたか。</p> <p>コンピュータウィルスの対策について、種類や広まり方と関連して説明できるか。</p> <p>コンピュータウィルスに感染したときに適切な対応ができるか。</p>
	<p>コンピュータウィルスと自己責任</p>	<p>ネットワーク社会におけるコンピュータウィルス対策に関する自己責任について考える。</p>	<p>ウィルスワクチンソフトの限界を示し、ネットワーク社会の利便性や危険性とその自己責任について考えさせる。</p>	<p>ネットワーク社会における自己責任について説明できるか。</p>
ま と め				

(^^) マルチメディア

高度情報通信ネットワーク社会に向かって
いる現在、さまざまな情報がデジタル化され、
パソコンなどの情報機器で扱えるようになり、
さまざまな分野で利用されています。例えば、
文書をデジタル化することで、文書内の特定
の文字を検索したり、一部分の修正や不要な
部分の削除や文章の挿入などの編集作業をし
たり、レイアウトを変更したり、文字の種類
を変更したり、簡単にさまざまな文書を作成
することができるようになります。このこと
で事務の効率化が図られています。

近年、文書だけでなく、静止画、動画、音
声、音楽などのデータもデジタル化され、
パソコンなどの情報機器で簡単に扱うこと
ができるようになってきました。これらのディ
ジタル化された情報を組み合わせ、総合的
に利用できるようにしたものをマルチメディア
といいます。マルチメディアは、一方的に
送られてくるテレビや映画などの従来のメ
ディアと異なり、双方向性（インタラクティブ
性）をもつことが特長とされています。

このようなマルチメディアはさまざまな分
野で大きな可能性を持っており、その技術の
研究と開発が進んでいます。

マルチメディア技術と情報通信ネットワ
ークを使って、さまざまなコンテンツ（情報の
内容）やサービスを提供する情報端末がコン
ビニエンスストアなどの店舗に設置されて
います。また、双方向性を利用して、ゲー
ムソフト、映画や公演のチケットなどの購
入、公共料金の支払いなどが行えます。ま
た、デジタルカメラの画像データをプリン
トアウトするもの、携帯電話の着信音や
待ち受け画像を配信するものもあります。
これらは、さまざまな情報がパソコンな
どの情報機器で扱えるようにデジタル化
されることによって、実現したものとい
えます。

(TT) 不正コピー

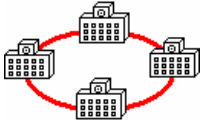
デジタル化されたデータは、複製による
品質の劣化がなく、原本とまったく同じ
ものを作ることができます。自分が作成
したデータを複製しても問題はありません
が、他人が作成したデータを許諾なしに
複製することは著作権法等に触れること
になります。

不正コピーとは、使用許諾契約書や著
作権などのルールに反して複製すること
をいいます。コンピュータのソフトウェア
や音楽 CD など、デジタル化されたデー
タを違法に複製したのも不正コピーとい
います。

特に、コンピュータのソフトウェアは、
学校その他の教育機関における複製に
関して定めている著作権法第 35 条の
「必要と認められる限度において、公
表された著作物を複製することができる」
著作物には含まれていませんので、学
校であっても許可なく複製することは
できません。

インターネット上で音楽データや動画
データなどの交換ができる Winny や
WinMX というソフトウェアがありま
す。これらを利用して自分が作成した
データを交換したり、公開したりする
ことに問題はありませんが、他人が
作成した市販の音楽データやソフト
ウェアなどをインターネット上に流
すと犯罪になり、刑事上だけでなく
民事上からも多額の損害賠償金を
支払うことになります。

また、Web ページには、フリーウ
ェアやシェアウェアといって、自分
が作成したプログラムやデータを
他人に使ってもらう意図で公開
されているものがあります。フリー
ウェアは自由に使ってくださいとい
うものです。シェアウェアは試用
した結果、そのソフトウェアが
気に入って継続して使おうとい
うときに、代金を支払うという
ものです。どちらも、著作権は
放棄しておらず、自由にプロ
グラムを書き換えたり、勝手
に他人に配付したりすること
はできません。



マルチメディア教材の作成

学校情報ネットワーク整備事業で学校図書館（図書室）に設置されている端末パソコンには、Web カメラが接続された端末が2台、イメージスキャナ（以下、スキャナ）が接続された端末が1台、DVD-RAM/R/RW ドライブ（以下 DVD ドライブ）が接続された端末が1台あります。また、普通教室用端末のノートパソコン 20 台には、スピーカーとマイクが内蔵されています。これらの機器でマルチメディア教材を作成してみましょう。

(1) 絵や写真の取り込み

最近、ワープロやパソコンを使って作られた資料が多くなってきました。文書に絵や写真をいれるときには、スキャナやデジタルカメラを使ってパソコンに取り込み、直接貼りつければ、編集作業も簡単に行えます。

パソコンを使ってスキャナで絵を取り込みましょう。まず、原稿をスキャナの読み取り位置に置きます。そして、スタート プログラム Microsoft Office ツール Microsoft Photo Editor でソフトウェアを立ち上げ、[イメージのスキャン]で絵や写真を取り込みます。

(2) 音のデジタル化

ノートパソコンには、スピーカーとマイクが内蔵されています。これを使って簡単に声をデジタル化してみましょう。

スタート プログラム アクセサリ マルチメディア サウンドレコーダーをクリックすると次のようなソフトウェアが動きます。



右下の録音ボタンを押して録音してください。できるだけマイクの近くで一定の大きさで声を出すと、きれいに取り込めます。そしてファイル名を付けて保存します。

(3) DVDドライブによるデータ保存

マルチメディアの資料を作ると、すぐにファイルの容量がフロッピーディスク（FD）1枚分を超えてしまいます。DVDドライブを使ってデータを保存すればよいでしょう。

パソコンに外付けされた DVD ドライブを使ってデータを保存します。まず、データの保存してある場所を確認します。そして、スタート プログラム B's Recorder GOLD B's Recorder GOLD でソフトウェアを立ち上げます。あとは、画面の説明にしたがって、DVDドライブにデータを保存します。

Q . 周辺機器が同じ端末パソコンに接続されていないので、スキャナで取り込んだデータを CD-R に書き込めません。何か良い方法がありますか。

A . 学校情報ネットワークの端末パソコンは、すべてネットワークで結ばれています。そのため、お互いにデータを交換することができます。1つの端末パソコンですべての操作をするのではなく、機能ごとに分かれていると考えましょう。

まず、個人の作業フォルダにデータを入れておきます。同じアカウントでログオンすると、どの端末からでも、その作業フォルダにアクセスできます。

このようにすれば、スキャナで取り込んだデータを作業フォルダに保存し、別の端末パソコンでデータを加工したり、CD-R に書き込んだりできます。



不正コピー

- 1 本時の位置 Web ページの閲覧と検索サイトの利用ができるようになったのちのできるだけ早い時期に行う。
- 2 指導目標 情報のデジタル化の利点を理解させ、デジタルデータの不正コピーが社会に及ぼす影響について考えさせる。
- 3 目標行動 情報のデジタル化の利点を理解した上で、著作権者の権利を侵害しない行動ができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を習得させる。
 - ・ 不正コピー
 - ・ 複製権
 - ・ 公衆送信権
 - ・ 許諾
 - ・ 私的録音録画保証金制度
- 5 準備 数回複製を繰り返したアナログ式のビデオとデジタル式のビデオとを準備する。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導 入	デジタル式の機器	アナログ式と比較して、デジタル式の機器の例を考える。	針式時計とデジタル時計、レコードと CD、カセットテープと MD、ビデオテープと DVD などの例を引き出す。	パソコンがデジタル機器であることを説明できるか。
展 開	デジタルの特徴	デジタルの機器の利点について考える。 アナログとデジタルの複製劣化の違いを知る。 私的録音録画保証金制度の仕組みを知る。	生徒が興味を持っている携帯電話のメールやデジタル写真の仕組みを説明しながら、デジタルの特徴を説明する。 同じ内容のビデオを同じ回数複製を繰り返したアナログ式とデジタル式のビデオを見せる。	アナログとデジタルの違い、デジタルの特徴を説明できるか。 デジタルの複製劣化が少ない理由を説明できるか。

展 開	デジタルデータの コピー	CD-Rの記録方法 を学習する。	現物のメディア を見せながら、ディ ジタルデータのコ ピーの利点を説明 する。	正規に得た著作 物を個人的に複製 する際に許諾を必 要としないことが 法律に明示されて いることを説明で きるか。
	複製権	著作者の複製権 について学習する。	音楽などの著作 物を複写したり録 音したりする複製 権は著作者の権利 であることを理解 させる。	著作者の財産に 対する権利の侵害 であることが説明 できるか。
ま と め	公衆送信権	自分がコピーし た音楽CDを友人に あげることはどの ような権利侵害に なるかを討論する。	著作権法第 30 条 「私的使用を目的 とした複製」につ いて、著作者の権利 の制限としてとら えさせる。	不特定多数の人 がアクセスするイ ンターネットの特 徴を理解した上で、 文化の発展や社会 に与える影響につ いて説明できるか。
	著作物のデジタル 化	自分の著作物を 不正コピーされ、 Web ページでダウ ロードできるよう にされることなど が、どのような権利 を侵害するのかに ついて討論する。	音楽などの著作 物を放送、有線放 送、自動公衆送信 するなどの公衆送 信権は著作者の権利 であることを理解 させる。 ・ 自動公衆送信権と は、Web ページのよ うに公衆の求めに応 じて自動的に送信す る権利のことで、サ ーバ（自動公衆送信 装置）に著作物をデ ィジタル化して保存 する送信可能化権も 含まれている。	著作物は、著作者 の許諾があれば利 用できることや、フ リーのものもある ことも示す。
		著作物をディ ジタル化する利点 は何かを考える。		容易に複製でき ることと複製して も良いことは別の ことであることを 説明できるか。

(^_^) 個人情報保護

個人情報とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。ネットワーク社会では、個人情報がデジタル化され、パソコンなどの情報機器を使い、さまざまな分野で利用されています。

例えば、貯金通帳やキャッシュカードに記録されている情報によって、どこの銀行に行っても貯金残高の確認や預け入れ、引き落としができます。さらに、インターネット上で取引を行うネットバンキングを使えばインターネット上で銀行の窓口と同様のことができる時代に入ってきています。また、クレジットカードを使うと現金を持ち歩かなくてもサインひとつで買い物ができ、1ヶ月間の支払いがまとめて後で請求されます。

このようなシステムはカードと暗証番号や自筆のサインによって、使用者が本人であることを確認し、情報通信ネットワーク網を通してホストコンピュータで情報の処理が行われています。銀行やカード会社は、コンピュータに保存された個人情報を厳重に管理しています。

行政機関においてもさまざまな個人情報が管理されていますが、法令や各自治体が制定する個人情報保護条例等でその収集、利用、提供の制限、適正管理及び本人への開示や本人による訂正、削除の方法などが定められています。

個人情報の保護に関して、現在 30 カ国が加盟している OECD (Organization for Economic Cooperation and Development、経済協力開発機構) がプライバシーを保護するために 8 原則のガイドラインを公表しています。

また、国においても高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大する中で、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する目的で、個人情報保護法が平成 15 年 5 月 30 日に施行されました。

個人情報は、この法律のもとで個人の権利や利益の保護を図るため、行政機関や事業者で適正に管理されています。

(T-T) プライバシー侵害

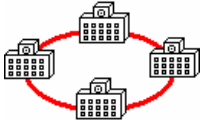
ネットワーク社会では、個人情報を含むさまざまな情報がデジタル化され、きわめて簡単に情報の集約や複製ができるようになっていきます。しかし、便利になった反面、プライバシー侵害や権利侵害などの問題も起こっています。

電話が各家庭に普及してきた頃には、いたずら電話が問題になりました。電話の相手からわからないという匿名性によって、生じた問題です。自分の電話番号を変えざるを得なかった、電話帳には自分の電話番号を載せられないなどということが起こりました。現在では、インターネットが普及し、多くの人が電子メールを利用するようになり、同じようなことが起こっています。

Web ページ上の簡単なアンケートに軽い気持ちで答えても、その年齢、趣味、家族構成や嗜好などの情報が、個人のプロフィールとして管理され、企業の収益を上げることもあります。例えば、年齢や趣味に基づいて新製品の案内を出すことなどが可能になるからです。このような情報提供サービスを本人の希望に基づいて行うことを明示した Web ページも多くみられますが、個人情報が何かの原因で漏洩し、インターネット上で公開されれば、深刻なプライバシー侵害になります。

情報がデジタル化され複製や編集が容易になったため、個人の情報が本人の知らないところで使われる、別の目的で提供した情報が本人の予期しない形で利用される、本人の知らないところで個人情報が改ざんされるというようなことが起こり得ます。

インターネットやデジタル化された情報の特性を理解して、自分自身と他人のプライバシーを守るために、個人情報の扱いに十分配慮することが大切です。



自己の個人情報の適切な管理

大阪府個人情報保護条例の第4条では府民の責務として、「府民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。」とされています。学校情報ネットワークでは Web ページを作成して府立高校だけに公開したり、インターネット上で世界に向けて公開したりすることができます。また、電子メールも利用可能です。

インターネットを利用する次のような場合は、教職員や生徒一人ひとりが個人情報の適切な管理に努める必要があります。

(1) アンケートの回答の入力

Web ページ上でアンケート調査や懸賞募集というものがありますが、アンケートや懸賞とは関係なく相手が個人情報の収集が目的で行われているものもあります。懸賞やプレゼントの送り先として記入したアドレスなどの個人情報がコンピュータに効率よく蓄積されてしまいます。

アンケートによって収集した情報の使用目的を明示し、転用しないことや責任の所在をはっきりさせている Web ページもありますので、信頼できるサイトであるかどうかを判断するとともに、個人情報を安易に記入しないことが大切です。

(2) メールアドレスや住所、電話番号の入力

インターネットの世界は誰でもが公平にアクセスできる場所です。悪意を持った人に個人情報を利用して迷惑をかけられたり、被害者になったり、犯罪に巻き込まれたりする場合があります。場合によっては限りません。

電子掲示板やチャットに個人情報を書き込む場合には不特定多数の人に公開されていることを常に忘れないようにしなければなりません。また、他人の個人情報を本人の同意なしでインターネット上に流すことは、他人の権利利益を侵害するものであり、許されないことです。

学校情報ネットワーク上で取り扱える個人情報について

第4条 学情ネットを利用して児童生徒の個人情報を発信する場合には、本人（成人に達しない児童生徒の場合は保護者を含む。）の同意に基づき、教職員の指導のもとに情報を作成し、校長の決裁を経て発信するものとする。教職員等の個人情報については本人の同意に基づき、校長の決裁を経て発信するものとする。

2 学情ネットで発信する児童生徒及び教職員等の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒及び教職員等の写真及び氏名（児童生徒の写真については教育活動の様子を伝える内容のものとし、氏名との同時掲載はしない。）

(2) コンピュータソフトウェア、文芸、音楽、美術、工芸及び書道等の作品及びその説明並びに作者の氏名

(3) 課題研究のレポート又は論文等の学習成果物及びその説明並びに作者の氏名

(4) 部活動、スポーツ競技及び各種コンクール等の参加記録及び氏名

(5) 研修等で招聘した講師等の講演内容、氏名及び氏名

3 学情ネットを利用した府立学校の情報発信は、府立学校の名称を使用し、大阪府教育センターに設置するサーバにおいて行うものとする。

Q . OECD 8 原則とは何ですか。

A . OECD が 1980 年に情報の自由な流通の確保とプライバシーの保護への配慮との調和を図ろうとする観点から、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」の第2部「国内適用における基本原則」で示した次の8原則のことです。

- (1) 収集制限の原則
- (2) データ内容の原則
- (3) 目的明確化の原則
- (4) 利用制限の原則
- (5) 安全保護の原則
- (6) 公開の原則
- (7) 個人参加の原則
- (8) 責任の原則



個人情報の保護

- 1 本時の位置 Web ページの閲覧ができるようになったのちのできるだけ早い時期に行う。
- 2 指導目標 個人情報について理解させ、インターネットなどの情報通信ネットワーク上での個人情報の適切な取扱い方を習得させる。
- 3 目標行動 自己の個人情報を適切に管理するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することがないように行動できる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ 個人情報
 - ・ なりすまし
 - ・ プライバシー侵害
- 5 準備 個人情報を入力する Web ページの URL を調べる。家や学校に来るダイレクトメールを用意する。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	ダイレクトメール	ダイレクトメールがどのようにして届いたかを考える。	どのようにして相手先の住所や氏名を調べたかを考えさせる。ここでは答えをだす必要はない。	
展開	個人情報の発信	アンケートや懸賞応募の Web ページの URL を入力し、その Web ページからどのような項目の入力を行うかについて調べる。 アンケートや懸賞応募に必要な情報と必ずしも必要でない情報を分類し、問題となりそうな事柄について話し合う。	個人情報とは、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報」であることを説明する。 年齢や性別が応募に必要なかどうかを生徒に考えさせる。	何が個人情報とかを説明できるか。 アンケートや懸賞応募などが個人情報の発信に当たる場合があることを説明できるか。

展 開	個人情報の収集	<p>Web ページを使って、情報を集めるためにどのような工夫がされているかを調べる。</p> <p>その他の方法について考える。</p>	<p>情報を集める側から考えさせる。</p> <p>情報を集める工夫に費やす時間とコストも考えさせる。</p>	<p>情報の発信側と受信側のそれぞれに関してインターネットの特長を利用した情報受発信の方法について説明できるか。</p>
	個人情報の流れ	<p>発信した情報が、どのようなルートを通り、どのように利用されるかを考える。</p>	<p>どのように利用されているかを考えさせることにとどめる。</p>	<p>情報は利用する側によって、その意味や価値が異なることを説明できるか。</p>
	個人情報の修正	<p>発信情報に誤りがあった場合、どのようにして修正するかを考える。</p>	<p>修正されているかどうかの確認の方法についても考えさせる。</p>	<p>個人情報の本人による訂正、削除が必要な理由を説明できるか。</p>
	プライバシー侵害	<p>収集された個人情報本人の同意なしに公開された場合について考える。</p>	<p>自分自身のプライバシー侵害や他人の個人情報の発信、なりすましによる発信などの不適切な個人情報の取扱い方について考えさせる。</p>	<p>個人情報の漏洩などが社会に与える影響について説明できるか。</p>
まとめ	まとめ	<p>自己の個人情報の管理について考える。</p>	<p>インターネット上で第三者に情報を盗聴されないよう暗号化して発信する SSL などの技術についても触れる。</p>	<p>インターネット上で個人情報を扱う際に注意すべき点を説明できるか。</p>



個人認証の方法

(^_^) アカウント

コンピュータやネットワーク上の資源を利用できる権利のことをアカウントといいます。コンピュータを起動し、ネットワークに接続（ログイン）し、コンピュータやネットワーク上の資源を利用する権利を、ユーザーアカウントやログインアカウントといい、電子メールを送受信する権利をメールアカウントといいます。また、利用する際には、ユーザーID（IDはidentificationを略したもの、ユーザー名ともいう）と呼ばれるものが必要なため、ユーザーIDをアカウントという場合もあります。

ユーザーIDは、単にIDとも呼ばれ、あらかじめサーバなどに登録をしておかなければなりません。この作業をアカウントの発行といいます。登録されていないIDではコンピュータやインターネットを使うことができません。

さらに、ID所有者本人であるかどうかを確認するためにパスワードが必要です。パスワードもアカウント発行時にサーバなどに登録されます。IDとパスワードを正しく入力した人だけがコンピュータやインターネットを使うことができるように、セキュリティを二重に施しています。

IDとパスワードは、個人を特定する作業である個人認証に使われるものですが、文字と数字の組み合わせであり、他人に知られてしまうと本人になりすまして不正に使用される危険性があるため、現在では、さまざまな個人認証のシステムが開発されています。

プラスチック製のカードに、CPUやメモリ、セキュリティ回路を組み込んだスマートカード（smart card）やICカードと呼ばれるものにIDとパスワードを記録し、カード読み取り装置で個人認証を行う方法があります。カードの利用には暗証番号を必要とし、暗証番号を知っているカードの所有者のみが使える仕組みです。

カードによる個人認証の方法は、カードの紛失や盗難の危険性があります。現在、指紋や網膜、静脈、声紋といった固有の身体的な

特徴をもとに個人認証を行う生体認証技術が研究、開発されています。生体認証はなりすましが困難とされ、パスワードの必要がないなどの特長があります。

(T-T) 個人情報の漏洩

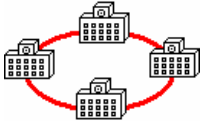
住所、氏名、電話番号、誕生日、学校名などとともに、携帯電話番号、クレジットカード番号、メールアドレス、ID、パスワードなども個人情報です。

メールアドレスやIDは他人に知られることはありますが、これらとともにそのパスワードを知られると、本人になりすましてコンピュータやネットワークを不正に使用され、さまざまな個人情報の盗難にあうことがあります。

ある大学では本人の知らないところで就職内定を辞退する電子メールを出され、就職ができなくなったという事件が起きました。デジタル化された情報がやり取りされるネットワーク社会では、対面によるやり取り、電話による連絡、自筆の手紙などと異なり、なりすましが容易です。IDとパスワードは自己責任として厳重に管理しなければなりません。

また、メールアドレスを不用意に他人に知らせ利用されると迷惑メールや宣伝メール、コンピュータウィルスが送信されてきたりします。他人のメールアドレスやIDを本人の同意を得ずに、第三者に伝えないこともネットワーク社会でのマナーです。

パスワードは、主に半角のアルファベットや数字を用いて本人が作ります。電話番号や誕生日、メールアドレス、IDに関連するものなどを避けることが推測されにくいパスワードを作る方法として推奨されています。また、パスワードは、メモなどをせずに本人が記憶することにより管理することが漏洩を防ぐ方法として推奨されています。



セキュリティ

セキュリティ (security) とは、安全、保全、保障、安心という意味ですが、コンピュータ関連で用いたときは、コンピュータやネットワーク上の資源を活用する権利をもたない第三者からこれらの資源を守ることをいいます。

セキュリティのレベルを高くすると安全性は高まりますが、コンピュータの活用における制限が増えます。逆にレベルを低くすると、コンピュータは使いやすくなりますが、安全性の面で問題が増えます。

企業や学校などのネットワークでは、情報の読み取りについて、どのような情報を誰に許可するのか、ネットワーク上のさまざまな操作についてどのような操作を誰に許可するのかなど、情報の目的外使用や外部からの侵入、機密漏洩などを防止するために定めたセキュリティに関する基本方針として、セキュリティポリシーを作成し、運用を行う必要があります。セキュリティポリシーはコンピュータウィルスの感染によるデータやシステムの破壊やさまざまなトラブルによるシステムの停止、データの喪失などに対する対処についても含めます。

学校情報ネットワークは、すでに二万台以上の端末パソコンが接続された大規模なネットワークであり、学校の中で生徒や教職員が安心して自由に使えることを保障しながら、セキュリティレベルの高いポリシーを策定し、運用されています。

各学校においてネットワーク管理を担当する教職員の負担軽減を考慮した全校共通の学校教育用のネットワーク管理ツールを組み込み、教職員や生徒のアカウントの発行などが容易に行えます。しかし、アカウントが容易に発行できることは、セキュリティの面からは、不安要素となります。従って、管理ツールを操作できる権限をもったアカウント (管理者権限) については、各学校で厳重に管理されなくてはなりません。

また、府教育センターのサーバ群には、外部ネットワークであるインターネットとの間に、どのような情報のやり取りをするかについての

セキュリティポリシーがあります。インターネット上に存在するコンピュータウィルスを送信するようなサイトや不正侵入を試みるサイトなどからはファイアウォール技術により内部ネットワークを守っています。また、どのような情報 (パケットと呼ばれる) を通過させ、どのような情報を遮断するのかについては、学校教育利用の観点からセキュリティポリシーを定め、ファイアウォールユニットに設定されています。

セキュリティポリシーは、ネットワークの利用目的に照らし、必要とする利用方法や使用時の操作性とセキュリティレベルとのバランスを考え、コンピュータやネットワークの資源の量や質、利用内容への影響など、複雑な要素を総合的に判断して策定されます。このポリシーに基づいて、サーバや端末パソコンのそれぞれの設定を行い、ネットワークを維持、管理、運用しています。また、セキュリティポリシーは、固定したものではなく、新たなネットワーク技術やセキュリティ侵害方法の登場などを受け、その都度検討が行われ、変化するものでもあります。

Q . 端末パソコンにインストールされているリアルプレイヤー (RealPlayer) で、インターネット上の番組を見ることはできないのですか。

A . 学校情報ネットワークのセキュリティポリシーでは、不正サイトからの侵入防止やネットワークの負荷軽減を図るため、外部ネットワーク (インターネット) からのストリーミングデータと呼ばれる動画や音声などの情報を遮断しています。リアルプレイヤーは、内部ネットワーク上に用意された教材ビデオなどを視聴するためにお使いください。



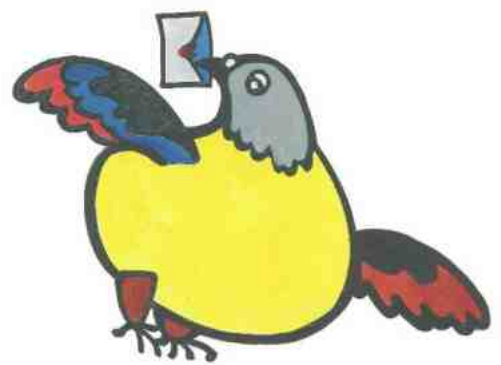
セキュリティの学習

- 1 本時の位置 Web ページの閲覧や電子メールなどのネットワーク利用の学習を開始する前に行う。
- 2 指導目標 情報通信ネットワークのセキュリティについて理解させ、自己のアカウントの管理やパスワードに変更などセキュリティを確保する方法を習得させる。
- 3 目標行動 ネットワークを利用するためのアカウントを適切に管理できる。また、個人情報の保護やセキュリティの確保を理解して、暗証番号など実生活で使うさまざまなパスワードの自己管理ができる。
- 4 留意点 情報モラルの育成の観点から、次の事項を理解させる。
 - ・ アカウント
 - ・ ID
 - ・ パスワード
 - ・ セキュリティ
- 5 準備 パスワードをランダムに発生させて、生徒全員のアカウントを発行する。

6 展開

	学習内容	学習活動	留意事項	評価規準
導入	暗証番号	銀行のキャッシュカードの暗証番号や、携帯電話の電源入力時の暗証番号などの例を発表する。	暗証番号の役割について考えさせるが、ここでは深入りはしない。	
展開	個人認証 アカウント	個人認証の方法について学習する。 アカウントの意味を理解する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ログインアカウント ・ メールアカウント 	カードと暗証番号、携帯電話本体と暗証番号のように組み合わせたもので個人認証が行われることに気付かせる。 アカウントはコンピュータやネットワーク上の資源を利用できる権利であることを理解させる。	個人の権利と利益を守るための個人認証について説明できるか。

展 開	パスワード	<p>アカウントの発行について理解する。</p> <p>適切なパスワードを考える。</p>	<p>アカウントはサーバで発行され認証が行われることを理解させる。</p> <p>アカウントを発行すると、IDとパスワードが渡されることを説明する。</p> <p>IDは、端末パソコンを使用する時の利用者の名前に当たることを理解させる。</p> <p>どのようなパスワードがよいかを考えて作るよう教示する。</p> <p>電話番号や住所、誕生日、メールアドレスに関連するものは避けたほうがいいことに気付かせる。</p> <p>準備したIDとパスワードを生徒一人ひとりに渡す。</p>	<p>IDとパスワードが個人認証の方法として有効であることが説明できるか。</p> <p>自分には覚えやすく、他人には想像がつかないものを作ることができるか。</p>
	セキュリティ	<p>ネットワークにログイン(接続)し、パスワードの変更を行う。</p> <p>パスワードを自己管理することの重要性を考える。</p> <p>ネットワークのセキュリティ確保について学習する。</p>	<p>ネットワークの資源は自分自身と他人の財産であり、これを守るための責任について考えさせる。</p> <p>ネットワークの不正使用を許すことがどのような影響を与えるかを考えさせる。</p>	<p>パスワードの変更ができたか。</p> <p>ネットワーク資源や利用者一人ひとりの権利と利益を守るための個人認証について説明できるか。</p>
ま と め	まとめ	ネットワークの不正使用の防止について考える。	セキュリティの確保には不断の努力が必要であることを気付かせる。	セキュリティ確保の大切さとパスワードの自己管理の必要性を説明できるか。



参考文献

- 文 部 省 告 示：平成 11 年 3 月：高等学校学習指導要領
大阪府教育委員会：平成 11 年 3 月：人権教育基本方針
大阪府教育委員会：平成 11 年 3 月：人権教育推進プラン
文 部 省：平成 12 年 3 月：高等学校学習指導要領解説 情報編
文 部 省：平成 12 年 3 月：インターネット活用ガイドブック モラル・セキュリティ編
文 部 科 学 省：平成 13 年 3 月：インターネット活用のための「情報モラル指導事例集」

情報モラル指導方法研究委員会

- 委員長 藤原 定壽 府教育委員会教育振興室副理事
委員（座長）水越 敏行 関西大学総合情報学部教授
（副座長）山本 雄一 府教育センター教科教育部コンピュータ研修室首席指導主事・室長
森田 英嗣 大阪教育大学附属教育実践総合センター助教授
野口紳一郎 龍谷大学理工学部実習講師
芳澤 裕之 府教育委員会教育政策室人権教育企画課指導グループ指導主事
八田 磨 府教育委員会教育振興室学事課学事グループ指導主事
峰松 泰 府教育委員会教育振興室学事課振興グループ主事
竹内 勉 府教育委員会教育振興室教務課教育計画グループ指導主事
金田 茂彦 府教育委員会教育振興室教務課教育計画グループ指導主事
富田 公一 府教育委員会教育振興室児童生徒課進路・就学指導グループ指導主事
中島 康明 府教育委員会教育振興室障害教育課盲聾養護学校・養護学級グループ指導主事
主事
久保 仁 府教育委員会教育振興室保健体育課競技スポーツグループ主査
岡田 耕治 府教育委員会教育振興室地域教育振興課社会教育グループ主査
萩原 雅也 府教育委員会教育振興室地域教育振興課社会教育グループ社会教育主事
筒井 和幸 府教育センター教育企画部人権教育室指導主事
山下 俊和 府立阿武野高等学校教諭（大阪府高等学校情報教育研究会幹事）
陶山 時夫 府立貝塚高等学校教諭（大阪府立学校人権・同和教育研究会事務局長）

情報モラル指導資料執筆協力者

- | | | | |
|-------|------------|-------|-------------|
| 稲川 孝司 | 府立西成高等学校教諭 | 橋本 佳三 | 府立旭高等学校教諭 |
| 植森 大祐 | 府立吹田高等学校教諭 | 浜崎 眞吉 | 府立信太高等学校教諭 |
| 門田 浩一 | 府立城山高等学校教諭 | 深井 紳三 | 府立岬高等学校教諭 |
| 木村 伸司 | 府立港南高等学校教諭 | 八幡 淳一 | 府立東豊中高等学校教諭 |
| 芝田 仁 | 府立福井高等学校教諭 | 山下 俊和 | 府立阿武野高等学校教諭 |
| 清水 勝吉 | 府立住吉高等学校教諭 | 山本 一寿 | 府立茨木養護学校教諭 |
| 田中 誠一 | 府立豊中高等学校教諭 | 吉村 剛志 | 府立北千里高等学校教諭 |
| 坪内 誠道 | 府立柴島高等学校教諭 | | |

表紙デザイン及び本文カット

- 阪本 由加 府教育センター教科教育部教科教育室指導主事

関係法令

著作権法

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

個人情報の保護に関する法律

大阪府個人情報保護条例

大阪府青少年健全育成条例（一部）

著作権法

昭和四十五年五月六日
法律第四十八号

改正

昭和五十三年 五月 十八日 法律第四十九号
同 五十六年 五月 十九日 同 第四十五号
〔各種手数料等の改定に関する法律第四条による改正〕
同 五十八年十二月 二日 同 第七十八号
〔国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第七十六条による改正〕
同 五十九年 五月 一日 同 第二十三号
〔各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律第五条による改正〕
同 五十九年 五月二十五日 同 第四十六号
同 六十年 六月 十四日 同 第六十二号
同 六十一年 五月二十三日 同 第六十四号
同 六十一年 五月二十三日 同 第六十五号
〔プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律附則第三項による改正〕
同 六十三年十一月 一日 同 第八十七号
平成 元 年 六月二十八日 同 第四十三号
同 三 年 五月 二日 同 第六十三号
同 四 年十二月 十六日 同 第六十六号
同 五 年十一月 十二日 同 第八十九号
〔行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第八十一条による改正〕
同 六 年十二月 十四日 同 第一百十二号
同 七 年 五月 十二日 同 第九十一号
〔刑法の一部を改正する法律附則第八条第六号による改正〕
同 八 年十二月二十六日 同 第一百十七号
同 九 年 六月 十八日 同 第八十六号
同 十 年 六月 十二日 同 第一百一号
〔学校教育法等の一部を改正する法律附則第三十八条による改正〕
同 十一年 五月 十四日 同 第四十三号
〔行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十一条による改正〕
同 十一年 六月二十三日 同 第七十七号
同 十一年十二月二十二日 同 第一百六十号
〔中央省庁等改革関係法施行法第五百六十三条による改正〕
同 十一年十二月二十二日 同 第二百二十号
〔独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律第十五条による改正〕
同 十二年 五月 八日 同 第五十六号
同 十二年十一月二十九日 同 第一百三十一号
〔著作権等管理事業法附則第八条による改正〕
同 十三年十二月 五日 同 第四百十号

〔独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第六条による改正〕

同 十四年 六月 十九日 同 第七十二号
同 十五年 五月 三十日 同 第六十一号

〔行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十八条による改正〕

同 十五年 六月 十八日 同 第八十五号
同 十五年 七月 二日 同 第一百十九号

〔地方独立行政法人の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十五条による改正〕

同 十六年 六月 九日 同 第八十四号

〔行政事件訴訟法の一部を改正する法律第八条による改正〕

同 十六年 六月 九日 同 第九十二号
同 十六年 六月 十八日 同 第一百二十号

〔裁判所法等の一部を改正する法律第九条による改正〕

同 十六年十二月 一日 同 第一百四十七号

〔民法の一部を改正する法律附則第七十五条による改正〕

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条 - 第五条）

第二節 適用範囲（第六条 - 第九条の二）

第二章 作者の権利

第一節 著作物（第十条 - 第十三条）

第二節 著作者（第十四条 - 第十六条）

第三節 権利の内容

第一款 総則（第十七条）

第二款 著作者人格権（第十八条 - 第二十条）

第三款 著作権に含まれる権利の種類
（第二十一条 - 第二十八条）

第四款 映画の著作物の著作権の帰属（第二十九条）

第五款 著作権の制限（第三十条 - 第五十条）

第四節 保護期間（第五十一条 - 第五十八条）

第五節 著作者人格権の一身専属性等（第五十九条・第六十条）

第六節 著作権の譲渡及び消滅（第六十一条・第六十二条）

第七節 権利の行使（第六十三条 - 第六十六条）

第八節 裁定による著作物の利用（第六十七条 - 第七十条）

第九節 補償金（第七十一条 - 第七十四条）

第十節 登録（第七十五条 - 第七十八条の二）

第三章 出版権（第七十九条 - 第八十八条）

第四章 著作隣接権

第一節 総則（第八十九条・第九十条）

第二節 実演家の権利（第九十条の二 - 第九十五条の三）

第三節 レコード製作者の権利（第九十六条 - 第九十七条の三）

第四節 放送事業者の権利（第九十八条 - 第一百条）

第五節 有線放送事業者の権利（第一百条の二 - 第一百条の五）

第六節 保護期間（第一百一条）

第七節 実演家人格権の一身専属性等
（第一百一条の二・第一百一条の三）

第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録
（第一百二条 - 第一百四条）

第五章 私的録音録画補償金（第一百四条の二 - 第一百四条の十）

第六章 紛争処理（第一百五條 - 第一百十一條）

第七章 権利侵害（第一百十二條 - 第一百十八條）

第八章 罰則（第一百十九條 - 第一百二十四條）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（目的）

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。
（昭六一法六四・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二 著作者 著作物を創作する者をいう。

三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。）をいう。

四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。

五 レコード 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（音をもつばら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。

六 レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。

七 商業用レコード 市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（有線電気通信設備で、その一部の設置の場所が

他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラム著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。

九 放送事業者 放送を業として行なう者をいう。

九の二 有線放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。

九の三 有線放送事業者 有線放送を業として行う者をいう。

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送受信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。

十 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。

十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

十二 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

十三 録音 音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

十四 録画 影像を連続して物に固定し、又はその

固定物を増製することをいう。

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

十六 上演 演奏（歌唱を含む。以下同じ。）以外の方法により著作物を演ずることをいう。

十七 上映 著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

十八 口述 朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当するものを除く。）をいう。

十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。

二十一 権利管理情報 第十七条第一項に規定する著作人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利（以下この号において「著作権等」という。）に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作物等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられていないものを除く。）をいう。イ 著作物等、著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報

ロ 著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条

件に関する情報

ハ 他の情報と照合することによりイ又はロに掲げる事項を特定することができることとなる情報

二十二 国内 この法律の施行地をいう。

二十三 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

2 この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

4 この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。

5 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

6 この法律にいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。

7 この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。

8 この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の使用の権原を取得させる行為を含むものとする。

9 この法律において、第一項第七号の二、第八号、第九号の二、第九号の四、第九号の五若しくは第十三号から第十九号まで又は前二項に掲げる用語については、それぞれこれらを動詞の語幹として用いる場合を含むものとする。

（昭五九法四六・八項追加 9項一部改正、昭六〇法六二・1項十号の二追加、昭六一法六四・1項九号の二、九号の三、十号の三、追加 1項十五号十七号 7項 9項一部改正、平九法八六・1項七号の二、九号の四、九号の五追加 1項八号全改 1項十七号削除 1項九号の二 7項 9項一部改正、平十一法七七・1項十七号一部改正 1項二十号二十一号追加 7項一部改正、平十四法七二・1項二十号一部改正、平十六法九二・1項二十三号追加）

（著作物の発行）

第三条 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。第四条の二及び第六十三条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者によつて作成され、頒布された場合（第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

2 二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数

の複製物が第二十八条の規定により第二十一条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によつて作成され、頒布された場合（第二十八条の規定により第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利と同一の権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）には、その原著作物は、発行されたものとみなす。

3 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば前二項の権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ前二項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、前二項の規定を適用する。

（昭五九法四六・1項2項一部改正、平十一法七七・1項2項一部改正、平十四法七二・1項一部改正）

（著作物の公表）

第四条 著作物は、発行され、又は第二十二條から第二十五条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述、若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあつては、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。

2 著作物は、第二十三条第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、公表されたものとみなす。

3 二次的著作物である翻訳物が、第二十八条の規定により第二十二條から第二十四条までに規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示され、又は第二十八条の規定により第二十三条第一項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、その原著作物は、公表されたものとみなす。

4 美術の著作物又は写真の著作物は、第四十五条第一項に規定する者によつて同項の展示が行われた場合には、公表されたものとみなす。

5 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第一項から第三項までの権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ第一項から第三項までの権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。

（昭六一法六四・1項2項5項一部改正4項追加、平九法八六・4項削除2項追加1項3項5項一部改正、平十一法七七・1項3項一部改正）

（レコードの発行）

第四条の二 レコードは、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第九十六条に規定する権利を有する者又はその許諾（第百三条において準用する第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。第四章第二節及び第三節において同じ。）を得た者によつて作成され、頒布された場合（第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限

る。）において、発行されたものとする。

（平十四法七二・追加）

（条約の効力）

第五条 著作者の権利及びこれに隣接する権利に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

（平元法四三・一部改正）

第二節 適用範囲

（保護を受ける著作物）

第六条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。）の著作物

二 最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

（平十六法九十二・二号一部改正）

（保護を受ける実演）

第七条 実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 国内において行なわれる実演

二 次条第一号又は第二号に掲げるレコードに固定された実演

三 第九条第一号又は第二号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

四 第九条の二各号に掲げる有線放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演 イ 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「実演家等保護条約」という。）の締約国において行われる実演

ロ 次条第三号に掲げるレコードに固定された実演

八 第九条第三号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演 イ 実演及びレコードに関する世界的な所有権機関条約（以下「実演・レコード条約」という。）の締約国において行われる実演

ロ 次条第四号に掲げるレコードに固定された実演

七 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード イ 世界貿易機関の加盟国において行われる実演

ロ 次条第五号に掲げるレコードに固定された実演

八 第九条第四号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

(昭五三法四九・二号一部改正、昭六一法六四・四号追加、平元法四三・三号一部改正五号追加、平六法一一二・六号追加、平十四法七二・六号追加七号一部改正)

(保護を受けるレコード)

第八条 レコードは、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民をレコード製作者とするレコード

二 レコードでこれに固定されている音が最初に国内において固定されたもの

三 前二号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード イ 実演家等保護条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演家等保護条約の締約国において固定されたもの

四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード イ 実演・レコード条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの

五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード イ 世界貿易機関の加盟国の国民(当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

六 前各号に掲げるもののほか、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(第二十一条の二第二号において「レコード保護条約」という。)により我が国が保護の義務を負うレコード

(昭五三法四九・三号追加、平元法四三・四号一部改正三号追加、平三法六三・四号追加、平六法一一二・四号追加五号一部改正、平十四法七二・四号追加五号一部改正)

(保護を受ける放送)

第九条 放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民である放送事業者の放送

二 国内にある放送設備から行なわれる放送

三 前二号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送 イ 実演家等保護条約の締約国の国民である放送事業者の放送

ロ 実演家等保護条約の締約国にある放送設備から行われる放送

四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送 イ 世界貿易機関の加盟国の国民である放送

事業者の放送

ロ 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われる放送

(平元法四三・三号追加、平六法一一二・四号追加)

(保護を受ける有線放送)

第九条の二 有線放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民である有線放送事業者の有線放送(放送を受信して行うものを除く。次号において同じ。)

二 国内にある有線放送設備から行われる有線放送

(昭六一法六四・追加)

第二章 著作者の権利

第一節 著作物

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

二 音楽の著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

五 建築の著作物

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

七 映画の著作物

八 写真の著作物

九 プログラムの著作物

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。

二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。

三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

(昭六〇法六二・1項九号3項追加)

(二次的著作物)

第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(編集著作物)

第十二条 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によつて創

作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(昭六一法六四・1項一部改正)

(データベースの著作物)

第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(昭六一法六四・追加)

(権利の目的とならない著作物)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

一 憲法その他の法令

二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法<平成十一年法律第百三号>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの

三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの

四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

(平十一法二二・二号四号一部改正、平十五法一一九・二号四号一部改正)

第二節 著作者

(著作者の推定)

第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「実名」という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「変名」という。)として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

(職務上作成する著作物の著作者)

第十五条 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の

定めがない限り、その法人等とする。

(昭六〇法六二・見出し1項一部改正2項追加)

(映画の著作物の著作者)

第十六条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第三節 権利の内容

第一款 総則

(著作者の権利)

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利(以下「著作者人格権」という。)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下「著作権」という。)を享有する。2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

第二款 著作者人格権

(公表権)

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。

一 その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

二 その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合 これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。

三 第二十九条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

一 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)に提供した場合(行政機関情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。) 情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又

は提示すること。

二 その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等（独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）に提供した場合（独立行政法人等情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）独立行政法人等情報公開法の規定により当該独立行政法人等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

三 その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の規定により当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法第五条の規定により行政機関の長が同条第一号ロ若しくは八若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は行政機関情報公開法第七条の規定により行政機関の長が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

二 独立行政法人等情報公開法第五条の規定により独立行政法人等が同条第一号ロ若しくは八若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七条の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

三 情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第二項及び第三項に相当する規定を設けているものに限る。第五号において同じ。）の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないもの（行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示するとき。

四 情報公開条例の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないもの（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示するとき。

五 情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。
（平十一法四三・1項一部改正3項・4項追加、平成

十三法一四〇・3項一号一部改正二号追加4項一号一部改正二号追加三号四号五号一部改正、平十五法一一九・3項三号四号五号一部改正）

（氏名表示権）

第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

2 著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示することができる。

3 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところから従って著作者名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。

（平十一法四三・4項追加、平十三法百四〇・4項一号二号一部改正、平十五法一一九・4項一号二号一部改正）

（同一性保持権）

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得

るようになるため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようになるために必要な改変

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

(昭六〇法六二・二項三号追加四号一部改正、平十五法八五・二項一号一部改正)

第三款 著作権に含まれる権利の種類

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(上演権及び演奏権)

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。

(上映権)

第二十二条の二 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

(平十一法七七・追加)

(公衆送信権等)

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(昭六一法六四・見出し1項2項一部改正、平九法八六・見出し全改1項2項一部改正)

(口述権)

第二十四条 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

(展示権)

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(頒布権)

第二十六条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(平十一法七七・見出し1項2項一部改正)

(譲渡権)

第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。以下この条において同じ。)をその原作品又

は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

三 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物

四 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

(平十一法七七・追加、平十六法九二・二項四号一部改正)

(貸与権)

第二十六条の三 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)をその複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

(昭五九法四六・追加、平十一法七七・旧第二十六条の二繰下)

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)

第二十八条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類

第四款 映画の著作物の著作権の帰属

(映画の著作物の著作権の帰属)

第二十九条 映画の著作物(第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

2 もつぱら放送事業者が放送のための技術的手段と

して製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物を有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利

3 専ら有線放送事業者が有線放送のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該有線放送事業者に帰属する。

一 その著作物を有線放送する権利及び有線放送されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を複製し、又はその複製物により有線放送事業者に頒布する権利

（昭六〇法六二・各項一部改正、昭六一法六四・1項一部改正3項追加）

第五款 著作権の制限

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

二 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（昭五九法四六・一部改正、平四法一〇六・1項一部改正2項追加、平十一法七七・1項柱書一部改正一号二号追加）

（図書館等における複製）

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

（引用）

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

（平十一法二二・2項一部改正、平十五法一一九・2項一部改正）

（教科用図書等への掲載）

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。次条において同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び第一項の教科用

図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（平十法一〇一・1項4項一部改正、平十一法一六・1項一部改正、平十五法八五・1項一部改正）

（教科用拡大図書等の作成のための複製）

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、弱視の児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することができる。

2 前項の規定により文字、図形等を拡大して複製する教科用の図書（当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

（平十五法八五・追加）

（学校教育番組の放送等）

第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、又は有線放送し、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作権者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（昭六一法六四・見出し1項一部改正）

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関 1（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただ

し、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

1 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置する学校を含む。

（平十五法八五・見出し1項一部改正2項追加）

（試験問題としての複製等）

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（平十五法八五・見出し1項2項一部改正）

（点字による複製等）

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。

3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。

（平十二法五六・1項一部改正2項追加3項一部改正）

（聴覚障害者のための自動公衆送信）

第三十七条の二 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

（平十二法五六・追加）

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場

合 2 には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送することができる。

3 放送され、又は有線放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

2 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合を含む。

（昭五九法四六・1項一部改正 4項5項追加、昭六一法六四・1項一部改正 2項追加、平十一法七七・1項一部改正）

（時事問題に関する論説の転載等）

第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものを除く。）は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送することができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により放送され、又は有線放送される論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

（政治上の演説等の利用）

第四十条 公開して行なわれた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行なう審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作物のものを編集して利用する

場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送することができる。

3 前項の規定により放送され、又は有線放送される演説又は陳述は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

（平十一法二二・2項一部改正、平十五法一一九・2項一部改正）

（時事の事件の報道のための利用）

第四十一条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。

（裁判手続等における複製）

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（行政機関情報公開法等による開示のための利用）

第四十二条の二 行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法、独立行政法人等情報公開法第十五条第一項に規定する方法（同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。）を含む。）又は情報公開条例で定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令を含む。）に規定する方法以外のものを除く。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（平十一法四三・追加、平十三法一四〇・見出し本文一部改正、平十五法一一九・一部改正）

（翻訳、翻案等による利用）

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従つて利用することができる。

一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）第三十四条第一項又は第三十五条 翻訳、編曲、変形又は翻案

二 第三十一条第一号、第三十二条、第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳

三 第三十七条の二 翻案（要約に限る。）
（平四法一〇六・一号一部改正、平十一法四三・二号一部改正、平十二法五六・三号追加、平十五法八五・一号一部改正）

（放送事業者等による一時的固定）

第四十四条 放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送することができる著作物を、自己の放送のために、自己の手段又は当該著作物を同じく放送することができる他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

2 有線放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく有線放送することができる著作物を、自己の有線放送（放送を受信して行うものを除く。）のために、自己の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

3 前二項の規定により作成された録音物又は録画物は、録音又は録画の後六月（その期間内に当該録音物又は録画物を用いてする放送又は有線放送があつたときは、その放送又は有線放送の後六月）を超えて保存することができない。ただし、政令で定めるところにより公的な記録保存所において保存する場合は、この限りでない。

（昭六一法六四・見出し2項一部改正2項追加）

（美術の著作物等の原作品の所有者による展示）

第四十五条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

2 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。

（公開の美術の著作物等の利用）

第四十六条 美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

一 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合

二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合

三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合

四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合
（平十一法七七・一号二号四号一部改正）

（美術の著作物等の展示に伴う複製）

第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。

（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等）

第四十七条の二 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 前項の複製物の所有者が当該複製物（同項の規定により作成された複製物を含む。）のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなつた後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

（昭六〇法六二・追加）

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の三 第三十一条第一号、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条又は第四十七条の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一号、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十二条又は第四十二条の二の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一号、第三十五条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十二条又は第四十二条の二に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（平十一法七七・追加、平十二法五六・一部改正、平十五法八五・一部改正）

（出所の明示）

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に

応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）第三十三条の二第一項、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合

二 第三十四条第一項、第三十七条の二、第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用する場合

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

（昭六〇法六二・一 項一号一部改正、平十二法五六・一 項一号二号一部改正、平十五法八五・一 項一号一部改正、平十五法八五・一 項一号一部改正）

（複製物の目的外使用等）

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十四条第一項若しくは第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

二 第四十四条第三項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者又は有線放送事業者

三 第四十七条の二第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

四 第四十七条の二第二項の規定に違反して同項の複製物（次項第二号の複製物に該当するものを除く。）を保存した者

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行ったものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十五条、第三十七条第三項、第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、第四十三条の規定の適用を受けて同条第一号若しくは第二号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公

衆に提示した者

二 第四十七条の二第一項の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

三 第四十七条の二第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

（昭六〇法六二・一 項柱書一部改正三号四号追加 2 項全改、昭六一法六四・一 項一号二号一部改正、平四法一〇六・一 項一号 2 項一号一部改正、平十一法四三・一 項一号一部改正、平十二法五六・一 項一号 2 項一号一部改正、平十五法八五・一 項一号一部改正）

（著作者人格権との関係）

第五十条 この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第四節 保護期間

（保護期間の原則）

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

（無名又は変名の著作物の保護期間）

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後五十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後五十年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。

二 前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。

三 著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

（団体名義の著作物の保護期間）

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物はその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。

3 第十五条第二項の規定により法人その他の団体が著作者である著作物の著作権の存続期間に関しては、

第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。

(昭六〇法六二・3項追加)

(映画の著作物の保護期間)

第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年(その著作物はその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年)を経過するまでの間、存続する。

2 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとす。

3 前二条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。

(平十五法八五・1項一部改正)

第五十五条 削除

(平八法一一七・全改)

(継続的刊行物等の公表の時)

第五十六条 第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十四条第一項の公表の時は、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。

2 一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から三年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうちの最終部分をもつて前項の最終部分とみなす。
(平八法一一七・1項一部改正)

(保護期間の計算方法)

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、著作者の死後五十年、著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

(平八法一一七・一部改正、平十五法八五・一部改正)

(保護期間の特例)

第五十八条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国、著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である外国をそれぞれ文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の規定に基づいて本国とする著作物(第六条第一号に該当するものを除く。)で、その本国において定められる著作権の存続期間が第五十一条から第五十四条までに定める著作権の存続期間より短い

ものについては、その本国において定められる著作権の存続期間による。

(平六法一一二・一部改正、平八法一一七・一部改正、平十二法五六・一部改正)

第五節 著作者人格権の一身専属性等

(著作者人格権の一身専属性)

第五十九条 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

(著作者が存しなくなつた後における人格的利益の保護)

第六十条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

第六節 著作権の譲渡及び消滅

(著作権の譲渡)

第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

(相続人の不存在の場合等における著作権の消滅)

第六十二条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 著作者が死亡した場合において、その著作権が民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十九条(相続財産の国庫帰属)の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 著作者である法人が解散した場合において、その著作権が民法第七十二条第三項(残余財産の国庫帰属)その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

2 第五十四条第二項の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合について準用する。

第七節 権利の行使

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 著作者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件（送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。）の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。（昭六一法六四・4項一部改正、平九法八六・5項追加）

（共同著作物の著作者人格権の行使）

第六十四条 共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

2 共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。

3 共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる。

4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（共有著作権の行使）

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

（質権の目的となつた著作権）

第六十六条 著作権は、これを目的として質権を設定した場合においても、設定行為に別段の定めがない限り、著作権者が行使するものとする。

2 著作権を目的とする質権は、当該著作権の譲渡又は当該著作権に係る著作物の利用につき著作権者が受けるべき金銭その他の物（出版権の設定の対価を含む。）に対しても、行なうことができる。ただし、これらの支払又は引渡し前に、これらを受ける権利を差し押えることを必要とする。

第八節 裁定による著作物の利用

（著作権者不明等の場合における著作物の利用）

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡すること

ができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

（著作物の放送）

第六十八条 公表された著作物を放送しようとする放送事業者は、その著作権者に対し放送の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、その著作物を放送することができる。

2 前項の規定により放送される著作物は、有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送又は伝達を行う者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（昭五九法四六・2項一部改正、昭六一法六四・2項一部改正）

（商業用レコードへの録音等）

第六十九条 商業用レコードが最初に国内において販売され、かつ、その最初の販売の日から三年を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の許諾を得て録音されている音楽の著作物を録音して他の商業用レコードを製作しようとする者は、その著作権者に対し録音又は譲渡による公衆への提供の許諾につき協議を求めたが、その協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、当該録音又は譲渡による公衆への提供をすることができる。

（平十一法七七・見出し1項一部改正）

（裁定に関する手続及び基準）

第七十条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事業を勘案して政令で定めるもの（第七十八条第五項及び第一百七条第二項において「国等」という。）であるときは、適用しない。

3 文化庁長官は、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る著作権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 文化庁長官は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつた場合において、次の

各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの裁定をしてはならない。

一 著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。

二 第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作者がその著作物の放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。

5 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとするときは、あらかじめ申請者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

6 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、この節に定める裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭五六法四五・1項一部改正、昭五九法二三・1項一部改正、平十一法二二・2項追加5項一部改正)

第九節 補償金

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

(昭五八法七八・見出し本文一部改正、平十一法一六・見出し本文一部改正、平十五法八五・一部改正)

(補償金の額についての訴え)

第七十二条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は、これらの規定による裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

2 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作者を、著作者であるときは著作物を利用する者を、それぞれ被告としなければならない。

(平十五法八五・1項柱書一部改正、平十六法八四・1項一部改正)

(補償金の額についての異議申立ての制限)

第七十三条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定による裁定についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てにおいては、その裁定に係る補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七条第一項の裁定を受けた者が著作者の不明その他これに準ずる理由により前条

第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

(補償金の供託)

第七十四条 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

一 著作者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合

二 その者が過失がなく著作者を確認することができない場合

三 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起した場合

四 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合(当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。)

2 前項第三号の場合において、著作者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

3 第六十七条第一項又は前二項の規定による補償金の供託は、著作者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所のもよりの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所のもよりの供託所に、それぞれするものとする。

4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作者に通知しなければならない。ただし、著作者の不明その他の理由により著作者に通知することができない場合は、この限りでない。

(平十五法八五・1項本文一部改正)

第十節 登録

(実名の登録)

第七十五条 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、その著作物についてその実名の登録を受けることができる。

2 著作者は、その遺言で指定する者により、死後において前項の登録を受けることができる。

3 実名の登録がされている者は、当該登録に係る著作物の著作者と推定する。

(第一発行年月日等の登録)

第七十六条 著作者又は無名若しくは変名の著作物の発行者は、その著作物について第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。

2 第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については、これらの登録に係る年月日において最初の発行又は最初の公表があつたものと推定する。

(創作年月日の登録)

第七十六条の二 プログラムの著作物の著作者は、その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。ただし、その著作物の創作後六月を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の登録がされている著作物については、その登録に係る年月日において創作があつたものと推定する。
(昭六〇法六二・追加)

(著作権の登録)

第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

一 著作権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。) 又は処分の制限

二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。) 又は処分の制限

(登録手続等)

第七十八条 第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項又は前条の登録は、文化庁長官が著作権登録原簿に記載して行う。

2 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行なつたときは、その旨を官報で告示する。

3 何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本若しくは抄本若しくはその附属書類の写しの交付又は著作権登録原簿若しくはその附属書類の閲覧を請求することができる。

4 前項の請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない

6 第一項に規定する登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号) 第二章及び第三章の規定は、適用しない。

7 著作権登録原簿及びその附属書類については、行政機関情報公開法の規定は、適用しない。

8 著作権登録原簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) 第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。) については、同法第四章の規定は、通用しない。

9 この節に規定するもののほか、第一項に規定する登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭五九法二三・4項一部改正、昭六〇法六二・1項一部改正、平五法八九・5項追加、平十一法四三・3項一部改正6項追加、平十一法二二〇・5項追加、平十三法一四〇・7項一部改正、平十五法六一・8項追加旧8項繰下)

(プログラムの著作物の登録に関する特例)

第七十八条の二 プログラムの著作物に係る登録については、この節の規定によるほか、別に法律で定めるところによる。

(昭六〇法六二・追加)

第三章 出版権

(出版権の設定)

第七十九条 第二十一条に規定する権利を有する者(以下この章において「複製権者」という。) は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

2 複製権者は、その複製権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。

(出版権の内容)

第八十条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

2 出版権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の出版があつた日から三年を経過したときは、複製権者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物を全集その他の編集物(その著作者の著作物のみを編集したものに限る。) に収録して複製することができる。

3 出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない。

(出版の義務)

第八十一条 出版権者は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から六月以内に当該著作物を出版する義務

二 当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務

(著作物の修正増減)

第八十二条 著作者は、その著作物を出版権者があらためて複製する場合には、正当な範囲内において、その著作物に修正又は増減を加えることができる。

2 出版権者は、その出版権の目的である著作物をあらためて複製しようとするときは、そのつど、あらかじめ著作者にその旨を通知しなければならない

(出版権の存続期間)

第八十三条 出版権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。

2 出版権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の出版があつた日から三年を経過した日において消滅する。

(出版権の消滅の請求)

第八十四条 出版権者が第八十一条第一号の義務に違

反したときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

2 出版権者が第八十一条第二号の義務に違反した場合において、複製権者が三月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされないときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

3 複製権者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなつたときは、その著作物の出版を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。

(出版権の消滅後における複製物の頒布)

第八十五条 削除

(平十一法七七・全改)

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む)、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十六条並びに第四十七条の規定は、出版権の目的となつてい著作物の複製について準用する。この場合において、第三十五条第一項及び第四十二条中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十二条又は第四十二条の二に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者は、第八十条第一項の複製を行つたものとみなす。

(平四法一〇六・各項一部改正、平十一法四三・1項2項一部改正、平十五法八五・1項2項一部改正)

(出版権の譲渡等)

第八十七条 出版権は、複製権者の承諾を得た場合に限り、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

(出版権の登録)

第八十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

一 出版権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。)、変更若しくは消滅(混同又は複製権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限

二 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限

2 第七十八条(第二項を除く。)の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条第一項、

第三項、第七項及び第八項中「著作権登録原簿」とあるのは、「出版権登録原簿」と読み替えるものとする。(平十一法四三・2項一部改正、平十二法一三一・2項一部改正、平十五法六一・2項一部改正)

第四章 著作隣接権

第一節 総則

(著作隣接権)

第八十九条 実演家は、第九十条の二第一項及び第九十条の三第一項に規定する権利(以下「実演家人格権」という。)並びに第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項に規定する権利並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料及び第九十五条の三第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

2 レコード製作者は、第九十六条、第九十六条の二、第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項に規定する権利並びに第九十七条第一項に規定する二次使用料及び第九十七条の三第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

3 放送事業者は、第九十八条から第百条までに規定する権利を享有する。

4 有線放送事業者は、第百条の二から第百条の五までに規定する権利を享有する。

5 前各項の権利の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

6 第一項から第四項までの権利(実演家人格権並びに第一項及び第二項の二次使用料及び報酬を受ける権利を除く。)は、著作隣接権という。

(昭五九法四六・1項2項6項一部改正、昭六一法四四・5項6項一部改正4項追加、平四法一〇六・2項一部改正、平九法八六・1項2項一部改正、平十一法七七・1項2項一部改正、平十四法七二・1項4項6項一部改正)

(著作者の権利と著作隣接権との関係)

第九十条 この章の規定は、著作者の権利に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第二節 実演家の権利

(氏名表示権)

第九十条の二 実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有する。

2 実演を利用する者は、その実演家の別段の意思表示がない限り、その実演につき既に実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示することができる。

3 実演家名の表示は、実演の利用の目的及び態様に照らし実演家がその実演の実演家であることを主張する

利益を害するおそれがないと認められるとき又は公正な慣行に反しないと認められるときは、省略することができる。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところから従つて実演家名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演の実演家名の表示を省略することとなるとき。

(平成十四法七二・追加、平十五法一一九・4項一号二号一部改正)

(同一性保持権)

第九十条の三 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉または声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変については、適用しない。

(平成十四法七二・追加)

(録音権及び録画権)

第九十一条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾(第百三条において準用する第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この節及び次節において同じ。)を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物(音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。)に録音する場合を除き、適用しない。

(昭五九法四六・2項一部改正、平十四法七二・2項一部改正)

(放送権及び有線放送権)

第九十二条 実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 放送される実演を有線放送する場合

二 次に掲げる実演を放送し、又は有線放送する場合

イ 前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演

ロ 前条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

(昭六一法六四・1項2項二号一部改正、平九法八六・見出し1項2項二号柱書一部改正)

(送信可能化権)

第九十二条の二 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

一 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演

二 第九十一条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

(平九法八六・追加)

(放送のための固定)

第九十三条 実演の放送について第九十二条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得た放送事業者は、その実演を放送のために録音し、又は録画することができる。ただし、契約に別段の定めがある場合及び当該許諾に係る放送番組と異なる内容の放送番組に使用する目的で録音し、又は録画する場合は、この限りでない。

2 次に掲げる者は、第九十一条第一項の録音又は録画を行なつたものとみなす。

一 前項の規定により作成された録音物又は録画物を放送の目的以外の目的又は同項ただし書に規定する目的のために使用し、又は提供した者

二 前項の規定により作成された録音物又は録画物の提供を受けた放送事業者で、これらをさらに他の放送事業者の放送のために提供したもの

(平九法八六・1項一部改正)

(放送のための固定物等による放送)

第九十四条 第九十二条第一項に規定する権利を有する者がその実演の放送を許諾したときは、契約に別段の定めがない限り、当該実演は、当該許諾に係る放送のほか、次に掲げる放送において放送することができる。

一 当該許諾を得た放送事業者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送

二 当該許諾を得た放送事業者からその者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物の提供を受けてする放送

三 当該許諾を得た放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送(前号の放送を除く。)

2 前項の場合において、同項各号に掲げる放送において実演が放送されたときは、当該各号に規定する放送事業者は、相当な額の報酬を当該実演に係る第九十二条第一項に規定する権利を有する者に支払わなければならない。

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコー

ドを用いた放送又は有線放送を行つた場合（当該放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行つた場合を除く。）には、当該実演（第七条第一号から第五号までに掲げる実演で著作権隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、実演家等保護条約の締約国については、当該締約国であつて、実演家等保護条約第十六条1(a)(i)の規定に基づき実演家等保護条約第十二条の規定を適用しないこととしている国以外の国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家について、適用する。

3 第八条第一号に掲げるレコードについて実演家等保護条約の締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間が第一項の規定により実演家が保護を受ける期間より短いときは、当該締約国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家が同項の規定により保護を受ける期間は、第八条第一号に掲げるレコードについて当該締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間による。

4 第一項の規定は、実演・レコード条約の締約国（実演家等保護条約の締約国を除く。）であつて、実演・レコード条約第十五条（3）の規定により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家については、当該留保の範囲に制限して適用する。

5 第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

6 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、前項の指定をしてはならない。

一 営利を目的としないこと。

二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 第一項の二次使用料を受ける権利を有する者（以下この条において「権利者」という。）のためにその権利を行使する業務をみずからの確に遂行するに足る能力を有すること。

7 第五項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。

8 第五項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

9 文化庁長官は、第五項の団体に対し、政令で定めるところにより、第一項の二次使用料に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

10 第五項の団体が同項の規定により権利者のために

請求することができる二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその団体との間において協議して定めるものとする。

11 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の二次使用料の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。

12 第七十条第三項、第六項及び第七項並びに第七十一条から第七十四条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第七十二条第二項中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは「同条第四項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは「第九十五条第四項の団体」と読み替えるものとする。

13 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第十項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

14 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第四項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭六一法六四・1項一部改正、平元法四三・2項3項追加4項6項7項8項9項11項12項13項一部改正、平六法一一二・1項一部改正、平十一法二二・11項一部改正、平十四法七二・1項2項一部改正4項追加7項8項9項10項12項13項14項一部改正）

（譲渡権）

第九十五条の二 実演家は、その実演をその録音物又は録画物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

一 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演

二 第九十一条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

3 第一項の規定は、実演（前項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の録音物又は録画物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

二 第一項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された実演の録音物又は録画物

三 国外において、第一項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された実演の録音物又は録画物

（平十一法七七・追加、平十六法九二・3項三号一部改正）

(貸与権等)

第九十五条の三 実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、最初に販売された日から起算して一月以上十二月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した商業用レコード(複製されているレコードのすべてが当該商業用レコードと同一であるものを含む。以下「期間経過商業用レコード」という。)の貸与による場合には、適用しない。

3 商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者(以下「貸レコード業者」という。)は、期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合には、当該実演(著作権隣接権の存続期間内のものに限る。)に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。

4 第九十五条第五項から第十四項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、同条第十項中「放送事業者等」とあり、及び同条第十二項中「第九十五条第一項の放送事業者等」とあるのは、「第九十五条の三第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、前項において準用する第九十五条第五項の団体によつて行使することができる。

6 第九十五条第七項から第十四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

(昭五九法四六・追加、平元法四三・1項3項4項5項6項一部改正、平三法六三・1項2項3項一部削除、平十一法七七・旧第九十五条の二繰下4項5項6項一部改正、平十四法七二・4項5項6項一部改正)

第三節 レコード製作者の権利

(複製権)

第九十六条 レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。

(昭五三法四九・2項追加、平元法四三・2項一部改正、平四法一〇六・2項削除)

(送信可能化権)

第九十六条の二 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有する。

(平九法八六・追加)

(商業用レコードの二次使用)

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合(当該放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行つた場合を除く。)には、そのレコード(第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作権隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 第九十五条第二項及び第四項の規定は、前項に規定するレコード製作者について準用し、同条第三項の規定は、前項の規定により保護を受ける期間について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。

3 第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

4 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項の団体について準用する。

(昭五三法四九・1項一部改正、昭六一法六四・1項一部改正、平元法四三・1項3項4項一部改正2項追加、平十四法七二・1項2項4項一部改正)

(譲渡権)

第九十七条の二 レコード製作者は、そのレコードをその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、レコードの複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡されたレコードの複製物

二 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡されたレコードの複製物

三 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡されたレコードの複製物

(平十一法七七・追加、平十六法九二・2項三号一部改正)

(貸与権等)

第九十七条の三 レコード製作者は、そのレコードをそれが複製されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、期間経過商業用レコードの貸与による場合には、適用しない。

3 貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの貸与によりレコードを公衆に提供した場合には、当該レコード(著作権隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に相当な額の報酬を支払わなければならない。

4 第九十七条第三項の規定は、前項の報酬を受ける権利の行使について準用する。

5 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第三項の報酬及び前項において準用する第九十七条第三項に規定する団体について準用する。この場合において

は、第九十五条の三第四項後段の規定を準用する。

6 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、第四項において準用する第九十七条第三項の団体によつて行使することができる。

7 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第五項中「第九十五条第六項」とあるのは、「第九十五条第七項」と読み替えるものとする。
(昭五九法四六・追加、平元法四三・1項4項5項6項7項一部改正、平三法六三・1項3項一部削除、平十一法七七・旧法九十七条の二繰下4項5項6項一部改正、平十四法七二・5項7項一部改正)

第四節 放送事業者の権利

(複製権)

第九十八条 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送に係る音又は影像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

(再放送権及び有線放送権)

第九十九条 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。

(送信可能化権)

第九十九条の二 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。

(平成十四法七二・追加)

(テレビジョン放送の伝達権)

第一百条 放送事業者は、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利を専有する。

第五節 有線放送事業者の権利

(昭六一法六四・追加)

(複製権)

第一百条の二 有線放送事業者は、その有線放送を受信して、その有線放送に係る音又は影像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

(昭六一法六四・追加)

(放送権及び再有線放送権)

第一百条の三 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを放送し、又は再有線放送する権利を専有する。

(昭六一法六四・追加)

(送信可能化権)

第一百条の四 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有する。

(平成十四法七二・追加)

(有線テレビジョン放送の伝達権)

第一百条の五 有線放送事業者は、その有線テレビジョン放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いてその有線放送を公に伝達する権利を専有する。

(昭六一法六四・追加、平十四法七二・旧法百条の四繰下)

第六節 保護期間

(昭六一法六四・旧第五節繰下)

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第一百一条 著作隣接権の存続期間は、次の各号に掲げる時に始まる。

- 一 実演に関しては、その実演を行つた時
- 二 レコードに関しては、その音を最初に固定した時
- 三 放送に関しては、その放送を行つた時
- 四 有線放送に関しては、その有線放送を行つた時

2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもつて満了する。

一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年)を経過した時

三 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

四 有線放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

(昭六一法六四・見出し柱書一部改正四号追加、昭六三法八七・一部改正、平三法六三・柱書一部改正、平十四法七二・1項一号三号一部改正2項追加)

第七節 実演家人格権の一身専属性等

(平十四法七二・追加)

(実演家人格権の一身専属性)

第一百一条の二 実演家人格権は、実演家の一身に属し、譲渡することができない。

(平十四法七二・追加)

(実演家の死後における人格的利益の保護)

第一百一条の三 実演を公衆に提供し、又は提示する者は、その実演の実演家の死後においても、実演家が生存しているとしたならばその実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性

質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該実演家の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

(平十四法七二・追加)

第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

(昭六一法六四・旧第六節繰下・平十四法七二・旧第七節繰下)

(著作隣接権の制限)

第二百条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の二まで並びに第四十四条(第二項を除く。)の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の三の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、第四十四条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十二条、第三十七条第三項又は第四十二条の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(以下「実演等」と総称する。)を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

3 著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。)において受信されることを目的として送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。)を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

4 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。)を受けない場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

5 前二項の規定は、著作隣接権の目的となつているレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替えるものとする。

6 第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を放送し、又は有線放送することができる場合には、その著作物の放送又は有線放送を受信してこれを有線放送し、又は影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達することができる。

7 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十四条第一項若しくは第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者

二 第一項において準用する第四十四条第三項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者又は有線放送事業者

(昭五三法四九・4項柱書一部改正、昭五九法四六・昭六一法六四・各項一部改正、平四法一〇六・1項4項柱書一号一部改正、平十一法四三・1項4項一号一部改正、平十一法七七・1項一部改正、平十二法五六・1項2項4項一号一部改正、平十五法八五・4項一号一部改正、平十八法一二一・3項4項5項追加旧3項4項繰下)

(実演家人格権との関係)

百二条の二 前条の著作隣接権の制限に関する規定(同条第五項及び第六項の規定を除く。)は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(平十四法七二・追加、平十八法一二一・一部改正)

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第三百条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは、「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二又は第百条の四」と読み替えるものとする。

(昭六一法六四・一部改正、平九法八六・一部改正)

(著作隣接権の登録)

第四百条 第七十七条及び第七十八条(第二項を除く。)の規定は、著作隣接権に関する登録について準用する。この場合において、同条第一項、第三項、第七項及び第八項中「著作権登録原簿」とあるのは、「著作隣接権登録原簿」と読み替えるものとする。

(平十一法四三、平十二法一三一・一部改正、平十五法六一・一部改正)

第五章 私的録音録画補償金

(平四法一〇六・追加)

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第百四条の二 第三十条第二項(第二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の補償金(以下この章において「私的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者(以下この章において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この章において「指定管理団体」という。)があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一 私的使用を目的として行われる録音(専ら録画とともに行われるものを除く。以下この章において「私的録音」という。)に係る私的録音録画補償金

二 私的使用を目的として行われる録画(専ら録音とともに行われるものを含む。以下この章において「私的録画」という。)に係る私的録音録画補償金

2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

(平四法一〇六・追加)

(指定の基準)

第百四条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であること。

二 前条第一項第一号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはイ、八及び二に掲げる団体を、同項第二号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはロから二までに掲げる団体を構成員とすること。イ 私的録音に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において私的録音に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ロ 私的録画に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において私的録画に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ハ 国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)

ニ 国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)

三 前号イから二までに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。イ 営利を目的

的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために私的録音録画補償金を受ける権利を行使する業務(第百四条の八第一項の事業に係る業務を含む。以下この章において「補償金関係業務」という。)を的確に遂行するに足る能力を有すること。(平四法一〇六・追加)

(私的録音録画補償金の支払の特例)

第百四条の四 第三十条第二項の政令で定める機器(以下この章において「特定機器」という。)又は記録媒体(以下この章において「特定記録媒体」という。)を購入する者(当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。)は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第百四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

2 前項の規定により私的録音録画補償金を支払つた者は、指定管理団体に対し、その支払に係る特定機器又は特定記録媒体を専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを証明して、当該私的録音録画補償金の返還を請求することができる。

3 第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行う者は、第三十条第二項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。

(平四法一〇六・追加)

(製造業者等の協力義務)

第百四条の五 前条第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合には、特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者(次条第三項において「製造業者等」という。)は、当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならない。

(平四法一〇六・追加)

(私的録音録画補償金の額)

第百四条の六 第百四条の二第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の

額は、第三十条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第百四条の四第一項の規定により支払の請求をする私的録音録画補償金に係る第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、製造業者等の団体に製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

（平四法一〇六・追加、平十一法一六・5項一部改正）

（補償金関係業務の執行に関する規程）

第百四条の七 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、私的録音録画補償金（第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

（平四法一〇六・追加）

（著作権等の保護に関する事業等のための支出）

第百四条の八 指定管理団体は、私的録音録画補償金（第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の額の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（平四法一〇六・追加、平十一法一六・2項一部改正）

（報告の徴収等）

第百四条の九 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

（平四法一〇六・追加）

（政令への委任）

第百四条の十 この章に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。

（平四法一〇六・追加）

第六章 紛争処理

（平四法一〇六・旧第五章繰下）

（著作権紛争解決あつせん委員）

第百五条 この法律に規定する権利に関する紛争につきあつせんによりその解決を図るため、文化庁に著作権紛争解決あつせん委員（以下この章において「委員」という。）を置く。

2 委員は、文化庁長官が、著作権又は著作隣接権に係る事項に関し学識経験を有する者のうちから、事件ごとに三人以内を委嘱する。

（あつせんの申請）

第百六条 この法律に規定する権利に関し紛争が生じたときは、当事者は、文化庁長官に対し、あつせんの申請をすることができる。

（手数料）

第百七条 あつせんの申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

（昭五六法四五・2項一部改正、昭五九法二三・1項一部改正2項削除、平十一法二二・2項追加）

（あつせんへの付託）

第百八条 文化庁長官は、第百六条の規定に基づき当事者の双方からあつせんの申請があつたとき、又は当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において他の当事者がこれに同意したときは、委員によるあつせんに付するものとする。

2 文化庁長官は、前項の申請があつた場合において、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないことを認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、あつせんに付さないことができる。

（あつせん）

第百九条 委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

2 委員は、事件が解決される見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

（報告等）

第一百十条 委員は、あつせんが終わつたときは、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

2 委員は、前条の規定によりあつせんを打ち切つたときは、その旨及びあつせんを打ち切ることとした理由を、当事者に通知するとともに文化庁長官に報告しなければならない。

(政令への委任)

第一百十一条 この章に規定するもののほか、あつせんの手続及び委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 権利侵害

(平四法一〇六・旧第六章繰下)

(差止請求権)

第一百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

(平十四法七二・1項2項一部改正)

(侵害とみなす行為)

第一百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為

二 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物(前号の輸入に係る物を含む。)を情を知つて頒布し、又は頒布の目的をもつて所持する行為

2 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物(当該複製物の所有者によつて第四十七条の二第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。)を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

3 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加

する行為

二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。)

三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

4 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料又は第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者(次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。)」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権(同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。)」とする。

5 国内において頒布することを目的とする商業用レコード(以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。)を自ら発行し、又は他の者に発行させている著作者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの(以下この項において「国外頒布目的商業用レコード」という。)を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知つて、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為は、当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り、それらの著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。ただし、国内において最初に発行された日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコードを輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為については、この限りでない。

6 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

(昭六 法六二・2項追加、昭六三法八七・1項二一部改正、平十一法七七・3項4項追加5項一部改正、平十四法七二・1項柱書一号二号3項一部改正、平十六法九二・5項追加旧5項繰下)

(善意者に係る譲渡権の特例)

第一百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物(映

画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。）を除く。以下この条において同じ。）実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

（平十一法七七・追加）

（損害の額の推定等）

第百十四条 著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下この項において「著作権者等」という。）が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

3 著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるに

ついて、これを参酌することができる。

（平十二法五六・2項一部改正、平十五法八五・1項追加旧1項2項3項繰下一部改正）

（具体的態様の明示義務）

第百十四条の二 著作権者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したも又は侵害の行為によつて作成されたものとして主張する物の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

（平十五法八五・追加）

（書類の提出等）

第百十四条の三 裁判所は、著作権者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 前三項の規定は、著作権者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（平八法一七・追加、平十二法五六・見出し1項一部改正2項3項追加、平十五法八五・旧第百十四条の二繰下、平十六法一〇・1項一部改正3項追加旧3項繰下一部改正）

（鑑定人に対する当事者の説明義務）

第百十四条の四 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(平十二法五六・追加、平十五法八五・旧第百十四条の三線下)

(相当な損害額の認定)

第百十四条の五 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。(平十二法五六・追加、平十五法八五・旧第百十四条の四線下)

(秘密保持命令)

第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第百十四条の三第三項の規定により開示された書類を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足る事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(平十六法一二〇・追加)

(秘密保持命令の取消し)

第百十四条の七 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書とその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければならない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者がいるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。(平十六法一二〇・追加)

(訴訟記録の閲読等の請求の通知等)

第百十四条の八 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平成八年法律第九九号)第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲読等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)その請求の手続を行つた者に同項の秘密記載部分の閲読等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲読等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

(平十六法一二〇・追加)

(名誉回復等の措置)

第百十五条 著作者は、故意又は過失によりその著作者人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者であることを確保し、又は訂正その他著作者の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。

(著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置)

第百十六条 著作者又は実演家の死後においては、その遺族(死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)は、当該著作者又は実演家について第六十条又は第百一条の三の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第百十二条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第六十条若しくは第百一条の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

2 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、著作者又は実演家が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。

3 著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後)においては、その請求をすることができない。

(平十四法七二・見出し1項2項3項一部改正)

(共同著作物等の権利侵害)

第百十七条 共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作者又は他の著作権者の同意を得ないで、第百十二条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。

2 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する。

(無名又は変名の著作物に係る権利の保全)

第百十八条 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物の著作者又は著作権者のために、自己の名をもつて、第百十二条、第百十五条若しくは第百十六条第一項の請求又はその著作物の著作者人格権若しくは著作権の侵害に係る損害の賠償の請求若しくは不当利得の返還の請求を行なうことができる。ただし、著作者の変名がその者のものとして周知のものである場合及び第七十五条第一項の実名の登録があつた場合は、この限りでない。

2 無名又は変名の著作物の複製物にその実名又は周知の変名が発行者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の発行者と推定する。

第八章 罰則

(平四法一〇六・旧第七章繰下)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)

二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者(昭五九法四六・全改、平四法一〇六・各号一部改正、平八法一一七・柱書一部改正、平十一法七七・一号二号一部改正、平十四法七二・一号一部改正、平十六法九二・柱書一号一部改正)

第百二十条 第六十条又は第百一条の三の規定に違反した者は、五百万円以下の罰金に処する。

(昭五九法四六・一部改正、平八法一一七・一部改正、平十四法七二・一部改正、平十六法九二・一部改正)

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。)若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行つた者

三 営利を目的として、第百十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 営利を目的として、第百十三条第五項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

(平十一法七七・追加、平十四法七二・三号一部改正、平十六法九二・柱書一部改正四号追加)

第百二十一条 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物(原著作物の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者名として表示した二次的著作物の複製物を含む。)を頒布した者は、一年以下の懲役若しくは百万円

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(昭五九法四六・柱書一部改正、昭六三法八七・二号一部改正、平三法六三・全改、平八法一一七・一部改正、平十六法九二・一部改正)

第二百一十一条の二 次の各号に掲げる商業用レコード(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。))を含む。)を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもつて所持した者(当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後において当該複製、頒布又は所持を行つた者を除く。)は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者が、レコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

二 国外において商業用レコードの製作を業とする者が、実演家等保護条約の締約国の国民、世界貿易機関の加盟国の国民又はレコード保護条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。)であるレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

(平三法六三・追加、平六法一一二・二号一部改正、平八法一一七・柱書一部改正、平十六法九二・柱書二号一部改正)

第二百二十二条 第四十八条又は第二百二条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(昭五九法四六・一部改正、平八法一一七・一部改正、平十六法九二・一部改正)

第二百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(平十六法一二〇・追加)

第二百二十三条 第一百九条、第二百十条の二第三号及び第四号、第二百一十一条の二並びに前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができる。ただし、第一百八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

(平三法六三・1項一部改正、平七法九一・1項一部改正、平十一法七七・1項一部改正、平十六法九二・1項一部改正、平十六法一二〇・1項一部改正)

第二百二十四条 法人の代表者(法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第一百九条第一号(著作者人格権又は実演家人格権に係る部分を除く。) 一億五千万円以下の罰金刑

二 第二百二十二条の二 一億円以下の罰金刑

三 第一百九条第一号(著作者人格権又は実演家人格権に係る部分に限る。)若しくは第二号又は第二百十条から第二百二十二条まで 各本条の罰金刑

2 法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

3 第一項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴又は告訴の取消しは、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(平十二法五六・1項一部改正1項一号二号追加、平十四法七二・1項一号二号一部改正、平十六法九二・1項一号一部改正、平十六法一二〇・1項二号追加旧二号繰下)

附 則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(適用範囲についての経過措置)

第二条 改正後の著作権法(以下「新法」という。)中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法(以下「旧法」という。)による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧法による著作権の一部が消滅している著作物については、新法中これに相当する著作権に関する規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に行われた実演(新法第七条各号のいずれかに該当するものを除く。)又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード(新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)でこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものについては、新法第七条及び第八条の規定にかかわらず、新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条、第九十五条の三第三項及び第四項、第九十七条並びに第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。附則第十五条第一項において同じ。)を適用する。

(昭五九法四六・3項5項一部改正、平元法四三・5項削除、平八法一一七・3項削除4項一部改正、平十一法七七・3項一部改正)

(国等が作成した翻訳物等についての経過措置)

第三条 新法第十三条第四号に該当する著作物でこの法律の施行の際現に旧法による出版権が設定されているものについては、当該出版権の存続期間内に限り、同号の規定は、適用しない。

(法人名義の著作物等の著作者についての経過措置)

第四条 新法第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行前に創作された著作物については、適用しない。

(書籍等の貸与についての経過措置)

第四条の二 削除

(昭五九法四六・追加、平十一法七七・一部改正、平十六法九二・全改)

(映画の著作物等の著作権の帰属についての経過措置)

第五条 この法律の施行前に創作された新法第二十九条に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

2 新法の規定は、この法律の施行前に著作物中に挿入された写真の著作物又はこの法律の施行前に囑託によつて創作された肖像写真の著作物の著作権の帰属について旧法第二十四条又は第二十五条の規定により生じた効力を妨げない。

(自動複製機器についての経過措置)

第五条の二 新法第三十条第一項第一号及び第一百九条第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

(昭五九法四六・追加、平四法一〇六・一部改正、平十一法七七・一部改正)

(公開の美術の著作物についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現にその原作品が新法第四十五条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されている美術の著作物の著作権者は、その設置による当該著作物の展示を許諾したものとみなす。

(著作物の保護期間についての経過措置)

第七条 この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が新法第二章第四節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。

(翻訳権の存続期間についての経過措置)

第八条 この法律の施行前に発行された著作物については、旧法第七条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。

(著作権の処分についての経過措置)

第九条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分は、附則第十五条第一項の規定に該当する場合を除き、これに相当する新法の著作権の譲渡そ

の他の処分とみなす。

(合著作物についての経過措置)

第十条 この法律の施行前に二人以上の者が共同して創作した著作物でその各人の寄与を分離して個別的に利用することができるものについては、旧法第十三条第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の著作物は、新法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、共同著作物とみなす。

(裁定による著作物の利用についての経過措置)

第十一条 新法第六十九条の規定は、この法律の施行前に国内において販売された商業用レコードに録音されている音楽の著作物の他の商業用レコードの製作のための録音については、適用しない。

2 旧法第二十二条ノ五第二項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用することができることとされた者は、なお従前の例により当該著作物を利用することができる。

3 旧法第二十二条ノ五第二項又は第二十七条第二項の規定に基づき文化庁長官が定めた償金の額は、新法第六十八条第一項又は第六十七条第一項の規定に基づき文化庁長官が定めた補償金の額とみなして、新法第七十二条及び第七十三条の規定を適用する。

4 前項の場合において、当該償金の額について不服のある当事者が裁定のあつたことをこの法律の施行前に知つていときは、新法第七十二条第一項に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

(登録についての経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした旧法第十五条の著作権の登録、実名の登録及び第一発行年月日の登録に関する処分又は手続は、附則第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、これらに相当する新法第七十五条から第七十七条までの登録に関する処分又は手続とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十五条第三項の著作年月日の登録がされている著作物については、旧法第三十五条第五項の規定は、なおその効力を有する。

(出版権についての経過措置)

第十三条 この法律の施行前に設定された旧法による出版権でこの法律の施行の際現に存するものは、新法による出版権とみなす。

2 この法律の施行前にした旧法第二十八条ノ十の出版権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第八十八条の登録に関する処分又は手続とみなす。

3 第一項の出版権については、新法第八十条から第八十五条までの規定にかかわらず、旧法第二十八条ノ三から第二十八条ノ八までの規定は、なおその効力を有する。

(録音物による演奏についての経過措置)

第十四条 削除

(昭六一法六四・一部改正、平九法八六・一部改正、平十一法七七・全改)

(著作隣接権についての経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分、この法律の施行前に行われた実演又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコードでこの法律の施行の日から新法中著作隣接権に関する規定が適用されることとなるものに係るものは、新法のこれに相当する著作隣接権の譲渡その他の処分とみなす。

2 前項に規定する実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに係る著作隣接権の存続期間は、旧法によるこれらの著作権の存続期間の満了する日が新法第百一条の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同条の規定にかかわらず、旧法による著作権の存続期間の満了する日(その日がこの法律の施行の日から起算して五十年を経過する日後の日であるときは、その五十年を経過する日)までの間とする。

3 この法律の施行前に第一項に規定する実演又はレコードについてした旧法第十五条第一項の著作権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第百四条の著作隣接権の登録に関する処分又は手続とみなす。

4 附則第十条第一項及び第十二条第二項の規定は、第一項に規定する実演又はレコードについて準用する。(昭六三法八七・2項一部改正、平三法六三・2項一部改正、平八法一一七・1項一部改正2項全改)

(複製物の頒布等についての経過措置)

第十六条 この法律の施行前に作成した著作物、実演又はレコードの複製物であつて、新法第二章第三節第五款(新法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用するとしたならば適法なものとなるべきものは、これらの規定に定める複製の目的の範囲内において、使用し、又は頒布することができる。この場合においては、新法第百十三条第一項第二号の規定は、適用しない

(権利侵害についての経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした旧法第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は旧法第三章に規定する偽作に該当する行為(出版権を侵害する行為を含む。)については、新法第十四条及び第七章の規定にかかわらず、なお旧法第十二条、第二十八条ノ十一、第二十九条、第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条及び第三十六条ノ二の規定の例による。

(平四法一〇六・一部改正)

(罰則についての経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和五十六年法律第四十五号)(抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(昭和五十六年五月十九日から施行)

附則(昭和五十八年法律第七十八号)(抄)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月

一日から施行する。

附則(昭和五十九年法律第二十三号)(抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(昭和五十九年五月二十一日から施行)

附則(昭和五十九年法律第四十六号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

(暫定措置法の廃止)

2 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法(昭和五十八年法律第七十六号。以下「暫定措置法」という。)は、廃止する。

(暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

3 この法律の施行前に暫定措置法の規定により商業用レコードの公衆への貸与について許諾を得た者は、改正後の著作権法第二十六条の三、第九十五条の三及び第九十七条の三の規定にかかわらず、その許諾に係る条件の範囲内において当該商業用レコードに複製されている著作物、実演及びレコードを当該商業用レコードの貸与により公衆に提供することができる。

4 この法律の施行前にした暫定措置法第四条第一項の規定に違反する行為については、暫定措置法(これに基づく政令を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

附則(昭和六十年法律第六十二号)(抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。ただし、第七十六条の次に一条を加える改正規定及び第七十八条第一項の改正規定並びに附則第六項の規定は、改正後の著作権法第七十八条の二に規定する法律の施行の日(昭和六十二年四月一日)から施行する。

(昭六一法六五・一部改正)

(職務上作成する著作物についての経過措置)

2 改正後の著作権法第十五条の規定は、この法律の施行後に創作された著作物について適用し、この法律の施行前に創作された著作物については、なお従前の例による。

(創作年月日登録についての経過措置)

3 改正後の著作権法第七十八条の二に規定する法律の施行の前日六月以内に創作されたプログラムの著作物に係る著作権法第七十六条の二第一項の登録については、その施行の日から三月を経過する日までの間は、同項ただし書の規定は、適用しない。

(昭六一法六五・追加)

(プログラムの著作物の複製物の使用についての経過措置)

4 改正後の著作権法第百十三条第二項の規定は、この法律の施行前に作成されたプログラムの著作物の複製物であつて、改正後の著作権法第四十七条の二の規定を適用するとしたならば適法であり、かつ、保存し得べきものとなるものについては、適用しない。

(昭六一法六五・旧三項の繰下)

(罰則についての経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(昭六一法六五・旧四項の繰下)

附 則(昭和六十一年法律第六十四号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。(有線放送のための映画の著作物の著作権の帰属についての経過措置)

2 この法律の施行前に創作された改正後の著作権法第二十九条第三項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

(有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権についての経過措置)

3 改正後の著作権法中有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)は、この法律の施行前に行われた有線放送又はその有線放送において送信された実演(同法第七条第一号から第三号までに規定する実演に該当するものを除く。)については、適用しない。

(罰則についての経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平十一法七七・3項一部改正)

附 則(昭和六十一年法律第六十五号)(抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十三年法律第八十七号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(昭和六十三年十一月二十一日から施行)

(経過措置)

2 改正後の著作権法第二百一十二条第二号の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為については、適用しない。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード(次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。)で、当該原盤に音を最

初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日(次号において「改正前の禁止期間経過日」という。)がこの法律の施行前であるものを商業用レコードとして複製し、又はその複製物を頒布する行為

二 改正前の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを頒布する行為

附 則(平成元年法律第四十三号)

(施行期日)

1 この法律は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。(平成元年十月二十六日から施行)

(条約により保護の義務を負う実演等についての経過措置)

2 改正後の著作権法(以下「新法」という。)中著作隣接権に関する規定(第九十五条及び第九十七条の規定を含む。)は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 この法律の施行前に行われた新法第七条第五号に掲げる実演

二 この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八条第三号に掲げるレコードで次項に規定するもの以外のもの

三 この法律の施行前に行われた新法第九条第三号に掲げる放送

3 この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八条第三号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うものについては、なお従前の例による。

(国内に常居所を有しない外国人であった実演家についての経過措置)

4 新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)は、この法律の施行前に行われた実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものについては、適用しない。ただし、著作権法の施行前に行われた実演で同法の施行の際現に旧著作権法(明治三十二年法律第三十九号)による著作権が存するものに係る実演家については、この限りでない。(平八法一一七・一部改正、平十一法七七・4項一部改正)

附 則(平成三年法律第六十三号)

(施行期日)

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第九十五条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号。次項第二号において「平成元年改正法」という。)の施行前に行われた第七条第五号に掲げる実演については、適用

しない。

3 改正後の第九十七条の三の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（次号及び附則第五項第三号において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うレコード（第八条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）であって著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）の施行前にその音が最初に固定されたもの

二 第八条第三号に掲げるレコード（レコード保護条約により我が国が保護の義務を負うものを除く。）であって平成元年改正法の施行前にその音が最初に固定されたもの

4 最初に販売された日がこの法律の施行前である商業用レコード（第七条第一号から第四号までに掲げる実演が録音されているもの及び第八条第一号又は第二号に掲げるレコードが複製されているものに限る。）を実演家又はレコード製作者が貸与により公衆に提供する権利に関する第九十五条の三第二項に規定する期間経過商業用レコードに係る期間の起算日については、なお従前の例による。

5 改正後の第二百一条の二の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為については、適用しない。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード（次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。）で、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日（次号において「二十年の禁止期間経過日」という。）が著作権法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第八十七号。次号及び第三号において「昭和六十三年改正法」という。）の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為

二 二十年の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、二十年の禁止期間経過日が昭和六十三年改正法の施行前であることを頒布し、又は頒布の目的をもって所持する行為

三 著作権法の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の国民（これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）であるレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日が昭和六十三年改正法の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含

む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平十一法七七・2項3項柱書4項一部改正）

附 則（平成四年法律第百六号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定（第百四条の四、第百四条の五並びに第百四条の八第一項及び第三項に係る部分を除く。）及び附則第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

〔平成五年政令第百四十六号で平成五年六月一日から施行〕

（経過措置）

2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の購入（小売に供された後の最初の購入に限る。以下同じ。）に係る新法第百四条の四第一項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に行われる新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画については、適用しない。

3 施行日前の購入に係る新法第百四条の四第一項の特定機器により施行日以後の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場合には、当該特定機器は、新法第百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場合の当該特定記録媒体についても、同様とする。

附 則（平成五年法律第八十九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

〔平成六年十月一日から施行〕

附 則（平成六年法律第百十二号）

（施行期日）

1 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日の翌日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成八年一月一日から施行〕

（著作権隣接権に関する規定の適用）

2 第一条の規定による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）

で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する新法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。附則第四項において「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、適用しない。

一 世界貿易機関の加盟国において行われた実演

二 次に掲げるレコードに固定された実演 イ 世界貿易機関の加盟国の国民（当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

三 次に掲げる放送において送信された実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されたものを除く。） イ 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

ロ 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送

3 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものに対する新法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

4 次に掲げるレコードに対する新法中著作権隣接権に関する規定（第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）附則第二項、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一 新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの イ 世界貿易機関の加盟国の国民をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

二 新法第八条第四号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（附則第六項において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うもの

5 新法第九条第三号に掲げる放送で次に掲げるものに対する新法中著作権隣接権に関する規定の適用については、平成元年改正法附則第二項の規定は、適用しない。

一 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

二 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送

（外国原盤商業用レコードの複製等についての経過措置）

6 新法第二百一十一条の二の規定は、著作権法の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が世界貿易機関の加盟国の国民（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の国民（これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）である場合を除く。）であるレコード製作者からそのレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて制作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日が著作権法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第八十七号）の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為であって、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

（平十一法七七・2項柱書3項4項一部改正）

附 則（平成七年法律第九十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

〔平成七年六月一日から施行〕

附 則（平成八年法律第百十七号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成九年三月二十五日から施行〕

（写真の著作物の保護期間についての経過措置）

2 改正後の著作権法中著作物の保護期間に関する規定（次項において「新法」という。）は、写真の著作物については、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存するものについて適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している写真の著作物については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に創作された写真の著作物の著作権の存続期間は、当該写真の著作物の改正前の著作権法中著作物の保護期間に関する規定（以下「旧法」という。）による期間の満了する日が新法による期間の満了する日後の日であるときは、新法にかかわらず、旧法による期間の満了する日までの間とする。

附 則（平成九年法律第八十六号）

（施行期日）

1 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（自動公衆送信される状態に置かれている著作物等についての経過措置）

2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）第二十三条第一項、第九十二条の二第一項又は第九十六条の二の規定は、この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている著作物、実演（改正前の著作

権法（以下「旧法」という。）第九十二条第二項第二号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）又はレコードを、当該自動公衆送信に係る送信可能化を行った者（当該送信可能化を行った者とこの法律の施行の際現に当該著作物、実演又はレコードを当該送信可能化に係る新法第二条第一項第九号の五の自動公衆送信装置を用いて自動公衆送信される状態に置いている者が異なる場合には、当該自動公衆送信される状態に置いている者）が当該自動公衆送信装置を用いて送信可能化する場合には、適用しない。

3 この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている実演（旧法第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。）については、同条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則についての経過措置）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十年法律第百一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年法律第四十三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。（以下略）

（著作権法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第十一条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項の規定は、この法律の施行前に著作物が情報公開法第二条第一項に規定する行政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。

附 則（平成十一年法律第七十七号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定、第三十条第一項の改正規定、第百十三条の改正規定、第百十九条の改正規定、第百二十条の次に一条を加える改正規定、第百二十三条第一項の改正規定及び附則第五条の二の改正規定並びに附則第五項の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の著作権法第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十七条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物（著作権法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条に規定する権利を有する者の権利を害さずして作成されたものに限り、出版権者が作成した著作物の複製物を除く。）の譲渡による場合には、適用しない。

い。

3 改正後の著作権法第二十六条の二第一項の規定は、この法律の施行前に設定された出版権でこの法律の施行の際現に存するものを有する者が当該出版権の存続期間中に行う当該出版権の目的となっている著作物の複製物の頒布については、適用しない。

4 出版権（この法律の施行前に設定されたものに限る。）が消滅した後において当該出版権を有していた者が行う当該出版権の存続期間中に作成した著作物の複製物の頒布については、なお従前の例による。

5 平成十一年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間は、改正後の著作権法第百十三条第四項中「第九十五条の三第三項」とあるのは「第九十五条の二第三項」と、「第九十七条の三第三項」とあるのは「第九十七条の二第三項」とする。

6 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第四十三号。以下「整備法」という。）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、整備法の施行の日の前日までの間は、改正後の著作権法第四十七条の三中「第四十二条、第四十二条の二」とあるのは「第四十二条」と、「第四十二条又は第四十二条の二」とあるのは「又は第四十二条」とする。

7 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年法律第百六十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

附 則（平成十一年法律第二百二十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

附 則（平成十二年法律第五十六号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は平成十三年一月一日から施行する。ただし、第一条中著作権法第五十八条の改正規定及び第二条の規定は、著作権に関する世界的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（損害額の認定についての経過措置）

2 第一条の規定による改正後の著作権法第百十四条の四の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終了した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

(罰則についての経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成十二年法律第百三十一号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成十三年法律第百四十号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成十四年十月一日〕(以下略)

附 則(平成十四年法律第七十二号)(抄)

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の改正規定、第八条の改正規定、第九十五条の改正規定、第九十五条の三の改正規定、第九十七条の改正規定、第九十七条の三の改正規定並びに附則第二項から第四項まで、第六項、第七項及び第九項の規定 実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約(以下「実演・レコード条約」という。)(が日本国について効力を生ずる日〔平成十四年十月九日から施行〕

二 目次の改正規定(「第百条の四」を「第百条の五」に改める部分に限る。)、第八十九条第四項の改正規定、第九十九条の次に一条を加える改正規定、第四章第五節中第百条の四を第百条の五とし、第百条の三の次に一条を加える改正規定及び第百三条の改正規定 平成十五年一月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 実演・レコード条約が日本国について効力を生ずる日又は平成十五年一月一日のうちいずれか早い日〔平成十四年十月九日から施行〕

2~9 (略)

附 則(平成十五年法律第八十五条)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

(映画の著作物の保護期間についての経過措置)

第二条 改正後の著作権法(次条において「新法」という。)(第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。

第三条 著作権法の施行前に創作された映画の著作物であって、同法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされるものの著作権の存続期間は、旧著作権法(明治三十二年法律第三十九号)による著作権

の存続期間の満了する日が新法第五十四条第一項の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同項の規定にかかわらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までの間とする。

(罰則についての経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成十五年法律第六十一号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。〔平成十七年四月一日から施行〕

附 則(平成十五年法律第百十九号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。〔平成十六年四月一日から施行〕

附 則(平成十六年法律第八十四号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成十七年四月一日から施行〕

附 則(平成十六年法律第九十二号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

(商業用レコードの輸入等についての経過措置)

第二条 改正後の著作権法第百十三条第五項の規定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際現に頒布の目的をもって所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第三条 改正後の著作権法第百十三条第五項に規定する国内頒布目的商業用レコードであってこの法律の施行の際現に発行されているものに対する同項の規定の適用については、同項ただし書中「国内において最初に発行された日」とあるのは「当該国内頒布目的商業用レコードが著作権法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十二号)の施行の際現に発行されているものである場合において、当該施行の日」と、「経過した」とあるのは「経過した後、当該」とする。

(書籍等の貸与についての経過措置)

第四条 この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において現に公衆への貸与の目的をもって所持されている書籍又は雑誌(主として楽譜により構成されているものを除く。)(の貸与については、改正前の著作権法附則第四条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成十六年法律第百二十号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

(特許法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

一 第四条の規定による改正後の特許法(以下この条及び附則第五条第二項において「新特許法」という。)第百四条の三及び第百五条の四から第百五条の六までの規定(新特許法、第五条の規定による改正後の実用新案法(第三号において「新実用新案法」という。)、第六条の規定による改正後の意匠法(次号において「新意匠法」という。))及び第七条の規定による改正後の商標法(同号において「新商標法」という。))において準用する場合を含む。)

二 新特許法第百六十八条第五項及び第六項の規定(新特許法、新意匠法及び新商標法において準用する場合を含む。)

三 新実用新案法第四十条第五項及び第六項の規定(新実用新案法第四十五条第一項において読み替えて準用する新特許法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。)

四 第八条の規定による改正後の不正競争防止法第六条の四から第六条の六までの規定

五 第九条の規定による改正後の著作権法第百十四条の六から第百十四条の八までの規定

附 則 (平成十六年法律第百四十七号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

昭和平成十一年八月十三日
法律第二百二十八号

改正

平成十一年十二月二十二日 法律第六十号

(目的)

第一条 この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機（以下「特定電子計算機」という。）の利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。）につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいう。

2 この法律において「識別符号」とは、特定電子計算機の特定利用をすることについて当該特定利用に係るアクセス管理者の許諾を得た者（以下「利用者」という。）及び当該アクセス管理者（以下この項において「利用者等」という。）に、当該アクセス管理者において当該利用者等を他の利用者等と区別することができるように付される符号であって、次のいずれかに該当するもの又は次のいずれかに該当する符号とその他の符号を組み合わせたものをいう。

一 当該アクセス管理者によってその内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号

二 当該利用者等の身体の一部若しくは一部の画像又は音声を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

三 当該利用者等の署名を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

3 この法律において「アクセス制御機能」とは、特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係るアクセス管理者によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であって、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号（識別符号を用いて当該アクセス管理者の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。次条第二項第一号及び第二号において同じ。）であることを確認して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいう。

(不正アクセス行為の禁止)

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

2 前項に規定する不正アクセス行為とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

(不正アクセス行為を助長する行為の禁止)

第四条 何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用者以外の人に提供してはならない。ただし、当該アクセス管理者がする場合又は当該アクセス管理者若しくは当該利用権者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

(アクセス管理者による防御措置)

第五条 アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号又はこれを当該アクセス制御機能により確認するために用いる符号の適正な管理に努めるとともに、常に当該アクセス制御機能の有効性を検証し、必要があると認めるときは速やかにその機能の高度化その他当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都道府県公安委員会による援助等)

第六条 都道府県公安委員会（道警察本部の所在地を包括する方面（警察法（昭和二十九年法律第六十二

号)第五十一条第一項本文に規定する方面をいう。以下この項において同じ。)を除く方面にあっては、方面公安委員会。以下この条において同じ。)は、不正アクセス行為が行われたと認められる場合において、当該不正アクセス行為に係る特定電子計算機に係るアクセス管理者から、その再発を防止するため、当該不正アクセス行為が行われた際の当該特定電子計算機の作動状況及び管理状況その他の参考となるべき事項に関する書類その他の物件を添えて、援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該アクセス管理者に対し、当該不正アクセス行為の手口又はこれが行われた原因に応じ当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な応急の措置が的確に講じられるよう、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行うものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による援助を行うため必要な事例分析(当該援助に係る不正アクセス行為の手口、それが行われた原因等に関する技術的な調査及び分析を行うことをいう。次項において同じ。)の実施の事務の全部又は一部を国家公安委員会規則で定める者に委託することができる。

3 前項の規定により都道府県公安委員会が委託した事例分析の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による援助に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第七条 国家公安委員会、通商産業大臣及び郵政大臣は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に資するため、毎年少なくとも一回、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、国は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

(罰則)

第八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反した者
- 二 第六条第三項の規定に違反した者

第九条 第四条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第六条及び第八条第二号の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 [抄]
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。[後略]

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限
及び発信者情報の開示に関する法律

平成十三年十一月三十日
法律第百三十七号

(趣旨)

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。

二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。)をいう。

三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。

四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力した者をいう。

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この条において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害さ

れていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報(以下「侵害情報」という。)侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由(以下この号において「侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下この号において「送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

(発信者情報の開示請求等)

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。

一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発

信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

個人情報保護に関する法律

平成十五年五月三十日
法律第五十七号

最終改正：平成十五年七月十六日法律第百十九号

目 次

第一章 総則（第一条 - 第三条）
第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条 - 第六条）
第三章 個人情報の保護に関する施策等
 第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）
 第二節 国の施策（第八条 - 第十条）
 第三節 地方公共団体の施策（第十一条 - 第十三条）
 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）
第四章 個人情報取扱事業者の義務等
 第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条 - 第三十六条）
 第二節 民間団体による個人情報の保護の推進（第三十七条 - 第四十九条）
第五章 雑則（第五十条 - 第五十五条）
第六章 罰則（第五十六条 - 第五十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであるものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の

必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することに

より当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得

る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の手段又は方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- 二 すべての保有個人データの利用目的(第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)
- 三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由に

よって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によつて、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従つて、開示等の求めを行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の

利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によつてすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告の徴収)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止

その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(主務大臣)

第三十六条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大員又は国家公安委員会(以下「大臣等」という。)を主務大臣に指定することができる。

一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣(船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第三十七条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。)は、主務大臣の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者(以下「対象事業者」という。)の個人情報の取扱いに関する第四十二条の規定による苦情の処理

二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第三十九条 主務大臣は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(廃止の届出)

第四十条 第三十七条第一項の認定を受けた者(以下「認定個人情報保護団体」という。)は、その認定に係る業務(以下「認定業務」という。)を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第四十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「個人情報保護指針」という。)を作成し、公表するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第四十四条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四十五条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴収)

第四十六条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十八条 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第四十四条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣)

第四十九条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七条第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大員等を主務大臣に指定することができる。

一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体(第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。)については、その設立の許可又は認可をした大臣等

二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

五 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第五十一条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限又は事務の委任)

第五十二条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(施行の状況の公表)

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。))及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。)の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(連絡及び協力)

第五十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又

は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十五条の規定に違反した者

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

附 則（平成十五年法律第六十一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成十五年法律第百十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

大阪府個人情報保護条例

平成八年三月二十九日
大阪府条例第二号

目次

前文

第一章 総則(第一条 第五条)

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第一節 個人情報の取扱い(第六条 第十一条)

第二節 個人情報の開示、訂正及び利用停止(第十二条 第三十一条の六)

第三節 是正の申出(第三十二条 第三十四条)

第四節 救済手続(第三十四条の二 第四十五条)

第五節 他の制度との調整等(第四十六条)

第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護

第一節 事業者の責務(第四十七条・第四十八条)

第二節 事業者に対する指導等(第四十九条 第五十三条)

第三節 府が設立した地方住宅供給公社等の特例(第五十三条の二)

第四節 指定管理者の特例(第五十三条の三)

第五節 適用除外(第五十三条の四)

第四章 雑則(第五十四条 第五十八条)

第五章 罰則(第五十九条 第六十四条)

附則

個人の尊厳と基本的人権の尊重は、私たちの社会の基礎をなすものであり、この見地から、個人のプライバシーを最大限に保護することが重要である。

とりわけ、情報・通信技術の飛躍的発展がもたらす高度情報化社会においては、個人が自己に関する情報を自ら実効的にコントロールできるようにすることが必要である。

このような理解のもとに、広く個人情報の保護を図り、個人の尊厳を基調とする高度情報化社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(平一七条例二六・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

二 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、水道企業管理者、警察本部長及び府が設立した地方独立行政法人をいう。

三 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

四 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 実施機関が、府民の利用に供することを目的として管理しているもの

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されているもの(アに掲げるものを除く。)

五 国等 国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。

六 事業者 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(平一二条例四九・平一六条例七九・平一七条例二六・一部改正)

(実施機関の責務)

第三条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(府民の責務)

第四条 府民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(適用除外)

第五条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

一 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

二 統計法第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

三 統計報告調整法(昭和二十七年法律第四百十八

号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報

四 大阪府統計調査条例(昭和二十六年大阪府条例第二十七号)第二条第一号に規定する統計調査によって集められた個人情報
(平一四条例二二・一部改正)

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第一節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録及び縦覧)

第六条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の縦覧に供しなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称
- 二 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- 三 個人情報取扱事務の目的
- 四 個人情報の対象者の範囲
- 五 個人情報の記録項目
- 六 個人情報の収集先

七 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則(規程を含み、実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則をいう。以下同じ。)で定める事項
2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前二項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

一 府の職員又は職員であった者に関する事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関するもの又はこれらに準ずるもの(実施機関が行う職員の採用に関する事務を含む。)

二 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するものを取り扱う事務

三 犯罪の捜査に係る事務

四 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持(以下「犯罪の予防等」という。)に係る事務であって、国の安全その他の国の重大な利益に係るもの

五 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務

六 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務

七 物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、実施機関は、

犯罪の予防等に係る事務(前項第三号及び第四号に掲げるものを除く。)については、登録簿を作成し、又は登録簿に第一項第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部を記載することにより、当該事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合においては、登録簿を作成せず、又は登録簿に同項第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部を記載しないことができる。

5 実施機関は、第二項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

(平一二条例四九・平一七条例二六・一部改正)

(収集の制限)

第七条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令又は条例の規定に基づくとき。
- 三 他の実施機関から提供を受けるとき。
- 四 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。

五 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

六 犯罪の予防等を目的とするとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、大阪府個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、本人から直接当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う目的を明示するよう努めなければならない。

5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき、犯罪の予防等を目的とするとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

一 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報

二 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(平一七条例二六・一部改正)

(利用及び提供の制限)

第八条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に

個人情報、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- 二 法令又は条例の規定に基づくとき。
- 三 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。
- 四 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 五 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 六 犯罪の予防等を目的として実施機関内において利用する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- 七 犯罪の予防等を目的として、他の実施機関、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて相当の理由があると認められるとき。
- 八 犯罪の予防等を目的として、前号に規定する者以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

3 実施機関は、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)を用いて個人情報の提供をしてはならない。ただし、犯罪の予防等を目的として、国の機関又は他の都道府県警察に提供するときは、この限りでない。

(平一七条例二六・一部改正)

(適正管理)

第九条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければ

ならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。

(平一七条例二六・一部改正)

(委託に伴う措置等)

第十条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平一七条例二六・一部改正)

(職員等の義務)

第十一条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第二節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(平一七条例二六・改称)

(開示請求)

第十二条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報であって、検索し得るものの開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、前項の規定による請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、当該開示請求が、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。

(平一二条例四九・平一七条例二六・一部改正)

(開示してはならない個人情報)

第十三条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示してはならない。

一 開示請求をした者(前条第二項の規定により、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。)以外の者に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの

二 法令又は条例の規定により、開示することができない個人情報

三 法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条第一号への指示その他これに類する行為をいう。)により、開示することができない個人情報

(平一二条例四九・平一七条例二六・一部改正)

(開示しないことができる個人情報)

第十四条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、開示請求に係る個人情報(以下「各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる。

一 法人(国等を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報(以下「例外開示情報」という。)を除く。)

二 府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する個人情報であって、開示することにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

三 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

四 個人の指導、診断、判定、評価等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

五 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる個人情報

六 本人から開示請求がなされた場合において、開示することにより、本人の生命、身体、財産等を害するおそれのある個人情報

七 第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人から本人に代わって開示請求がなされた場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれのある個人情報
2 公安委員会又は警察本部長は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる。

一 前項各号(第五号を除く。)のいずれかに該当する個人情報

二 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある個人情報

三 前二号に掲げるもののほか、開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれのある個人情報

(平一七条例四九・平一七条例二六・一部改正)

(部分開示)

第十五条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、個人情報に次に掲げる個人情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

一 第十三条各号のいずれかに該当する個人情報

二 前条第一項各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされるもの

2 公安委員会又は警察本部長は、個人情報に次に掲げる個人情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

一 第十三条各号のいずれかに該当する個人情報

二 前条第二項各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされるもの

(平一七条例二六・一部改正)

(個人情報の存否に関する情報)

第十六条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平一二条例四九・追加、平一七条例二六・一部改正)

(開示請求の方法)

第十七条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出しなければならない。

一 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

三 前二号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求をしようとする者に対し、当該開示請求に係る個人情報の特定に必要な情報を提供しよう努めなければならない。

4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、当該補正に必要な情報を提供しよう努めなければならない。

(平一二条例四九・旧第十六条繰下・一部改正、平一七条例二六・一部改正)

(開示の決定及び通知)

第十八条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するとき、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(第十六条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に次に掲げる事項を付記しなければならない。

一 当該通知に係る決定の理由

二 当該通知に係る個人情報が第十五条第一項各号又は第二項各号に掲げる個人情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、その期日

(平一二条例四九・全改、平一七条例二六・一部改正)

(開示決定等の期限)

第十九条 前条第一項及び第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して十五日以内に行わなければならない。ただし、第十七条第四項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を十五日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第一項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間)内に、実施機関が開示決定等を行わないときは、開示請求者は、前条第二項の規定による個人情報の全部を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(平一二条例四九・追加)

(開示決定等の期限の特例)

第十九条の二 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して三十日(第十七条第四項の規定により開示請求書の補正を求めた場合においては、これに当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報について

は相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの個人情報について開示決定等をする期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第三項の規定は、適用しない。

3 第一項第二号に規定する期限までに、実施機関が開示決定等を行わないときは、開示請求者は、同号の残りの個人情報について開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(平一七条例二六・追加)

(開示請求に係る事案の移送)

第十九条の三 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときは、当該開示請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該事案に係る開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第十八条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平一七条例二六・追加)

(第三者に対する意見の提出の機会の付与等)

第二十条 実施機関は、開示決定等を行う場合において、当該開示決定等に係る個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第三十六条及び第三十七条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を通知して、その意見を書面により提出する機会を与えることができる。ただし、次項の規定により、あらかじめ第三者に対し、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない場合は、この限りでない。

2 実施機関は、開示決定をする場合において、例外開示情報に該当すると認められる第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとするときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない。ただ

し、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前二項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が当該機会に係る個人情報の開示に反対の意思を表示した書面(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、当該個人情報について開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。(平一二条例四九・追加、平一七条例二六・一部改正)

(開示の実施)

第二十一条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る個人情報を開示しなければならない。

2 前項の規定による個人情報の開示は、当該個人情報が記録されている行政文書が、文書、図画、写真又はスライドである場合にあっては当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付により、電磁的記録である場合にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報が記録されている行政文書を開示することにより、当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第十五条の規定に基づき個人情報が記録されている行政文書を開示するときその他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写した物を閲覧させ、若しくはその写しを交付し、又はこれらに準ずる方法として実施機関の規則で定める方法により開示することができる。

4 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他実施機関の規則で定める事項を申し出なければならない。

5 前項の規定による申出は、第十八条第一項の規定による通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

6 第十七条第二項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(平一二条例四九・追加、平一七条例二六・一部改正)

(開示請求等の特例)

第二十二条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の開示請求をしようとする者は、第十七条第二項の規定にかかわらず、自己が当該開示請求に係る個

人情報の本人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提示しなければならない。

3 実施機関は、第一項の開示請求があったときは、第十八条から第十九条の二まで、第二十条及び前条第一項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、前条第二項から第五項までの規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところによるものとする。

(平一二条例四九・旧第十九条繰下・一部改正、平一七条例二六・一部改正)

(訂正請求)

第二十三条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定による請求(以下「訂正請求」という。)があったときは、訂正につき法令又は条例に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。

3 第十二条第二項の規定は、訂正請求について準用する。

(平一二条例四九・旧第二十一条繰下)

(訂正請求に係る個人情報の存否に関する情報)

第二十四条 第十六条の規定は、訂正請求について準用する。

(平一二条例四九・追加)

(訂正請求の方法)

第二十五条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出しなければならない。

一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

三 訂正を求める内容

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第十七条第二項から第四項までの規定は、訂正請求について準用する。

(平一二条例四九・旧第二十二條繰下・一部改正、平一七条例二六・一部改正)

(訂正請求の決定及び通知)

第二十六条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の当該訂正請求に係る部分(以下「被訂正請求部分」という。)の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定

をし、速やかに、当該決定に係る被訂正請求部分の訂正をした上で、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨及び当該訂正の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、被訂正請求部分の全部を訂正しないとき(第二十四条において準用する第十六条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定による被訂正請求部分の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に当該決定に係る理由を付記しなければならない。

(平一二条例四九・追加)

(訂正決定等の期限)

第二十七条 前条第一項及び第二項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、第二十五条第三項において準用する第十七条第四項の規定により訂正請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を三十日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第一項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間)内に、実施機関が訂正決定等を行わないときは、訂正請求者は、前条第二項の規定による被訂正請求部分の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(平一二条例四九・追加、平一七条例二六・一部改正)

(訂正決定等の期限の特例)

第二十八条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第三項の規定は、適用しない。

3 第一項第二号に規定する期限までに、実施機関が訂正決定等を行わないときは、訂正請求者は、同号の残りの個人情報について訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(平一七条例二六・全改)

(訂正請求に係る事案の移送)

第二十九条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときは、当該訂正請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該事案に係る訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第二十六条第一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

(平一七条例二六・全改)

(個人情報の提供先への通知)

第三十条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平一七条例二六・全改)

(利用停止請求)

第三十一条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有する自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

一 第七条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定に違反して収集されたとき、第八条第一項の規定に違反して利用されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

二 第八条第一項若しくは第三項の規定に違反して提供されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の提供の停止

三 第九条第三項の規定に違反して保有されているとき又はそのおそれが著しいとき 当該個人情報の消去

2 実施機関は、前項の規定による請求(以下「利用停止請求」という。)があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の同項各号に定める措置(以下「利用停止」という。)を行しなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第十二条第二項の規定は、利用停止請求について準用する。

(平一七条例二六・全改)

(利用停止請求に係る個人情報の存否に関する情報)

第三十一条の二 第十六条の規定は、利用停止請求について準用する。

(平一七条例二六・追加)

(利用停止請求の方法)

第三十一条の三 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。))を実施機関に提出しなければならない。

一 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

三 利用停止の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 第十七条第二項から第四項までの規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(平一七条例二六・追加)

(利用停止請求の決定及び通知)

第三十一条の四 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の当該利用停止請求に係る部分(以下「被利用停止請求部分」という。))の全部又は一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、当該決定に係る被利用停止請求部分の利用停止をした上で、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。))に対し、その旨及び当該利用停止の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、被利用停止請求部分の全部の利用停止をしないとき(第三十一条の二において準用する第十六条の規定により利用停止請求を拒否するとき及び利用停止請求に係る個人情報を保有していないときを含む。))は、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定による被利用停止請求部分の一部の利用停止をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に当該決定に係る理由を付記しなければならない。

(平一七条例二六・追加)

(利用停止決定等の期限)

第三十一条の五 前条第一項及び第二項の決定(以下「利用停止決定等」という。))は、利用停止請求があった日から起算して三十日以内にななければならない。ただし、第三十一条の三第二項において準用する第十七条第四項の規定により利用停止請求書の補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を三十日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由

を書面により通知しなければならない。

3 第一項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、前条第二項の規定による被利用停止請求部分の全部の利用停止をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(平一七条例二六・追加)

(利用停止決定等の期限の特例)

第三十一条の六 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

2 利用停止請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第三項の規定は、適用しない。

3 第一項第二号に規定する期限までに、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、同号の残りの個人情報について利用停止をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(平一七条例二六・追加)

第三節 是正の申出

(是正の申出)

第三十二条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による申出(以下「是正の申出」という。))について準用する。

(平一二条例四九・旧第二十七条繰下)

(是正の申出の方法)

第三十三条 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

一 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所

二 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

三 是正の申出に係る個人情報の取扱いの内容及び是正を求める内容

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 第十七条第二項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

(平一二条例四九・旧第二十八条繰下・一部改正、平一七条例二六・一部改正)

(是正の申出に対する措置等)

第三十四条 実施機関は、前条第一項に規定する是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容(当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その理由を含む。)を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(平一二条例四九・旧第二十九条繰下)

第四節 救済手続

(府が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第三十四条の二 府が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく異議申立てをすることができる。

(平一七条例二六・追加)

(審議会への諮問)

第三十五条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に当該不服申立てに対する決定又は裁決について諮問しなければならない。

一 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

二 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。

四 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。

(平一二条例四九・追加、平一七条例二六・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第三十六条 前条の規定による諮問(以下「諮問」という。)をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該諮問に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(平一二条例四九・追加)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第三十七条 第二十条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

二 不服申立てに係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平一二条例四九・追加)

(審議会の調査権限)

第三十八条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人情報記録されている行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示されている行政文書の開示を求められない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 諮問実施機関は、審議会から第一項前段又は前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対し、その意見を記載した書面(以下「意見書」という。)又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他の必要な調査をすることができる。

(平一二条例四九・追加)

(意見の陳述)

第三十九条 審議会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平一二条例四九・追加)

(意見書等の提出)

第四十条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意

見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
(平一二条例四九・追加)

(委員による調査手続)

第四十一条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第三十八条第一項の規定により提示された行政文書について閲覧(当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。)をさせ、同条第四項に規定する調査をさせ、又は第三十九条第一項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。
(平一二条例四九・追加)

(提出資料の閲覧等)

第四十二条 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。)を求めることができる。
(平一二条例四九・追加)

(調査審議手続の非公開)

第四十三条 審議会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。
(平一二条例四九・追加)

(答申等)

第四十四条 審議会は、諮問があった日から起算して六十日以内に書面により答申するよう努めなければならない。
2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを不服申立人及び参加人に送付しなければならない。
3 諮問実施機関は、審議会が第一項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。
4 諮問実施機関は、不服申立てがあった日から起算して九十日以内に当該不服申立てに対する決定又は裁決をするよう努めなければならない。
(平一二条例四九・追加)

(苦情の処理)

第四十五条 実施機関は、現に保有している個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。
(平一二条例四九・旧第三十一条繰下)

第五節 他の制度との調整等

第四十六条 この章の規定は、実施機関及び指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者で、実施機関

が指定したものをいう。以下同じ。)が府民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

2 この章第二節から前節までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

一 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)

二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第五十三条の二第二項の訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報

3 第十二条から第二十二條までの規定は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による当該個人情報の開示については、適用しない。

一 法令又は他の条例(大阪府情報公開条例を除く。以下この項において同じ。)の規定により閲覧し、又は縦覧することができる個人情報(電磁的記録に記録されたものを除く。) 閲覧

二 法令又は他の条例の規定により交付を受けることができる謄本、抄本等に記録されている個人情報(電磁的記録に記録されたものを除く。) 写しの交付

三 法令又は他の条例の規定により、第二十一条第二項の実施機関の規則で定める方法と同じ方法で開示を受けることができる個人情報(電磁的記録に記録されたものに限る。) 当該同じ方法

4 第二十三条から第二十七條までの規定は、法令又は他の条例の規定により、自己に関する個人情報の訂正をすることができる場合においては、適用しない。

5 第三十一条から第三十一条の六までの規定は、法令又は他の条例の規定により、自己に関する個人情報の利用停止をすることができる場合においては、適用しない。

(平一二条例四九・旧第三十二条繰下・一部改正、平一七条例二六・一部改正)

第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護

第一節 事業者の責務

(事業者の責務)

第四十七条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する。

一 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報

二 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
(平一二条例四九・旧第三十三条線下)

(府の出資法人の責務)

第四十八条 府が出資する法人で実施機関が定めるものは、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(平一二条例四九・旧第三十四条線下)

第二節 事業者に対する指導等

(事業者の自主的措置のための指導及び助言等)

第四十九条 知事は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、事業者に対し指導及び助言を行うものとする。

2 知事は、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、かつ、これを公表するものとする。

(平一二条例四九・旧第三十五条線下)

(説明又は資料の提出の要求)

第五十条 知事は、事業者が個人情報に不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(平一二条例四九・旧第三十六条線下)

(勧告)

第五十一条 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(平一二条例四九・旧第三十七条線下)

(事実の公表)

第五十二条 知事は、事業者が第五十条の規定による要求に正当な理由なく応じなかったとき又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(平一二条例四九・旧第三十八条線下・一部改正)

(適用上の注意)

第五十二条の二 知事は、第四十九条から前条までの規定に基づき、事業者に対し指導、助言、説明若しくは資料の提出の要求若しくは勧告又は事実の公表を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

(平一七条例二六・追加)

(苦情相談の処理)

第五十三条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(平一二条例四九・旧第三十九条線下)

第三節 府が設立した地方住宅供給公社等の特例

(第五十三条の二) 略

第四節 指定管理者の特例

(第五十三条の三) 略

第五節 適用除外

(第五十三条の四) 略

第四章 雑則

(費用負担)

第五十四条 次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の写しの作成及び送付(これらに準ずるものとして実施機関の規則で定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。

一 開示請求をして、個人情報が記録されている行政文書又はこれを複写した物の写しの交付(第二十一条第二項及び第三項の実施機関の規則で定める方法を含む。)を受ける者

二 第四十二条の意見書又は資料(これらを複写した物を含む。)の写しの交付(同条の実施機関の規則で定める方法を含む。)を受けるもの

三 第八条第一項第一号の規定に基づき、実施機関が定めるところにより、個人情報の提供として行政文書等の写しの交付(これに準ずるものとして実施機関の規則で定める方法を含む。)を受けるもの

(平一二条例四九・追加)

(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人)

第五十五条 知事は、個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に協力を要請し、又は国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の協力の要請に応ずるものとする。

(平一二条例四九・旧第四十条線下、平一七条例二六・一部改正)

(運用状況の公表)

第五十六条 知事は、毎年一回、各実施機関に係るこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(平一二条例四九・旧第四十一条線下)

(審議会の建議等)

第五十七条 審議会は、この条例の運用に関する事項について調査審議し、実施機関に対し、個人情報保護制度の在り方について建議することができる。

2 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平一二条例四九・旧第四十二条線下)

(委任)

第五十八条 この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関の取り扱う個人情報の保護については実施機関が、事業者の取り扱う個人情報の保護については知事が定める。

(平一二条例四九・旧第四十三条線下)

第五章 罰則

(平一七条例二六・章名追加)

(罰則)

第五十九条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第十条第二項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者、公社の職員若しくは職員であった者及び指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。)(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平一七条例二六・全改・一部改正)

第六十条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一七条例二六・追加)

第六十一条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一七条例二六・追加)

第六十二条 第五十七条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一七条例二六・追加)

第六十三条 前四条の規定は、府外においてこれらの

条の罪を犯した者にも適用する。

(平一七条例二六・追加)

第六十四条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

(平一七条例二六・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年十月一日から施行する。ただし、第七条第三項第六号、同条第四項ただし書、第八条第一項第七号、同条第三項及び第三十五条第二項中審議会の意見を聴くことに関する部分、第三十条第三項、第四十二条第一項及び第二項並びに附則第五項(大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第一条第一号の表の改正規定中審議会の項を加える部分に限る。)の規定は、同年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第六条第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

(大阪府公文書公開等条例の一部改正)

3 大阪府公文書公開等条例(昭和五十九年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大阪府公文書公開等条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の前日にされた前項の規定による改正前の大阪府公文書公開等条例第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

5 大阪府附属機関条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(移行型地方独立行政法人に関する経過措置)

6 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人に限る。以下同じ。)の成立の際現にこの条例の規定によりなされている開示請求その他の請求(当該地方独立行政法人がその成立の日以後行う、その日の前日において実施機関が行っていた業務に相当する業務に係るものに限る。)又はこれに係る不服申立てについては、当該地方独立行政法人に対してなされたものとみなす。

(平一七条例二六・追加)

7 前項に掲げるもののほか、地方独立行政法人の成立の前日にこの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為(当該地方独立行政法人がその成立の日以後行う、その日の前日において実施機関が行っていた業務に相当する業務に係るものに限る。)については、当該地方独立行政法人に対してなされたもの又は当該地方独立行政法人によりなされたものとみなす。

(平一七条例二六・追加)

附 則(平成一二年条例第四九号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十二条第二項及び第十三条第三号の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

(平成一二年規則第二三〇号で平成一二年六月一日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の大阪府個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第十二条第一項若しくは第二項の規定によりなされている開示請求、第二十一条第一項若しくは第三項の規定によりなされている訂正請求又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定によりなされている削除請求(以下これらを「旧開示請求等」という。)は、それぞれ改正後の大阪府個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第十二条第一項若しくは第二項の規定によりなされた開示請求、第二十三条第一項若しくは第三項の規定によりなされた訂正請求又は第二十八条第一項若しくは第二項の規定によりなされた削除請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第三十条第一項の規定により大阪府個人情報保護審議会に対してなされている諮問(以下「旧諮問」という。)は、新条例第三十五条の規定によりなされた審議会に対する諮問とみなす。

4 前二項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧開示請求等又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によってなされたものとみなす。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

5 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一四年条例第二二号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第七九号)

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第二六号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第八条第一項の改正規定 平成十七年十月一日

二 第二条及び附則第六項の規定 規則で定める日

(平成一八年規則第三号で平成一八年四月一日から施行)

三 附則第七項の規定 公布の日

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の大阪府個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第二条第一号イ又はロに掲げる情報については、この条例の施行の日から平成

十七年九月三十日までの間は、第一条による改正後の大阪府個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第七条第三項第六号若しくは第五項又は第八条第一項第六号若しくは第三項の規定にかかわらず、実施機関は、大阪府個人情報保護審議会の意見を聴かないことができる。

3 この条例の施行の際現になされている旧条例第十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十八条第一項の規定による開示請求、訂正請求若しくは削除請求又は旧条例第三十五条の規定による諮問については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

5 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

6 大阪府附属機関条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大阪府立青少年野外活動施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 大阪府立青少年野外活動施設条例の一部を改正する条例(平成十六年大阪府条例第七十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

大阪府青少年健全育成条例

昭和五十九年三月二十八日
大阪府条例第四号

改正

昭和五十九年十二月二十二日 大阪府条例第五十七号
平成 三年十二月二十 日 大阪府条例第四十二号
平成 十二年 三月三十一日 大阪府条例第五十四号
平成 十五年 三月二十五日 大阪府条例第十八号
平成 十六年 三月 三十日 大阪府条例第二十六号
平成 十七年 十月二十八日 大阪府条例第一百号

目次

前文

第一章 総則（第一条 - 第九条）
第二章 社会環境整備のための営業の規制等
第一節 営業に関する自主規制（第十条 - 第十二条）
第二節 有害な図書類等の販売等の禁止等（第十三条 - 第二十一条）
第三節 有害広告物に対する措置命令（第二十二条）
第四節 古物の買受け等の禁止（第二十三条）
第五節 夜間立入り制限等（第二十四条・第二十五条）
第六節 インターネット利用環境の整備（第二十六条・第二十七条）
第三章 青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止（第二十八条 - 第三十二条）
第四章 雑則（第三十三条 - 第三十八条）
第五章 罰則（第三十九条 - 第四十五条）
附則

青少年が健やかに育つことは、府民すべての願いである。われわれは、青少年自らが、たくましい自立の力、やさしい心、豊かな創造性を身につけて、互いに助けあい、社会の発展と人類の幸福に貢献する人間に成長することを心から希望し、期待する。
同時に、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、彼らをささえ、みちびくことは、社会全体の責務であることを改めて自覚するものである。
われわれは、大阪の誇る自由と進取の伝統を大切にしつつ、府民のすべてが、それぞれの立場で心身ともに健やかな青少年を育成することに努力したい。
ここに新たな決意をもって、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにするとともに、府の基本施策を定めてこれを推進し、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 青少年は、社会の一員として尊重され、かつ、良好な環境の中で心身ともに健全に成長するよう家庭、学校、地域社会その他あらゆる生活の場において配慮されなければならない。

（定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 青少年十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

二 図書類 書籍、雑誌、絵画及び写真並びにレコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク、映画フィルム、スライドその他これらに類するものをいう。

三 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。

四 がん具類 がん具及びこれに類するものをいう。

五 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものをいう。

六 飲食店営業 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業及び同条第二号に掲げる喫茶店営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる営業を除く。）をいう。

（府の責務）

第四条 府は、青少年の自主性を尊重し、及び市町村と連絡調整を緊密に行いつつ、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては、保護者（親権を行う者、未成年後見人及び児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。）、地域住民、学校並びに青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体と連携及び協力を行うものとする。

(営業を営む者の責務)

第五条 物品の製造又は販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他の営業を営む者は、その営業について、社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第六条 保護者は、青少年の規範意識、公共心及び自らと他者を大切にすることを醸成する等により、青少年を健全に育成することがその本来果たすべき責務であり、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、愛情ある環境の中で青少年を保護し、及び教育するよう努めなければならない。

2 青少年の健全な育成に関する活動を行う者は、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、その活動を通じて青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくることに努めるとともに、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(府民の責務)

第七条 府民は、深い理解と関心をもって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境及び行為から青少年を保護するよう努めなければならない。

(府の基本施策等)

第八条 府は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- 一 青少年が互いに友情や連帯を深めるようスポーツ、文化及び社会参加の活動を促すこと。
- 二 青少年が諸外国の青少年と友好を深め、その視野を広げるよう国際交流を盛んにすること。
- 三 青少年が健やかに育つよう心の通った地域社会づくりを進めること。
- 四 青少年が愛情をもってはぐくまれ、豊かな心を養うようあたたかな家庭づくりを助けること。
- 五 青少年が自然と親しむ場や身近に集う場を整備し、その活用を図ること。
- 六 青少年が情報社会において自律性や自主性をもって対応できるようにするための取組を推し進めること。
- 七 青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくり、青少年の非行を未然に防ぐための活動を推し進めること。
- 八 青少年の規範意識を醸成するための取組を推し進めること。

2 知事は、前項の施策の実施についての総合的な計画を策定しなければならない。

(適用上の注意)

第九条 この条例は、府民の自主的な活動を尊重しつつ青少年の健全な育成を図ろうとするものであって、これを濫用し、表現の自由その他この条例の規定の適用を受ける者の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第二章 社会環境整備のための営業の規制等

(中略)

第六節 インターネット利用環境の整備

(インターネット上の情報に係る努力義務)

第二十六条 端末装置を青少年に利用させるために設置する施設の管理者その他端末装置を公衆の利用に供する者は、当該端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報(以下「有害情報」という。)の視聴を防止するよう努めなければならない。

2 端末装置の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 保護者は、端末装置を青少年に利用させるに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報の視聴を防止するよう努めなければならない。

4 保護者は、自らがインターネット上の情報の特質について理解し、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるよう努めなければならない。

(助言及び周知)

第二十七条 府は、前条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく取組についての必要な助言を行い、並びに同条第1項及び第3項に規定する方法の周知に努めるものとする。

(以下略)



教育委員会事務局教育振興室

平成 14 年 3 月発行

平成 15 年 9 月一部改訂

平成 19 年 3 月増補改訂

〒540-8571 大阪市中央区大手前 2 丁目 / TEL 06(6941)0351